

こだわり医療保険

ご契約のしおり／約款



は じ め に

このたびはマニユライフ生命の「こだわり医療保険 with PRIDE」をご検討いただきまして、ありがとうございます。この冊子は「こだわり医療保険 with PRIDE」をご契約いただくにあたって知っていただきたい事項を記載しておりますので、ぜひご一読いただき、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存しご活用ください。

こ の 冊 子 の 構 成

ご契約のしおり

ご契約に際してのお願いとお知らせ、商品の特長としくみ、保障内容や諸手続きなどについて、わかりやすく説明しています。

約 款

ご契約についてのとりきめを記載しており、普通保険約款（主契約）と特約条項（特約）で構成されています。「ご契約のしおり」とあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解ください。

ご契約のしおり

マニユライフ生命の無配当終身医療保険

こだわり医療保険

★★★ *with PRIDE* ★★★

ご契約についての重要な事項、諸手続き、税法上の扱いなど、
ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくまとめたものです。
約款とあわせて、ぜひご読いただき、
ご契約内容を正確にご理解いただけますようお願いします。

目次

ご契約のしおり	1
■主な保険用語のご説明	4
1. 主な保険用語のご説明	4
■お願いとお知らせ	6
2. お願いとお知らせ	6
■特長としくみ	14
3. 特長としくみ	14
4. この保険には次のような給付があります	17
5. 特約の給付内容について	20
■給付金などを支払わない場合	31
6. 給付金などをお支払いできない場合について	31
■ご契約についての大切なことから	34
7. 健康状態、職業などの告知について	34
8. 詐欺による取消について	36
9. 不法取得目的による無効について	36
10. ご契約上の責任はこの時から開始します	36
11. 第2回目以降の保険料の払込方法（経路）について	38
12. 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効について	39
13. ご契約の復活について	39
14. 給付金のお支払時などの保険料の精算	40
15. ご契約が消滅したときなどにおける保険料のお取扱い	41
16. 保険料のお払込みが困難になられた場合のお取扱い	41
17. 特約の保険期間満了時のお取扱いについて（更新）	42
18. 解約および解約返戻金について	43
19. 差押債権者、破産管財人等による解約および給付金などの受取人によるご契約の存続について	43
20. 受取人の変更について	44
21. 給付金などのご請求方法について	45
22. 生命保険の税務	48
23. 被保険者によるご契約者への解約の請求について	49
■各種手続きについて	50
24. 各種手続きについて	50
25. クーリング・オフ（お申込みの撤回・ご契約の解除）のお申し出の方法	50
約款	53

●約款本文の目次は53ページに記載しております。

次のような場合には、該当するページをご覧ください

【給付金などのお支払い】

給付金などの
請求手続きは？



21. 給付金などの
ご請求方法について ▶P.45

給付金などが支払われる
場合は？



4. この保険には次のような
給付があります ▶P.17
5. 特約の給付内容について ▶P.20

給付金などが支払われない
場合は？



6. 給付金などをお支払いできない
場合について ▶P.31

【保険料について】

保険料の払込方法を
変えたい



11. 第2回目以降の保険料の
払込方法(経路)について ▶P.38

保険料の負担を
減らしたい



16. 保険料のお払込みが困難に
なられた場合のお取扱い ▶P.41

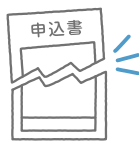
保険料の払込みが
できなかった



12. 保険料払込の猶予期間、
ご契約の失効について ▶P.39
13. ご契約の復活について ▶P.39

【ご契約後について】

申込みを撤回したい



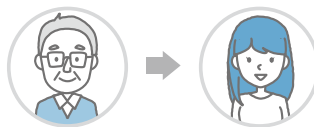
25. クーリング・オフ
(お申込みの撤回・ご契約の解除)の
お申し出の方法 ▶P.50

住所が変わったとき／
結婚したとき(改姓)



24. 各種お手続きについて ▶P.50

受取人を変更したい



20. 受取人の変更について ▶P.44

保険を解約したい



18. 解約および解約返戻金について ▶P.43

保険にかかわる税金について知りたい



22. 生命保険の税務 ▶P.48

※各種取扱いにおける利率については、マニュアル生命ホームページをご参照ください。

1

主な保険用語のご説明

●この冊子をお読みいただくにあたってご参照ください。

あ

うけとり
受取人

給付金などを受け取る人のことです。

か

かいやくへんれいきん
解約返戻金

ご契約が解約されたときなどに、ご契約者に払い戻すお金のことをいいます。

きゅうふきん
給付金

被保険者が疾病や不慮の事故によって入院されたり、手術を受けられたときなどに、マニユライフ生命からお支払いするお金のことをいいます。

かいやくおうとうび
契約応当日

ご契約後の毎年の契約日に対応する日のことです。とくに月単位あるいは半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの契約日に対応する日のことをいいます。

かいやくねんれい
契約年齢

契約日における被保険者の満年齢です。ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

かいやくび
契約日

期間および年齢などの計算の基準となる日をいい、通常は責任開始日の属する月の翌月1日を契約日とします。

こくちぎむ
告知義務と
こくちぎむいはん
告知義務違反

ご契約者と被保険者には、ご契約のお申込みや復活のお申込みなどの際に現在の健康状態やご職業、過去の病歴などマニユライフ生命がおたずねする重要なことについて、ありのままを報告していただきます。これを「告知義務」といいます。マニユライフ生命がおたずねした重要なことについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは告知義務に違反したことになります。マニユライフ生命はご契約の効力を消滅（解除）させることができます。

さ

しっこう
失効

保険料払込の猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。

しゅけいやく とくやく
主契約と特約

普通保険約款に記載されているご契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料の払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものをいいます。

じょうほうたんまつ りよう
情報端末を利用した
もうしこ
お申込み

携帯端末等の情報処理機器（情報端末）を利用したご契約のお申込みをいいます。「情報端末による保険契約の申込等に関する特約」を付加することで、情報端末を利用したお申込みができます。

しん さ
診査

診査医扱いのご契約に申し込まれたときには、マニユライフ生命の指定する医師により問診、検診をさせていただきます。また職場の健康管理を利用して診断書などの写しにもとづく方法、生命保険面接士の観察報告による方法もあります。

せきにんかい し き び
責任開始期(日)

申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

せきにんじゅん び きん
責任準備金

将来の給付金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てられる積立金をいいます。

た

だいいっかい ほ けんりょうそうとうがく
第1回保険料相当額

ご契約のお申込みの際にお払込みいただくお金のことで、ご契約が成立したときには第1回保険料に充当されます。

は

はらいこみ き げつ
払込期月

契約応当日の属する月の1日から末日までをいいます。

ひ ほ けんしゃ
被保険者

生命保険の対象として、保険がつけられている人のことをいいます。

ほ けんけいやくしゃ
保険契約者

マニユライフ生命と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（たとえば、ご契約内容の変更などの請求権）と義務（たとえば、保険料の支払義務）を持つ人のことをいいます。

ほ けんしょうけん
保険証券

給付金額や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。

ほ けんりょう
保険料

ご契約者にお払込みいただくお金のことです。

や

やっかん
約款

ご契約者とマニユライフ生命が保険契約上とりかわすお約束の内容を規定するものです。

2

お願いとお知らせ

申込書、告知書はご自身で正確に記入してください

- 申込書、告知書は重要な書類です。ご契約者ご自身で(被保険者欄は被保険者ご自身で)正確に記入してください。また、記入内容を再度お確かめのうえ、ご署名をお願いします。**1**

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人について

- マニライフ生命の担当者/代理店(生命保険募集人)は、お客様とマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行なう方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対するマニライフ生命の承諾が必要になります。

マニライフ生命の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、マニライフ生命は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

クーリング・オフ(お申込みの撤回・ご契約の解除)制度について

- 生命保険契約は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分に内容をご検討いただきますようお願いいたします。
- お申込者またはご契約者(以下、「申込者等」といいます。)は、申込日または第1回保険料相当額の払込日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面**2**によるお申し出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます。)ができます。これを「クーリング・オフ制度」といいますが、この場合にはお払込みいただいた金額を全額お返しします。
※クレジットカードを利用して第1回保険料相当額をお払込みいただく場合には、マニライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた日を第1回保険料相当額の払込日とします。この場合、カード会社からお客様に請求がなされた場合のみ、保険料をお返しします。
- マニライフ生命はお申込みの撤回等に関して、損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面の発信時に保険金または給付金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が保険金または給付金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

1

情報端末を利用したお申込みの場合は、入力内容を十分お確かめのうえ、ご署名をお願いします。

2

書面以外の方法として、マニライフ生命ホームページ(www.manulife.co.jp)の「お問い合わせ」からもお手続きいただけます。

●次の場合には、お申込みの撤回等のお取扱いができません。

- ①申込者等が法人のとき、または当該保険契約が営業もしくは事業のために締結する保険契約であるとき
- ②当該保険契約の保険期間が1年以下であるとき
- ③マニユライフ生命指定の医師による診査を受けられたとき
- ④当該保険契約が債務の履行の担保のための保険契約であるとき
- ⑤既契約の内容変更(特約の中途付加など)のとき

<お申し出方法①>

●お申込みの撤回等は、書面(封書)により前記の期間内(8日以内の消印有効)にマニユライフ生命の
本社宛てに、お申し出ください。

<お願い>

●お申込みの撤回等と行違いに保険証券が到着した場合は、マニユライフ生命コールセンターにご連絡
ください。

現在のご契約を解約、減額することを前提に、 新たなご契約のお申込みをご検討されている方へ

●マニユライフ生命または他社で、現在のご契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について不
利益となります。

- ・多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期
間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- ・新たなご契約については、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、責任開始期前
の発病の場合などには、保険金・給付金等が支払われないことがあります。
- ・保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額されるご契約と新たなご契約とで異な
ることがあります。例えば、予定利率が引き下がることによって保険料率が引き上げとなる場合が
あります。

●新たなご契約の締結の際は、一般の契約と同様に告知義務があります。

- ・新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・詐欺による契約の取消の規定等について、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の
対象となります。
- ・したがって、告知が必要な傷病歴等がある場合、新たなご契約をお引受けできなかったり、その告
知をされなかったために、新たなご契約が解除・取消となる場合があります。

保険証券などをご確認ください

●ご契約をお引受けしますと、マニユライフ生命は保険証券および返信用のはがきなどをお送りします
ので、お申込みいただいた際の内容と違ってないかどうか、もう一度確かめください。もし違って
いたり、ご不審の点がありましたら、お手数でも返信用のはがきをお送りいただくか、マニユライフ生
命コールセンターまでご連絡ください。

●保険証券等の電子化に関する特約を付加した場合、マニユライフ生命の保険契約者専用Webサイト
(マイページ)よりお申込内容を確認いただけます。この場合、書面の保険証券は発行しません。詳し
くは、保険証券等の電子化に関する特約条項をご覧ください。

※募集代理店などにより、お取扱いがないことがあります。

1

お申し出の方法などの
詳細については、「25.
クーリング・オフ（お申
込みの撤回・ご契約の
解除）のお申し出の方
法」をご参照ください。

「生命保険契約者保護機構」について

● マニユライフ生命は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ・ 保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行なう等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・ 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行ない、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・ 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^{*1}に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^{*2}を除き、責任準備金等^{*3}の90%とすることが、保険業法等で定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。^{*4})
- ・ なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行なわれる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行なう制度)が設けられる可能性もあります。

*1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。)

*2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)をこえていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90%-(過去5年間にける各年の予定利率-基準利率)の総和÷2
(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、マニユライフ生命または保護機構のホームページで確認できます。

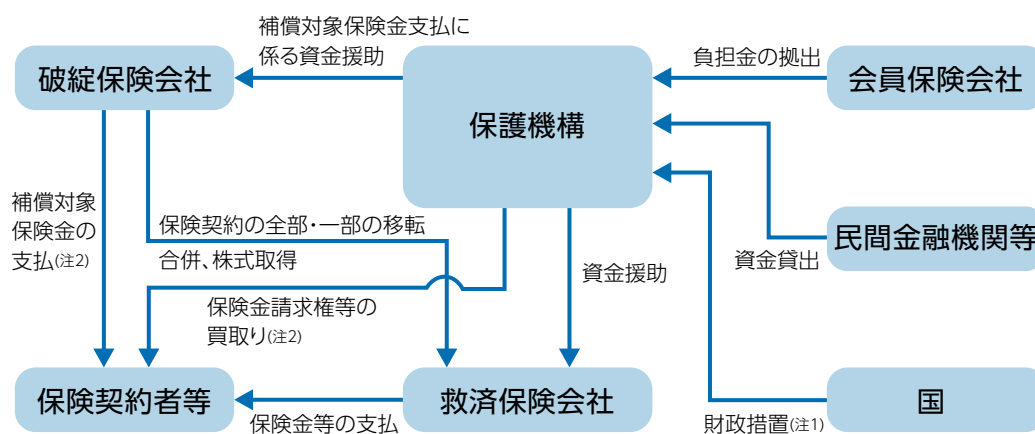
(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

*3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

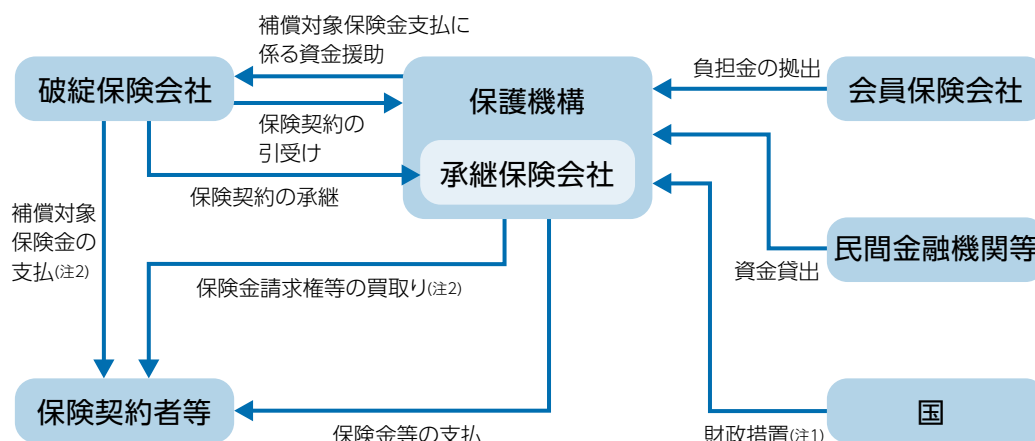
*4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

仕組みの概略図

■救済保険会社が現れた場合



■救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、*2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合せ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

お客様の個人情報のお取扱いについて

1. 個人情報の利用目的

- 個人情報の利用目的は下記のとおり、マニライフ生命の商品・サービスを提供させていただくために必要な範囲に限定しています。また、お客様より個人情報を収集させていただきます際は、同目的を達成するために必要とする最小限の範囲といたします。

- ・各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスの案内・提供、ご契約の維持管理
- ・マニライフ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

2. 個人情報の第三者への提供について

【業務委託先または第三者への個人情報の取得依頼や提供】

- マニライフ生命は、業務上必要な範囲内で、嘱託医、生命保険面接士、契約確認会社、国内外の外部情報処理業者・再保険会社¹等に個人情報の取得依頼または提供を行なうことがあります。

3. 個人情報等の開示・訂正・利用停止のご依頼およびお問合せ窓口について

【個人情報等の開示・訂正・利用停止のご依頼】

- マニライフ生命が取り扱うお客様の個人情報等について、お客様より開示・訂正・利用停止等のお申し出があった場合は、お客様ご本人からのお申し出であることをご確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り、開示・訂正・利用停止等について速やかに対応します。

【お問合せ窓口】

- マニライフ生命は、お客様の個人情報等に関するお問合せ窓口を設けています。個人情報等の開示・訂正・利用停止等のお申し出、その他個人情報等に関するお問合せはマニライフ生命コールセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。

マニライフ生命コールセンター TEL 0120-063-730

お問合せ時間 月～金曜日 9時～17時
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)
ホームページ www.manulife.co.jp

4. 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)について

- その他個人情報の取扱いの詳細(マイナンバーの取扱いなど)については、個人情報保護方針(プライバシーポリシー)をご覧くださいか
(<https://www.manulife.co.jp/ja/individual/about/company/privacypolicy.html>)、マニライフ生命コールセンターにお問合せください。



1

再々保険以降の出再を含みます。

※再保険に出すことを出再といいます。

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

マニユライフ生命は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、マニユライフ生命の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1. 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- マニユライフ生命は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社¹ および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。))とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下、「保険契約等」といいます。))のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下、「保険金等」といいます。))のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。))にもとづき、マニユライフ生命の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、マニユライフ生命は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
- なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下「契約日等」といいます。))から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。
- 各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- マニユライフ生命の保険契約等に関する登録事項については、マニユライフ生命が管理責任を負います。契約者または被保険者は、マニユライフ生命の定める手続きにしたがい、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、マニユライフ生命の定める手続きにしたがい、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、マニユライフ生命コールセンターにお問合せください。

1

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- ②死亡保険金額および災害死亡保険金額
- ③入院給付金の種類および日額
- ④契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- ②普通死亡保険金の金額
- ③入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- ④災害死亡保険金の金額
- ⑤がん給付金の一時金額
- ⑥就業不能保障給付金の月額
- ⑦先進医療保障給付の件数
- ⑧契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑨取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記②～⑦に該当する主契約・特約が登録対象となります。

- その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

2. 「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- マニユライフ生命は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社¹、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。))とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下、「保険契約等」といいます。))の解除、取消もしくは無効の判断(以下、「お支払い等の判断」といいます。))の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、マニユライフ生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。
- 保険金、年金または給付金(以下、「保険金等」といいます。))のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。))があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行なった各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- マニユライフ生命が保有する相互照会事項記載の情報については、マニユライフ生命が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、マニユライフ生命の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出るこ

1

「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

とができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、マニライフ生命の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、マニライフ生命コールセンターにお問合せください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。)
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

「犯罪収益移転防止法」にもとづく取引時確認等に関するお願い

- マニライフ生命では、「犯罪収益移転防止法」にもとづき、一定の生命保険契約の締結の際、保険契約者の本人特定事項(氏名、住所、生年月日等)、職業または事業の内容等の確認を行なっております。これは、保険契約者の取引に関する記録の保存を行なうことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ロンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
- なお、本人特定事項等に変更が生じた場合は、マニライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

保険契約締結に関する確認事項

- 新たな保険契約の申込みを行なうにあたり、次の事項についてご注意ください。
- マニライフ生命に加入している保険契約(1999年3月31日以前に申し込まれたマニライフ生命のご契約を含みます。)の失効および解約などに関し、特に次の事項についてご注意ください。
 - ・マニライフ生命に加入している保険契約の保険料のお払込みをせず失効した後に復活請求を行なった場合、健康状態および年齢によっては、復活ができなくなる場合があります。
 - ・マニライフ生命に加入している保険契約の保険料のお払込みをせず失効した後または解約した後に新たな保険契約の申込みを行なった場合、健康状態および年齢によっては、新たな保険契約の締結ができなくなる場合があります。
 - ・マニライフ生命に加入している保険契約と同等のご契約内容で新たな保険契約を締結する際、保険料が高くなる場合があります。
 - ・マニライフ生命に加入している保険契約の保障を見直す際に、マニライフ生命に加入している保険契約の失効後あるいは解約などを行なった後に新たな保険契約に加入する、マニライフ生命に加入している保険契約を継続する、新たな保険契約に追加加入するなどの、いずれを選択するかは、マニライフ生命に加入している保険契約の内容と新たな保険契約の内容などを十分に比較検討し、ご自身の意思で判断いただく事項になります。
- 上記の内容を十分理解したうえで、ご自身の意思により、マニライフ生命との間で新たに生命保険の申込みをしていただくようお願いいたします。

3

特長としくみ

「こだわり医療保険 with PRIDE」の特長

- 「こだわり医療保険 with PRIDE」は、被保険者が疾病や不慮の事故によって入院されたり、手術を受けられたときなどに給付金をお支払いする一生保障の続く保険で、正式名称を無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16)といいます。
 - ・被保険者が疾病や不慮の事故によって入院をされた場合、1日目から保障します。
 - ・支払限度の型①は、30日型・60日型・120日型の3種類から指定していただけます。また、通算支払限度はいずれの型も1,000日となります。
 - ・被保険者が疾病や不慮の事故によって、入院中に手術を受けられた場合は入院給付金日額の20倍、入院中以外に手術を受けられた場合は入院給付金日額の10倍の手術給付金をお支払いします。
 - ・被保険者が疾病や不慮の事故によって放射線治療を受けた場合、放射線治療給付金をお支払いします。
 - ・被保険者が疾病や不慮の事故によって骨髄移植術を受けた場合、骨髄移植給付金をお支払いします。
 - ・被保険者が骨髄幹細胞の採取術を受けた場合、骨髄ドナー給付金をお支払いします。
 - ・被保険者が疾病や不慮の事故による入院給付金が支払われる入院中に集中治療室管理を受けた場合、集中治療給付金をお支払いします。
- マニユライフ生命の定める基準を満たしたノンスモーカー(非喫煙者)の方には非喫煙者保険料率が適用されるため、保険料が割安となります。
- 保険料払込期間は短期払、終身払からお選びいただけます。
- 被保険者が次の状態に該当された場合、それ以後の保険料のお払込みを免除します。
 - ①疾病または傷害により、高度障害状態に該当されたとき
 - ②不慮の事故により、身体障害の状態に該当されたとき
- この保険には、次の特約を付加することができます。②
 - ①無配当無解約返戻金型入院見舞給付特約(16)
 - ②無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)
 - ③無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約(16)
 - ④無配当無解約返戻金型通院特約(16)
 - ⑤七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)
 - ⑥メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)
 - ⑦無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)
 - ⑧無配当無解約返戻金型特定在宅治療支援特約(16)
 - ⑨無配当無解約返戻金型健康連動型生存給付特約(16)
 - ⑩無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)
 - ⑪無配当無解約返戻金型先進医療特約(16)
 - ⑫三大疾病保険料払込免除特約(16)
 - ⑬リビング・ニーズ特約
 - ⑭指定代理請求特約

1

1回の入院についての支払限度日数

2

保険期間の途中で、①～⑫の特約を付加することはできません。

！ ご注意 ！

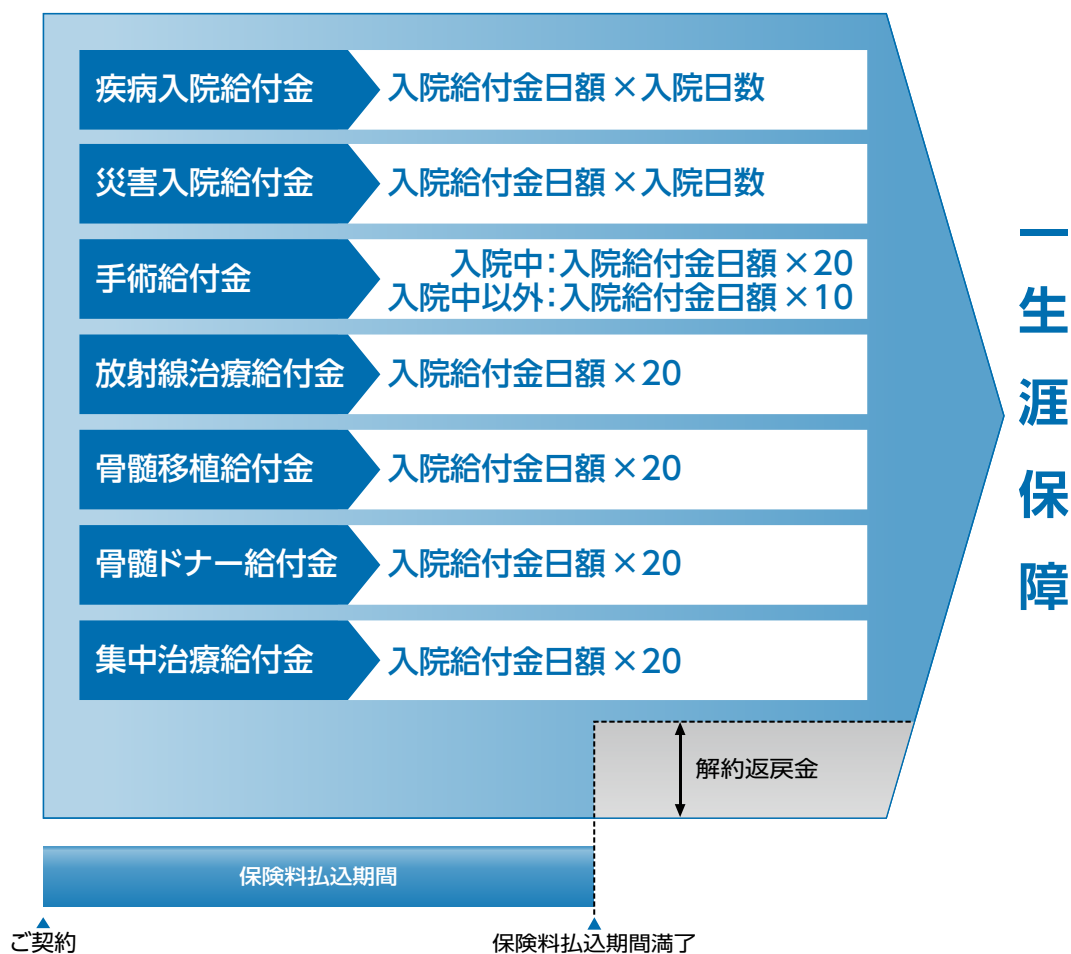
- マニユライフ生命にて、先進医療給付金またはガン先進医療給付金が支払われるご契約にすでにご加入されている場合には、無配当無解約返戻金型先進医療特約(16)は付加できません。

「こだわり医療保険 with PRIDE」のしくみ

しくみ図

主契約

【短期払の場合】



しおり

主な保険用語の
ご説明

お願いとお知らせ

特長としくみ

給付金などを
支払わない場合

ご契約についての
大切なことがら

各種お手続きに
ついて

マニライフ生命の定める喫煙歴に関する基準について

- この保険の保険料は、標準保険料率または非喫煙者保険料率¹のいずれかを適用して計算します。
 - 非喫煙者保険料率は、過去1年以内に喫煙をしていないことなど、マニライフ生命所定の基準を満たした「非喫煙者」の方を被保険者とする保険契約に適用します。
 - 非喫煙者保険料率を適用する場合、ご契約者または被保険者から過去1年間の喫煙状況等に関する告知をいただくことに加え、マニライフ生命所定の検査を被保険者の方に実施させていただきます。
 - なお、検査の結果によっては、非喫煙者保険料率でのご契約をお引受けできない場合があります。
 - 次の特約の保険料は、標準保険料率または非喫煙者保険料率¹のいずれかを適用して計算します。
 - ①無配当無解約返戻金型入院見舞給付特約(16)
 - ②無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)
 - ③無配当無解約返戻金型通院特約(16)
 - ④無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)
 - ⑤無配当無解約返戻金型健康連動型生存給付特約(16)
 - ⑥無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)
- ※七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)が付加されている場合、七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)の保険料は、この保険の保険料に組み込まれています。また、無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)とあわせて付加された場合には、無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)の保険料にも組み込まれています。
- ※三大疾病保険料払込免除特約(16)が付加されている場合、三大疾病保険料払込免除特約(16)の保険料は、この保険およびこれに付加されている特約(無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)を除きます。)の保険料に組み込まれています。

1

保険数理上の給付金支払額を低く見積もった保険料率のことをいいます。

4

この保険には次のような給付があります

無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16)の給付内容

- この保険は、被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当されたときに給付金をお支払いする保険です。

入院給付について

支払事由	給付金	お支払額	受取人
疾病により入院をされ、その入院日数が1日以上するとき	疾病入院給付金	入院給付金日額×入院日数	被保険者
不慮の事故 ¹ によりその事故の日を含めて180日以内に入院を開始し、その入院日数が1日以上するとき	災害入院給付金	入院給付金日額×入院日数	

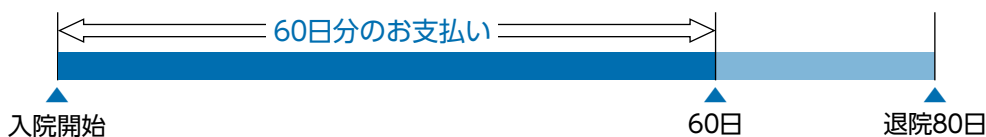
- 入院日数が1日とは入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。
- 疾病入院給付金と災害入院給付金とが重複する場合、重複する入院日数については、災害入院給付金をお支払いし、疾病入院給付金はお支払いしません。
- 疾病入院給付金および災害入院給付金には、1回の入院に対するお支払限度の日数により30日型・60日型・120日型の支払限度の型があります。

支払限度の型	給付金	1回の入院についてのお支払限度	通算支払限度
30日型	疾病入院給付金	30日	疾病入院給付金：1,000日 災害入院給付金：1,000日
	災害入院給付金		
60日型	疾病入院給付金	60日	
	災害入院給付金		
120日型	疾病入院給付金	120日	
	災害入院給付金		

60日型の入院給付金のお支払例

入院給付金日額を10,000円に設定した場合

条件	お支払金額
継続して80日間入院された場合	10,000円×60日=600,000円



手術給付について

支払事由	給付金	お支払額	受取人
疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因による、公的医療保険制度①における医科診療報酬点数表②に手術料の算定対象として列挙されている診療行為を受けられたとき。ただし、次に該当するものを除きます。 ①創傷処理 ②皮膚切開術 ③デブリードマン ④骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ⑤抜歯手術 ⑥鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)	手術給付金	入院中の場合 入院給付金日額 ×20 入院中以外の場合 入院給付金日額 ×10	被保険者

- 同時に2以上の手術を受けられたときは、1回の手術を受けたものとみなして手術給付金をお支払いします。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される手術③を複数回受けられたときは、一連の治療過程で最初に手術を受けられた日から、その日を含めて60日以内に受けられた手術のうち手術給付金の支払額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。この場合、最初に手術を受けられた日からその日を含めて60日経過後に受けられた手術については、新たな手術とみなします。

放射線治療給付について

支払事由	給付金	お支払額	受取人
疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因による、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を受けられたとき	放射線治療給付金	入院給付金日額 ×20	被保険者

- 放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を複数回受けられたときは、放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けられた日から、その日を含めて60日以内に受けられた放射線治療に対しては放射線治療給付金をお支払いしません。

骨髄移植給付について

支払事由	給付金	お支払額	受取人
疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因による、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術を受けられたとき	骨髄移植給付金	入院給付金日額 ×20	被保険者

- 骨髄移植術には、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植を含めます。ただし、異種移植④は含めません。

骨髄ドナー給付について

支払事由	給付金	お支払額	受取人
責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞の採取術を受けられたとき	骨髄ドナー給付金	入院給付金日額 ×20	被保険者

- 骨髄幹細胞の採取術には、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含めます。ただし、自家移植⑤を除きます。

1

公的医療保険制度については、無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16)の約款別表6「公的医療保険制度」をご覧ください。

2

医科診療報酬点数表については、無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16)の約款別表7「医科診療報酬点数表」をご覧ください。

3

2025年11月現在「下肢静脈瘤手術(硬化療法)」、「網膜光凝固術」などです。なお、医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります。

4

ヒト以外からヒトへの移植

5

骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる場合

集中治療給付について

支払事由	給付金	お支払額	受取人
疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因による、疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院中に、公的医療保険制度 ¹ における医科診療報酬点数表 ² または歯科診療報酬点数表 ³ により救命救急入院料等の算定対象となる集中治療室管理を受けられたとき	集中治療給付金	入院給付金日額 ×20	被保険者

●集中治療給付金は、1回の入院に対して1回のお支払いを限度とします。

！ ご注意 ！

- マニユライフ生命は、法令等の改正による公的医療保険制度の改正があり、この保険の手術給付金、放射線治療給付金、骨髄移植給付金または集中治療給付金の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する2か月前までにご契約者あてにご連絡いたします。

！ ご注意 ！

- ご契約者が法人の場合、ご契約の締結の際にお申し出がないときには給付金のご契約者にお支払いします。

<次の場合、保険料のお払込みを免除します>

- 被保険者が責任開始期以後に次の状態に該当された場合には、それ以後の保険料のお払込みを免除します。
 - ①疾病または傷害により、高度障害状態⁴に該当されたとき
 - ②不慮の事故⁵による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態⁴に該当されたとき

！ ご注意 ！

- 次のいずれかによって高度障害状態または身体障害の状態に該当されたときは、保険料のお払込みを免除しません。
 - ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ②被保険者の犯罪行為
 - ③被保険者の精神障害を原因とする事故
 - ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑦地震、噴火または津波
 - ⑧戦争その他の変乱

1

公的医療保険制度については、無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16)の約款別表6「公的医療保険制度」をご覧ください。

2

医科診療報酬点数表については、無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16)の約款別表7「医科診療報酬点数表」をご覧ください。

3

歯科診療報酬点数表については、無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16)の約款別表8「歯科診療報酬点数表」をご覧ください。

4

高度障害状態および身体障害の状態については、無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16)の約款別表10「対象となる高度障害状態および身体障害の状態」をご覧ください。

5

不慮の事故については、無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16)の約款別表4「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

5

特約の給付内容について

無配当無解約返戻金型入院見舞給付特約(16)の給付内容

- この特約は、被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当されたときに給付金をお支払いする特約です。

支払事由	給付金	お支払額	受取人
主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をされたとき	入院見舞給付金	主契約の入院給付金日額×5	被保険者

- 主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金のいずれもが通算支払限度に達した場合には、この特約は消滅します。ただし、七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)があわせて付加されている場合は、消滅しません。
- 入院見舞給付金は、1回の入院に対して1回のお支払いを限度とします。
- 2回以上入院をされた場合でも、主契約において1回の入院とみなされるときは、入院見舞給付金はそれらの入院につき1回お支払いします。

無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)の給付内容

- この特約は、被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当されたときに給付金をお支払いする特約です。

支払事由	給付金	お支払額	受取人
七大生活習慣病 ¹ により入院をされ、その入院日数が1日以上るとき	七大生活習慣病入院給付金	七大生活習慣病入院給付金日額×入院日数	被保険者

- 七大生活習慣病入院給付金には、1回の入院に対するお支払限度の日数により30日型・60日型・120日型の支払限度の型があります。

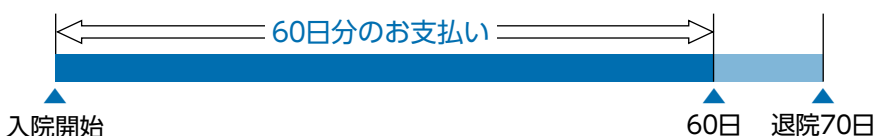
支払限度の型	給付金	1回の入院についてのお支払限度	通算支払限度
30日型	七大疾病生活習慣病入院給付金	30日	1,000日
60日型		60日	
120日型		120日	

- この特約の給付金が通算支払限度に達した場合には、この特約は消滅します。ただし、七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)があわせて付加されている場合は、消滅しません。

60日型の七大生活習慣病入院給付金のお支払例

七大生活習慣病入院給付金日額を10,000円に設定した場合

条件	お支払金額
高血圧性疾患で継続して70日間入院された場合	10,000円×60日=600,000円



1

対象となる七大生活習慣病（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患、糖尿病、肝疾患、腎疾患）の詳細については、無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)条項の別表1「対象となる七大生活習慣病」をご覧ください。

無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約(16)の給付内容

- この特約は、被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当されたときに給付金をお支払いする特約です。

支払事由	給付金	お支払額	受取人
女性特定疾病 ¹ により入院をされ、その入院日数が1日以上するとき	女性疾病 入院給付金	女性疾病入院 給付金日額 × 入院日数	被保険者

- 女性疾病入院給付金には、1回の入院に対するお支払限度の日数により30日型・60日型・120日型の支払限度の型があります。

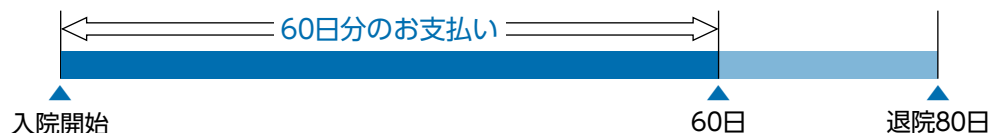
支払限度の型	給付金	1回の入院についてのお支払限度	通算支払限度
30日型	女性疾病入院給付金	30日	1,000日
60日型		60日	
120日型		120日	

- この特約の給付金が通算支払限度に達した場合には、この特約は消滅します。ただし、七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)があわせて付加されている場合は、消滅しません。

60日型の女性疾病入院給付金のお支払例

女性疾病入院給付金日額を10,000円に設定した場合

条件	お支払金額
乳ガンで継続して80日間入院された場合	10,000円×60日=600,000円



無配当無解約返戻金型通院特約(16)の給付内容

- この特約は、被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当されたときに給付金をお支払いする特約です。

支払事由	給付金	お支払額	1回の入院の退院後の通院におけるお支払限度	通算支払限度	受取人
主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金支払われる入院の退院後180日以内の期間(通院期間)に、その入院の直接の原因となった疾病または傷害の治療を目的として通院されたとき	通院 給付金	通院給付金日額 × 通院日数	30日	1,000日	被保険者

- 主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金のいずれもが通算支払限度に達した場合には、この特約は消滅します。
- この特約の給付金が通算支払限度に達した場合には、この特約は消滅します。

1

対象となる女性特定疾病の詳細については、無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約(16)条項の別表1「対象となる女性特定疾病」をご覧ください。

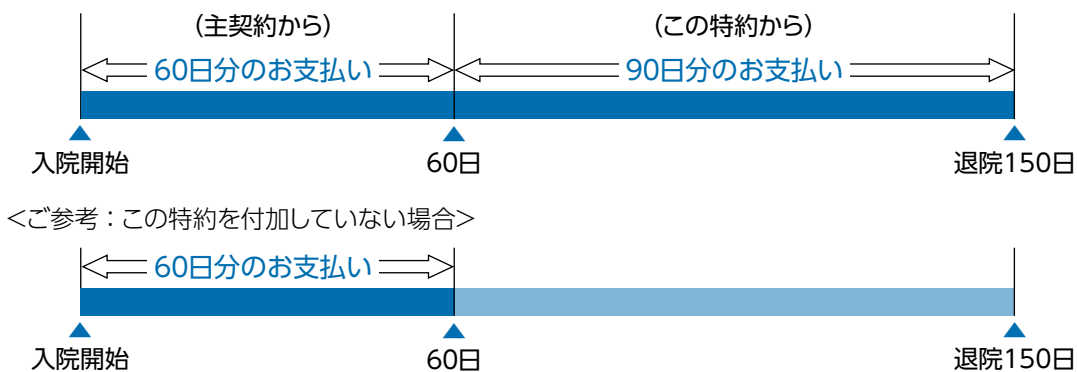
七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)について

- 主契約の疾病入院給付金の1回の入院についてのお支払限度または通算支払限度に到達した日の翌日以後に、被保険者が**悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患、糖尿病、肝疾患、腎疾患**(以下、「七大生活習慣病¹」)とといいます。)を直接の原因として入院をされた場合、その入院日数分の疾病入院給付金をお支払いします。

60日型の疾病入院給付金のお支払例

入院給付金日額を10,000円に設定した場合

条件	お支払金額
脳血管疾患(七大生活習慣病)で 継続して150日間入院された場合	10,000円×150日=1,500,000円



- この特約を付加した場合、主契約の疾病入院給付金の通算支払限度に、この特約による疾病入院給付金の支払日数を含みます。
- 無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)があわせて付加されている場合は、七大生活習慣病入院給付金の1回の入院についてのお支払限度または通算支払限度に到達した日の翌日以後に、被保険者が七大生活習慣病を直接の原因として入院をした場合には、その入院日数分の七大生活習慣病入院給付金をお支払いします。
- この場合、無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)の七大生活習慣病入院給付金の通算支払限度に、この特約による七大生活習慣病入院給付金の支払日数を含みます。
- 無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約(16)があわせて付加されている場合は、女性疾病入院給付金の1回の入院についてのお支払限度または通算支払限度に到達した日の翌日以後に、被保険者が七大生活習慣病および女性特定疾病のいずれにも該当する疾病を直接の原因として入院をした場合には、その入院日数分の女性疾病入院給付金をお支払いします。
- この場合、無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約(16)の女性疾病入院給付金の通算支払限度に、この特約による女性疾病入院給付金の支払日数を含みます。
- メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)があわせて付加されている場合、この特約により支払うべき疾病入院給付金とメンタル疾患入院支払日数延長特約(16)により支払うべき疾病入院給付金とが重複するときは、この特約により支払うべき疾病入院給付金を支払い、メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)により支払うべき疾病入院給付金は支払いません。

1

対象となる七大生活習慣病の詳細については、七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)条項の別表1「対象となる七大生活習慣病」をご覧ください。

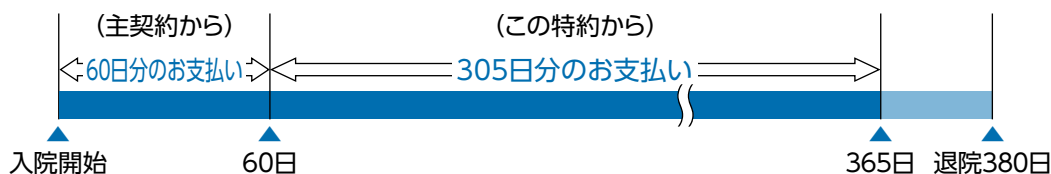
メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)について

- 主契約の疾病入院給付金の1回の入院についてのお支払限度に到達した日の翌日以後に、被保険者が**統合失調症、統合失調症型障害および妄想障害、気分(感情)障害、神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害ならびに摂食障害**(以下、「メンタル疾患¹」)といたします。)を直接の原因として入院をされた場合、その入院日数分の疾病入院給付金をお支払いします。
- この特約を付加した場合、この特約による1回の入院についての疾病入院給付金の支払日数は、主契約の1回の入院についての支払限度と合算して365日を限度とします。

60日型の疾病入院給付金のお支払例

入院給付金日額を10,000円に設定した場合

条件	お支払金額
統合失調症(メンタル疾患)で 継続して380日間入院された場合	10,000円×365日=3,650,000円



<ご参考：この特約を付加していない場合>



- この特約を付加した場合、主契約の疾病入院給付金の通算支払限度に、この特約による疾病入院給付金の支払日数を含みます。
- 主契約の疾病入院給付金が通算支払限度に達した場合には、この特約は消滅します。
- 七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)があわせて付加されている場合、この特約により支払うべき疾病入院給付金と七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)により支払うべき疾病入院給付金とが重複するときは、七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)により支払うべき疾病入院給付金を支払い、この特約により支払うべき疾病入院給付金は支払いません。

1

対象となるメンタル疾患の詳細については、メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)条項の別表1「対象となるメンタル疾患」をご覧ください。

無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)の給付内容

●この特約は、被保険者が次の支払事由に該当されたときに保険金などをお支払いする特約です。

三大疾病保険金について

支払事由	保険金	お支払額	受取人
次のいずれかに該当したとき (1)ガン責任開始日以後、ガン責任開始日前を含めて初めて悪性新生物 ¹ (ガン)に罹患したと医師によって診断確定されたとき (2)責任開始期以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞 ¹ または脳卒中 ¹ を発病し、それらの治療のために次のいずれかに該当したとき ①その入院日数が継続して20日に達すること ②開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術、血管・バスケットカテーテル手術のいずれかの手術を受けたとき	三大疾病保険金	三大疾病保険金額	被保険者

●「ガン責任開始日」とは、この特約の責任開始期²の属する日からその日を含めて91日目をいいます。

●ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合には、三大疾病保険金はお支払いしません。

この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6か月以内にご契約者からお申し出があったときは、この特約は無効となります。

●三大疾病保険金をお支払いした場合、この特約の将来の保険料のお払込みは不要となります。

！ ご注意 ！

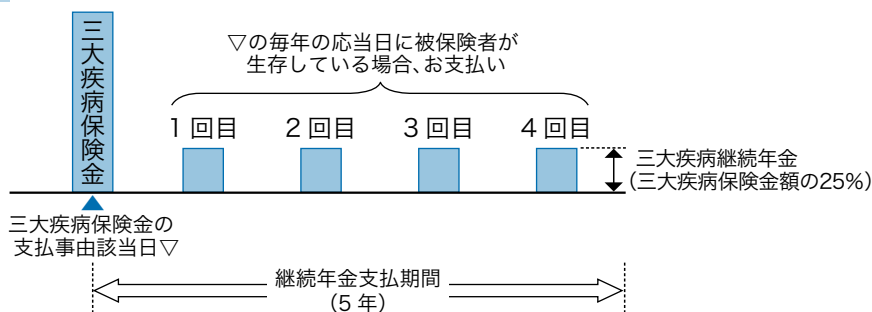
●上皮内ガン、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンは三大疾病保険金のお支払いの対象となりません。

三大疾病継続年金について

支払事由	年金	お支払額	お支払限度	受取人
次のすべてを満たしたとき (1)三大疾病保険金がお支払されたこと (2)継続年金支払期間 ³ 中の、三大疾病保険金の支払事由該当日 ⁴ の年単位の応当日に生存していること	三大疾病継続年金	三大疾病保険金額の25%	4回	被保険者

●三大疾病保険金のお支払いの際に、三大疾病継続年金証書を三大疾病継続年金の受取人に交付します。

お支払例



1

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の詳細については、無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)条項の別表1「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

2

告知もしくは第1回保険料相当額の領収日のいずれか遅い時

3

三大疾病保険金の支払事由該当日からその日を含めて三大疾病保険金の支払事由該当日の5年目の応当日の前日までの期間

4

三大疾病保険金の支払事由に該当した日

上皮内新生物診断保険金について

支払事由	保険金	お支払額	受取人
ガン責任開始日以後かつ三大疾病保険金の支払事由該当日の前までの間に、ガン責任開始日前を含めて初めて上皮内新生物 ¹ に罹患したと医師によって診断確定されたとき	上皮内新生物診断保険金	三大疾病保険金額の50%	被保険者

- 三大疾病保険金の支払事由該当日以後に、上皮内新生物診断保険金の支払事由に該当した場合、上皮内新生物診断保険金は支払われません。

無配当無解約返戻金型特定在宅治療支援特約(16)の給付内容

- この特約は、被保険者が特約の保険期間中に次の支払事由に該当されたときに給付金をお支払いする特約です。

支払事由	給付金	お支払額	お支払限度	受取人
つぎのすべてを満たす医師の指導管理を受けられたとき (1)疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする医師の指導管理であること (2)つぎのいずれかの治療を病院または診療所以外の場所で行なうために必要な医師の指導管理であること ①自己注射療法 ² ②人工透析療法 ² ③酸素療法 ² (3)公的医療保険制度 ³ における医科診療報酬点数表 ⁴ により指導管理料 ⁵ が算定されること	特定在宅治療支援給付金	支払事由に該当した日が属する月ごとに、特定在宅治療支援給付金額	60回	被保険者

- この特約の給付金がお支払限度に達した場合には、この特約は消滅します。

！ ご注意 ！

- マニユライフ生命は、法令等の改正による公的医療保険制度の改正があり、この特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する2か月前までにご契約者あてにご連絡いたします。

1

対象となる上皮内新生物の詳細については、無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)条項の別表5「対象となる上皮内新生物」をご覧ください。

2

自己注射療法、人工透析療法および酸素療法については、無配当無解約返戻金型特定在宅治療支援特約(16)条項の別表3「自己注射療法、人工透析療法および酸素療法」をご覧ください。

3

公的医療保険制度については、無配当無解約返戻金型特定在宅治療支援特約(16)条項の別表4「公的医療保険制度」をご覧ください。

4

医科診療報酬点数表については、無配当無解約返戻金型特定在宅治療支援特約(16)条項の別表5「医科診療報酬点数表」をご覧ください。

5

対象となる指導管理料については、無配当無解約返戻金型特定在宅治療支援特約(16)条項の別表6「対象となる指導管理料」をご覧ください。

無配当無解約返戻金型健康連動型生存給付特約(16)の給付内容

●この特約は、被保険者が次の支払事由に該当されたときに給付金をお支払いする特約です。

支払事由	給付金	お支払額	受取人
対象期間Ⅰ 満了時に生存しているとき	健康連動型 生存給付金	健康連動型 生存給付金額	ご契約者

●健康連動型生存給付金額は次の①の金額および②の金額(ただし、②の金額がマイナスとなる場合にはゼロとする。)の合計額となります。

①(主契約の入院給付金日額)×5

②(主契約の入院給付金日額)×5－(対象期間中に支払事由が生じた主契約の医療給付金^{2 3 4}の支払額の合計)

<対象期間が5年に満たない場合>

次の①の金額および②の金額(ただし、②の金額がマイナスとなる場合にはゼロとする。)の合計額となります。

①(主契約の入院給付金日額)×5×{(直前の健康連動型生存給付金がお支払されたときからの経過年数)÷5}

②(主契約の入院給付金日額)×5×{(直前の健康連動型生存給付金がお支払されたときからの経過年数)÷5}－(対象期間中に支払事由が生じた主契約の医療給付金の支払額の合計)

お支払例1 (入院給付金日額:10,000円の場合)

A 対象期間中に医療給付金のお受け取りがなかった場合

①(10,000円×5)+②(10,000円×5-0円)=100,000円

B 対象期間中に3日間の入院をし、疾病入院給付金(30,000円)を受け取った場合

①(10,000円×5)+②(10,000円×5-30,000円)=70,000円

C 対象期間中に10日間の入院をし、疾病入院給付金(100,000円)を受け取った場合

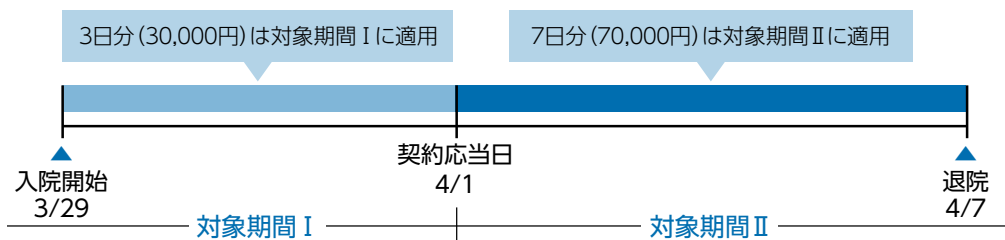
①(10,000円×5)+②(10,000円×5-100,000円)*=50,000円

*マイナスとなるため、ゼロとします。

●健康連動型生存給付金をお支払いした後に、対象期間中の主契約の医療給付金がお支払われることとなった場合には、健康連動型生存給付金を再計算します。

●2つの対象期間にわたって入院が継続しているときは、それぞれの対象期間中の入院日数を適用してそれぞれの健康連動型生存給付金を計算します。

お支払例2 (対象期間満了時を含んで10日間入院(うち満了時まで3日間入院)、入院給付金日額:10,000円の場合)



対象期間Ⅰ:

①(10,000円×5)+②(10,000円×5-30,000円)=70,000円

対象期間Ⅱ:

①(10,000円×5)+②(10,000円×5-70,000円)*=50,000円

*マイナスとなるため、ゼロとします。

1

対象期間とは、保険料払込期間中の契約日または5年ごとの契約応当日からその日を含めて5年間のそれぞれの期間(5年ごとの契約応当日から保険料払込期間満了日までの期間が1年間から4年間までの場合の同期間を含むものとします。)をいいます。

2

主契約の疾病入院給付金、災害入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、骨髄移植給付金、骨髄ドナー給付金および集中治療給付金

3

七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)があわせて付加されている場合、その特約による疾病入院給付金を含みます。

4

メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)があわせて付加されている場合、その特約による疾病入院給付金を含みます。

- 主契約の入院給付金日額が減額された場合は、対象期間満了日現在の入院給付金日額にもとづいて健康連動型生存給付金を計算します。
- 健康連動型生存給付金は、ご契約者からの請求がないときはマニユライフ生命所定の利率¹で計算した利息を付けて据え置いておき、ご契約者から請求があったときまたは主契約が消滅したときにご契約者にお支払いします。

無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の給付内容

- この特約は、被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当されたときに保険金をお支払いする特約です。

支払事由	保険金	お支払額	受取人
死亡されたとき	死亡保険金	特約保険金額	死亡保険金受取人
疾病または傷害により高度障害状態 ² に該当されたとき	高度障害保険金	特約保険金額	被保険者

！ ご注意 ！

- ご契約者が法人で、かつ、主契約の給付金の受取人がご契約者の場合、保険金のご契約者にお支払いします。

無配当無解約返戻金型先進医療特約(16)の給付内容

- この特約は、被保険者が特約の保険期間中に次の支払事由に該当されたときに給付金をお支払いする特約です。

支払事由	給付金	お支払額	受取人
疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因により先進医療による療養を受けられたとき	先進医療給付金	先進医療にかかる技術料相当額	被保険者
	先進医療見舞給付金	1回の療養につき、5万円	

- 先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療³をいいます。
- 対象となる先進医療については、厚生労働省ホームページにて一覧をご確認いただくことができます。ただし、一覧に記載のある医療技術であっても、その治療方法や症例等によっては先進医療に該当しない場合もありますので、治療を受けられる前に主治医に必ずご確認ください。
- 患者申出療養⁴として先進的な医療を受けられた場合には、先進医療給付金および先進医療見舞給付金はお支払いしません。
- 対象となる先進医療は変動しますので、ご契約時に対象となっていた医療技術であっても受療された日現在において対象外となり、お支払いしないことがあります。
- 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けた場合、先進医療見舞給付金はそれらの一連の療養につき1回お支払いします。
- 先進医療給付金のお支払額の通算が2,000万円に達した場合には、この特約は消滅します。

！ ご注意 ！

- マニユライフ生命は、法令等の改正による公的医療保険制度の改正があり、この特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する2か月前までにご契約者あてにご連絡いたします。

1

利率については、マニユライフ生命ホームページをご参照ください。

2

高度障害状態については、無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)条項の別表1「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

3

先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるもの

4

患者の申出により、先進的な医療を身近な医療機関で迅速に受けられるようにする制度。詳細については、厚生労働省ホームページをご参照ください。

三大疾病保険料払込免除特約(16)について

- この特約は、被保険者が保険料払込期間中に次の保険料の払込免除事由に該当されたときに、それ以後の保険料のお払込みを免除する特約です。

保険料の払込免除事由

次のいずれかに該当したとき

- (1) ガン責任開始日以後、ガン責任開始日前を含めて初めて悪性新生物¹ (ガン)に罹患したと医師によって診断確定されたとき
- (2) 責任開始期以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞¹または脳卒中¹を発病し、それらの治療のために次のいずれかに該当したとき
 - ① その入院日数が継続して20日に達すること
 - ② 開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術、血管・バスケットカテーテル手術のいずれかの手術を受けたとき

- 「ガン責任開始日」とは、責任開始期²の属する日からその日を含めて91日目をいいます。
- ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合には、保険料のお払込みは免除しません。
この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6か月以内にご契約者からお申し出があったときは、この特約は無効となります。
- この特約を付加した場合、主契約および特約(無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)を除きます。)の保険料はこの特約を付加しない場合に比べ高くなります。

！ ご注意 ！

- 上皮内ガン、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンは保険料の払込免除の対象となりません。

リビング・ニーズ特約について

- リビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、死亡保険金の全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いします。なお、「余命6か月」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行なっても余命が6か月以内であることを意味します。
- 死亡保険金とは、無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の死亡保険金をいいます。
- ご請求額(指定保険金額)は、ご契約の死亡保険金額の範囲内、かつマニュアルライフ生命所定の範囲内とします。

<特約保険金のお支払いについて>

- 被保険者からご請求があり、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合には、リビング・ニーズ特約の特約保険金を被保険者にお支払いします。
- リビング・ニーズ特約による特約保険金のお支払いは、被保険者に指定していただいた金額(指定保険金額)から、6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料などを差し引いてお支払いします。
- この特約による特約保険金のお支払いは、1契約について1回限りとします。
- 複数のご契約にリビング・ニーズ特約が付加されていた場合でも、同一被保険者について、被保険者に指定していただいた金額(指定保険金額)を通算して3,000万円をこえるときは、そのこえる部分については特約保険金はお支払いしません。

<特約保険金をお支払いしたとき>

- 死亡保険金の全部を特約保険金としてお支払いしたときは、無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)はそのご請求日にさかのぼって消滅します。
- 死亡保険金の一部を特約保険金としてお支払いしたときは、次のように取り扱います。

1

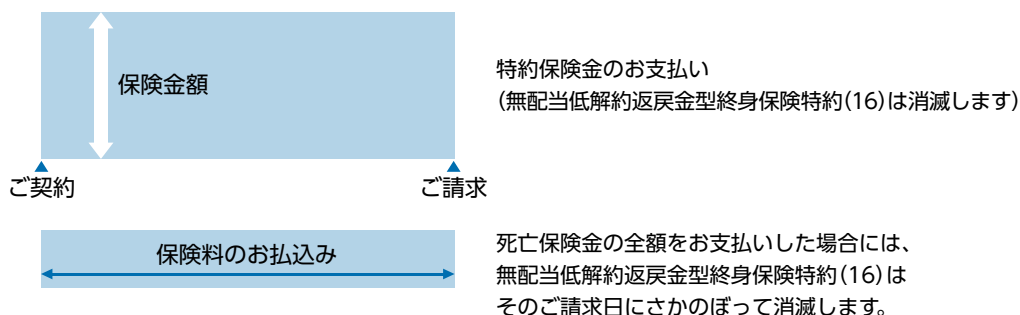
対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の詳細については、三大疾病保険料払込免除特約(16)条項の別表1「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

2

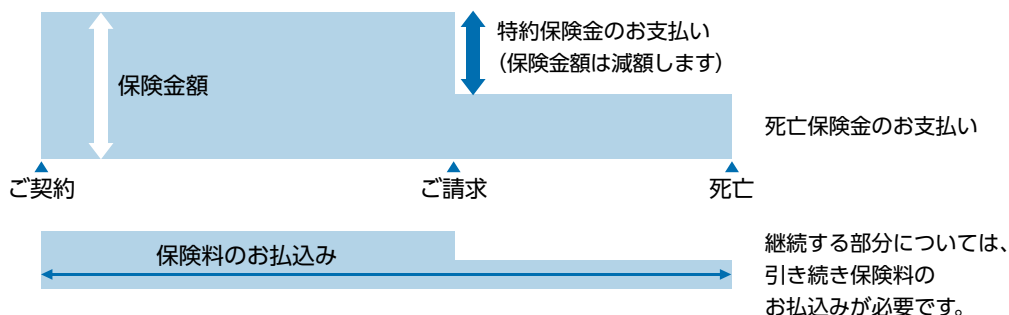
告知もしくは第1回保険料相当額の領収日のいずれか遅い時

- ①死亡保険金額は、減額されたものとみなします。
- ②減額部分については、解約返戻金をお支払いしません。
- ③継続する部分については、引き続き保険料のお払込みが必要になります。また、継続する部分の死亡保険金は、死亡保険金の受取人に支払われます。

■死亡保険金の全部をお支払いした場合



■死亡保険金の一部をお支払いした場合



！ ご 注 意 ！

- ご契約者が法人の場合、この特約は付加できません。

指定代理請求特約について

- 指定代理請求特約は、被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者ご自身が請求できない次の特別な事情があるときに、被保険者の代理人としてあらかじめご指定いただいた「指定代理請求人」がその被保険者に代わって請求することができる特約です。
 - ①傷害または疾病により、給付金などを請求する意思表示ができない場合
 - ②傷病名の告知を受けていない場合
 - ③その他、①②に準じた状態である場合
- この特約の対象となる給付金などは、被保険者が受け取ることとなるすべての給付金などと、被保険者とご契約者が同一人の場合の保険料の払込免除です。
- 被保険者が死亡した後も、指定代理請求人が被保険者の法定相続人である場合、引き続き被保険者が受取人となっている給付金など①を請求することができます。

1

被保険者の相続財産となるものに限りです。

<指定代理請求人について>

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定していただくことができます。ただし、ご契約者が法人である場合は、指定代理請求人を指定することはできません。
- 無配当無解約返戻金型三大疾病保障特約(16)を付加している場合、三大疾病保険金の支払事由に該当した日以後、ご契約者は三大疾病継続年金以外の給付金などの指定代理請求人について、また三大疾病継続年金の受取人は三大疾病継続年金の指定代理請求人について、それぞれ指定していただくことができます。
- 指定代理請求人として指定できる範囲は次のとおりです。
 - ①被保険者の戸籍上の配偶者
 - ②被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - ③被保険者の直系血族
- 指定代理請求人は給付金などの請求時において上記のいずれかに該当することを要します。
- 請求時に上記のいずれかに該当する場合でも、故意に給付金などの支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を給付金などの請求ができない状態にさせた者は指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。
- 給付金などを指定代理請求人にお支払いした場合は、その後重複して給付金などのご請求を受けてもお支払いしません。
- ご契約後に指定代理請求人を変更指定される場合、撤回される場合、または新たに指定される場合には、マニュアル生命コールセンターにご連絡ください。お手続きについて詳しくご案内します。
- 指定代理請求人を指定された場合、指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

! ご 注 意 !

- ご契約者が法人の場合、この特約は付加できません。

6

給付金などをお支払いできない場合について

免責事由に該当した場合

● 次のような場合には、たとえ支払事由が発生していても、給付金などはお支払いしません。

保険・特約	給付金など	免責事由
無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16)	疾病入院給付金	①被保険者の犯罪行為によるとき ②被保険者の薬物依存によるとき(災害入院給付金については除きます) ③保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ④被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑧地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき
	災害入院給付金	
	手術給付金	
	放射線治療給付金	
	骨髄移植給付金	
	集中治療給付金	
無配当無解約返戻金型入院見舞給付特約(16)	入院見舞給付金	
無配当無解約返戻金型通院特約(16)	通院給付金	
無配当無解約返戻金型特定在宅治療支援特約(16)	特定在宅治療支援給付金	
無配当無解約返戻金型先進医療特約(16)	先進医療給付金	
	先進医療見舞給付金	
無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)	死亡保険金	①責任開始日(または復活日)からその日を含めて3年以内の自殺によるとき ②保険契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき
	高度障害保険金	①保険契約者または被保険者の故意によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③戦争その他の変乱によるとき

- 精神病などによる3年以内の自殺については、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、マニライフ生命コールセンターにお問合せください。
- 「戦争その他の変乱」や「地震、噴火、津波」が原因で支払事由が発生した場合は、該当する被保険者の数によっては、全額をお支払いしたり、削減してお支払いすることがあります。

責任開始期前の疾病や不慮の事故などを原因とする場合

- 給付金などのお支払いの原因となる疾病や不慮の事故などが責任開始期前に生じていた場合には、お支払いの対象となりません。
- ただし、責任開始期前の疾病や不慮の事故などを原因とする場合であっても、その疾病や不慮の事故などについて、正しく告知をしていただいた場合や、その疾病や不慮の事故などについて病院への受診歴などがなく、かつ認識や自覚がなかった場合は、責任開始期以後に生じた原因によるものとみなします。**1**
- また、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院や手術などは、責任開始期以後に生じた原因によるものとみなします。**2**

ガン責任開始日の前日以前にガンまたは上皮内新生物と診断確定されていた場合

- ガン責任開始日の前日以前にガンまたは上皮内新生物に罹患したと診断確定されていた場合には、ガンによる三大疾病保険金または上皮内新生物診断保険金はお支払いしません。
- この場合、ガンまたは上皮内新生物と診断確定されてからその日を含めて6か月以内にご契約者からお申し出があったときは、無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)は無効となります。
- ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合には、ガンによる保険料のお払込みの免除を行ないません。
- この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6か月以内にご契約者からお申し出があったときは、三大疾病保険料払込免除特約(16)は無効となります。

重大事由による解除の場合

- 次のような事由に該当し、主契約または付加している特約を解除した場合には、**その事由の発生時以後に支払事由が生じていても、給付金などはお支払いしません。**
 - ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または給付金などの受取人がご契約の給付金など(保険料の払込免除を含みます。)を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - ②このご契約の給付金などの請求に関し、給付金などの受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
 - ③ご契約の重複により給付金額などの合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされる恐れがあるとき
 - ④保険契約者、被保険者または給付金などの受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められるとき
 - ⑤上記①②③④の他、マニュアル生命の保険契約者、被保険者または給付金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記①②③④と同等の重大な事由があるとき

1

ガンによる三大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金および三大疾病保険料払込免除特約(16)におけるガンによる保険料の払込免除を除きます。

2

ガン以外による三大疾病保険金、特定在宅治療支援給付金および三大疾病保険料払込免除特約(16)におけるガン以外による保険料の払込免除を除きます。

※上記の事由が生じた以後に、給付金などの支払事由または保険料のお払込みの免除事由が生じたときは、マニユライフ生命は給付金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません。(上記④の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。)すでに給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでも、その保険料のお払込みを求めることができます。

- * 1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- * 2 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行なうことなどをいいます。また、保険契約者または給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

- ご契約を解除した場合には、解約返戻金等があればその金額をご契約者にお支払いします。

告知義務違反による解除の場合

- 告知していただいた内容が事実と相違したため、主契約または特約が解除されたときは、給付金などはお支払いしません。❶

詐欺による取消の場合

- 詐欺による取消の規定の適用により主契約または特約が取消となったときは、給付金などはお支払いしません。❷

不法取得目的による無効の場合

- 不法取得目的による無効の規定の適用により主契約または特約が無効となったときは、給付金などはお支払いしません。❸

ご契約が失効した場合

- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失ったときは、給付金などはお支払いしません。❹

！ ご注意 ！

- 三大疾病保険料払込免除特約(16)を付加したご契約については、この特約による保険料の払込免除事由が発生していても、本項の各項目に該当した場合(ただし、免責事由に該当した場合を除きます。)には、保険料のお払込みの免除はしません。

❶

詳細については「[7. 健康状態、職業などの告知について](#)」をご参照ください。

❷

詳細については「[8. 詐欺による取消について](#)」をご参照ください。

❸

詳細については「[9. 不法取得目的による無効について](#)」をご参照ください。

❹

詳細については「[12. 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効について](#)」をご参照ください。

7

健康状態、職業などの告知について

ご契約者または被保険者には告知義務があります

告知の重要性

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴¹、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業、喫煙歴などについて「告知書²」でマニユライフ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

告知の方法

(1) 医師の診査によるご契約の場合

医師の診査によるご契約の場合には、マニユライフ生命指定の医師が被保険者の過去の傷病歴などについておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお伝え(告知)ください。口頭により告知していただいた内容は医師により記録されますので、ご確認のうえ、自署欄にご署名ください。

(2) 医師の診査以外によるご契約の場合

勤務先の定期健康診断などの結果を利用する方法や生命保険面接士の面接報告による方法など医師の診査以外によるご契約の場合にも、告知書に事実をありのままに正確にもれなく記入してください。過去の傷病歴など告知書に記入していただく事項は、マニユライフ生命がご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事項ですから、書面²でお伺いすることにしております。

！ ご注意 ！

- 告知受領権はマニユライフ生命(会社所定の「告知書」)およびマニユライフ生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます。)*生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことになりませんので、ご注意ください。

お申込内容やご請求内容などについて、確認させていただく場合があります

- マニユライフ生命の担当職員またはマニユライフ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または給付金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際に、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

1

傷病名・治療期間など

2

情報端末のお手続き画面を含みます。

傷病歴などがある場合のお取扱いについて

- マニユライフ生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客様の身体の状態すなわち給付金などのお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴などがある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引受けすることがあります。（お引受けできないことや特別な条件¹をつけて、ご契約をお引受けすることもあります。）
- 特別な条件をつけてご契約をお引受けする場合には、条件の内容を提示しますので、内容をご確認ください。お示した条件をご承諾いただければご契約は成立します。

告知義務違反による解除・取消について

- 告知していただくことがらは、告知書²に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）からその日を含めて2年以内であれば、マニユライフ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
 - ・ 責任開始日または復活日からその日を含めて2年を経過していても、給付金などの支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
 - ・ ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。（ただし、「給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金などをお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。）
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、マニユライフ生命はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、マニユライフ生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、マニユライフ生命はご契約または特約を解除することができます。
- ご契約を解除した場合には、解約返戻金等があればその金額をご契約者にお支払いします。

※なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、給付金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、

- ・ 責任開始日または復活日からの年数は問いません。
（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。）
- ・ また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

※「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客様は、次の事項にご留意ください。

- ・ 新たなご契約の締結の際は、一般の契約と同様に告知義務があります。
- ・ 新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・ 詐欺による契約の取消の規定などについて、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
- ・ よって、告知が必要な傷病歴などがある場合、新たなご契約をお引受けできなかったり、その告知をされなかったために、新たなご契約が解除・取消となる場合があります。

1

「保険料の割増」「特定部位・指定疾病不担保」「特定障害状態不担保」など

2

情報端末のお手続き画面を含みます。

8

詐欺による取消について

- 保険契約の締結(復活)に際して、保険契約者、被保険者または給付金などの受取人に詐欺の行為があったときは、その保険契約を取り消し、受け取った保険料は払い戻しません。

9

不法取得目的による無効について

- 保険契約締結(復活)の状況、保険契約の成立後の給付金などの請求の状況などから判断して、保険契約者が給付金などを不法に取得する目的もしくは他人に給付金などを不法に取得させる目的で保険契約を締結(復活)されたものと認められる場合には、その保険契約を無効とし、受け取った保険料は払い戻しません。

10

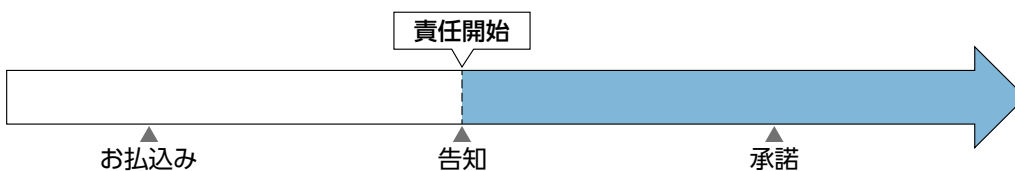
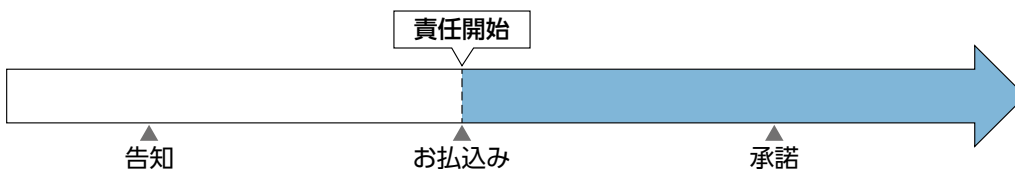
ご契約上の責任はこの時から開始します

責任開始期について

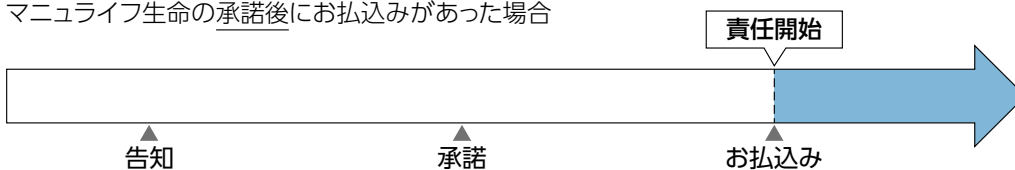
- お申込みいただいたご契約をマニライフ生命がお引受けすると決定(=承諾)した場合には、第1回保険料相当額のお払込みと告知がともに完了した時から、ご契約上の責任を開始します。

責任開始の例

マニライフ生命の承諾前にお払込みがあった場合



マニライフ生命の承諾後にお払込みがあった場合



- ご契約の復活などの場合の責任開始期も同様のお取扱いとなります。
- 契約日は責任開始日の属する月の翌月1日となります。ただし、ご契約者からのお申し出があったときは、責任開始日を契約日とします。
- クレジットカードを利用して第1回保険料相当額をお払込みいただく場合には、マニライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた時¹から、ご契約上の責任を開始します。

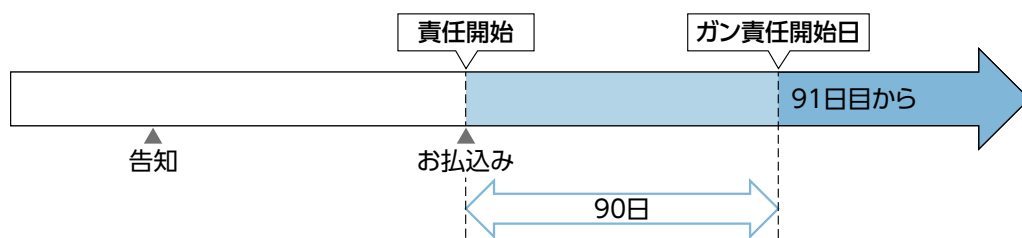
1

告知前にクレジットカードの有効性等を確認したときには、告知の時とします。

ガン責任開始日について

- 無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)および三大疾病保険料払込免除特約(16)のガン責任開始日は、責任開始期①の属する日からその日を含めて91日目をいいます。

ガン責任開始日の例



- ご契約の復活などの場合の無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)および三大疾病保険料払込免除特約(16)のガン責任開始日も同様のお取扱いとなります。

1

告知もしくは第1回保険料相当額の領収日のいずれか遅い時

しおり

主な保険用語のご説明

お願いとお知らせ

特長としくみ

給付金などを支払わない場合

ご契約についての大切なこと

各種お手続きについて

11

第2回目以降の保険料の払込方法(経路)について

- 第2回目以降の保険料の払込方法(経路)には、次のような方法があります。いずれかの方法をご選択のうえ、払込期月内にお払込みください。

①マニユライフ生命の指定した口座への振込みによりお払込みになる方法

金融機関などから、マニユライフ生命が指定する口座へ振り込むことにより保険料をお払込みいただけます。

②口座振替扱いでお払込みになる方法

保険料口座振替特約を締結していただくことにより、マニユライフ生命が提携している銀行などの金融機関のご契約者の預金口座から自動的に保険料がマニユライフ生命に振り込まれます。口座には必ずお払込み額を準備しておいてください。

③クレジットカードでお払込みになる方法

クレジットカード払特約を締結していただくことにより、マニユライフ生命所定の範囲内でクレジットカードを利用して保険料をお払込みいただけます。

④団体扱いでお払込みになる方法

ご契約者が所属しておられる団体がマニユライフ生命と保険料団体取扱契約を取り交わしている場合は、勤務先の団体を経由してお払込みください。この場合はお払込みいただいた保険料の総額に対してまとめて1枚の領収証を団体の代表者にお渡ししますので、個々のご契約者には領収証をお渡ししません。

保険料の払込方法(経路)を変更するときは

- 保険料の払込方法(経路)の変更を希望される場合は、すみやかにマニユライフ生命コールセンターにご連絡ください。所定の手続きを経て、新たな払込方法(経路)に変更させていただきます。
- この場合、新たな払込方法(経路)に変更されるまでの間の保険料は、お手数でもマニユライフ生命の本社またはマニユライフ生命の指定した場所にお払込みください。

12 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効について

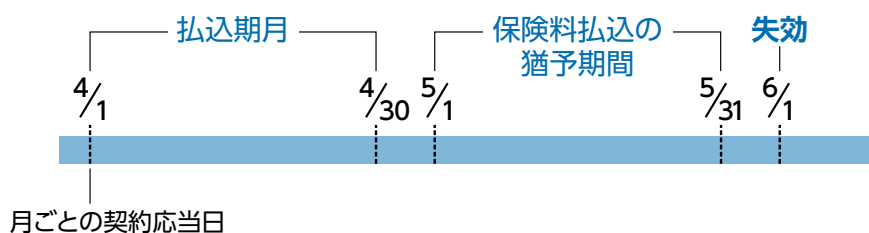
- 保険料は、払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内にお払込みがない場合でも次のような保険料払込の猶予期間があります。この猶予期間内に保険料のお払込みがない場合には、ご契約は効力を失います。

保険料払込の猶予期間とは

- 月払契約の場合……………払込期月の翌月1日から末日までです。
- 年払・半年払契約の場合 ……払込期月の翌月1日から翌々月の月単位の契約応当日までです。
ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。

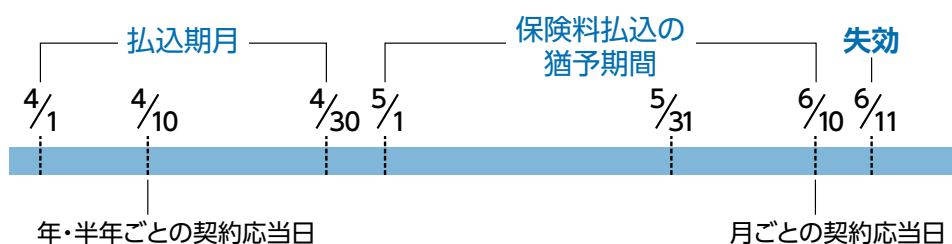
4月1日が契約応当日の例

月払契約の場合



4月10日が契約応当日の例

年払・半年払契約の場合



13 ご契約の復活について

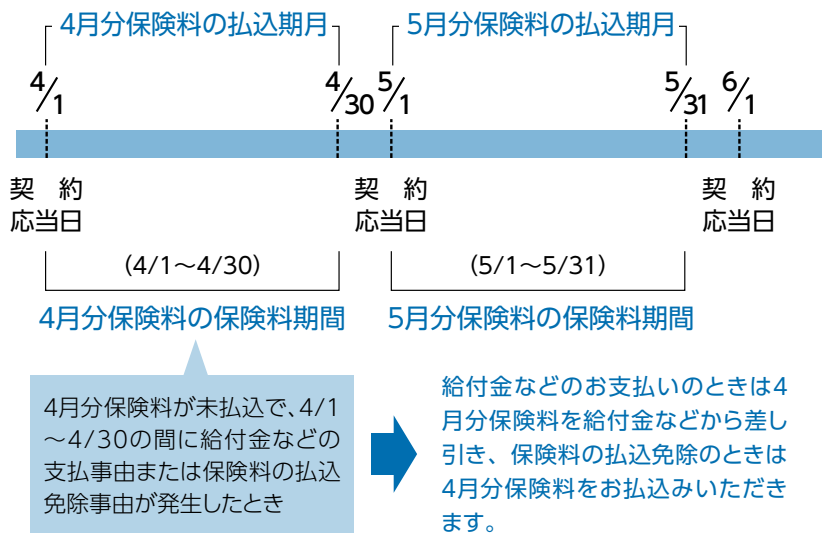
- いったん失効したご契約でも、失効した日からその日を含めて3年以内であれば、所定の手続きを取っていただいたうえでご契約を元の状態に復活させることができます。
- その場合、あらためて告知(診査)が必要となります。
- ただし、健康状態によってはご契約が復活できないこともあります。
- 復活を承諾した場合、無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)および三大疾病保険料払込免除特約(16)のガン責任開始日は、復活の際の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目とします。

14 給付金のお支払時などの保険料の精算

- 保険料は毎払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間(この期間を「保険料期間」といいます。)に充当され、払込期月内の契約応当日にお支払いいただけるものとして計算されています。
- したがって、給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日の属する保険料期間の保険料が未払込となっている場合は、給付金などのお支払いのときにその未払込保険料を給付金などから差し引き、保険料の払込免除のときはその未払込保険料をお支払いいただきます。

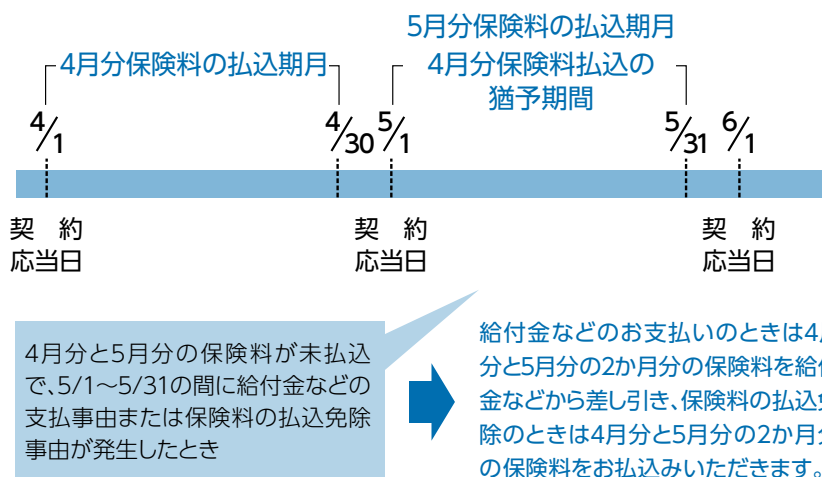
4月1日が契約応当日の例

月払契約の場合



※給付金から未払込保険料を差し引けないときは、未払込保険料をお支払いいただきます。

- なお、月払契約で保険料払込の猶予期間中の契約応当日以後に給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合、給付金などのお支払いのときは2か月分の保険料を給付金などから差し引き、保険料の払込免除のときは2か月分の保険料をお支払いいただきます。



※給付金から未払込保険料を差し引けないときは、保険料払込の猶予期間の満了する日までに未払込保険料をお支払いいただきます。

15 ご契約が消滅したときなどにおける保険料のお取扱い

- 払い込まれた保険料に対応する保険料期間④の満了前に、ご契約が消滅したとき(解約または解除されたときなど)、または保険料のお払込みが免除されたときなどに、その時期により払い込まれた保険料のうち、未経過の保険料期間に応じた金額をお支払いする場合があります。

16 保険料のお払込みが困難になられた場合のお取扱い

保険料のご負担を軽くしたいとき

給付金額などの減額

- マニユライフ生命所定の範囲内で入院給付金日額等を減額することによって、保険料の払込額を少なくしてご負担を軽くすることができます。②
- この場合、減額部分は解約されたものとして取り扱います。
- 主契約の入院給付金日額を減額されますと、無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)の七大生活習慣病入院給付金日額、無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約(16)の女性疾病入院給付金日額および無配当無解約返戻金型通院特約(16)の通院給付金日額も減額されることがあります。

1

払い込まれた保険料の払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間

2

無配当無解約返戻金型特定在宅治療支援特約(16)の特定在宅治療支援給付金額については、減額できません。

17 特約の保険期間満了時のお取扱いについて(更新)

- 無配当無解約返戻金型特定在宅治療支援特約(16)および無配当無解約返戻金型先進医療特約(16)については、特約の保険期間満了後、次のような方法で更新することができます。

特約の自動更新

- 主契約の保険料払込期間中に特約の保険期間が満了する場合、特約の保険期間満了の日の2か月前までにお申し出がない限り、自動的に更新されます。ただし、更新後の特約の保険期間満了時の被保険者の年齢が90歳以下、かつ、更新後の特約の保険期間満了の日が主契約の払込期間満了の日をこえないこととします。
- 更新後の特約の保険期間は更新前の特約の保険期間と同一とします。ただし、上記の限度をこえる場合には、その年齢まで特約の保険期間を短縮して更新されます。

主契約の払込期間満了後の更新をご希望の場合

- 主契約の保険料払込期間満了後も、お申し出いただいたときは、所定の範囲内で更新できる場合があります。詳しくは、マニユライフ生命コールセンターにお問合せください。

90歳以降の更新をご希望の場合

- 特約の保険期間満了の日の翌日の被保険者の年齢が90歳となることにより、特約が自動的に更新されない場合でも、お申し出いただいたときは、保険期間が終身のこの特約に更新することができます。詳しくは、マニユライフ生命コールセンターにお問合せください。

！ ご 注 意 ！

- 更新後の特約の保険料は、その時点の被保険者の年齢および保険料率で計算します。
- 更新後の特約には、その時点の特約条項が適用されます。

18 解約および解約返戻金について

- この保険は、短期払の場合には、保険料払込期間中は解約返戻金がありませんが、保険料払込期間満了後かつ保険料のお払込みが終了している場合には、入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。また、終身払の場合には、解約返戻金はありません。
- ご契約に特別保険料法による特別条件が付されたときは、特別保険料に対する解約返戻金をお支払いできる場合があります。
- 被保険者が死亡された時、この保険に解約返戻金がある場合は保険契約者にお支払いします。
- 無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)は、低解約返戻金型ではない特約として計算した場合に比べ、保険料払込期間中は解約返戻金が低く抑えられています。低解約返戻金型の解約返戻金の水準は、保険料払込期間中において、低解約返戻金型ではない特約として計算した場合の解約返戻金の70%相当額です。
- 無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)に特別保険料法による特別条件が付されたときは、特別保険料に対する解約返戻金をお支払いできる場合があります。
- 無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の解約返戻金額が、解約などの時期における特約保険金額をこえることはありません。特別保険料法による特別条件がつけられ、特別保険料に対する解約返戻金がある場合でも、解約返戻金の合計額は解約などの時期における特約保険金額をこえることはありません。また、保険金の削減支払による特別条件がつけられた場合は、削減期間中の解約返戻金の合計額は、解約などの時期における削減後の特約保険金額をこえることはありません。
- なお、無配当無解約返戻金型入院見舞給付特約(16)、無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)、無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約(16)、無配当無解約返戻金型通院特約(16)、七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)、メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)、無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)、無配当無解約返戻金型特定在宅治療支援特約(16)、無配当無解約返戻金型健康運動型生存給付特約(16)、無配当無解約返戻金型先進医療特約(16)および三大疾病保険料払込免除特約(16)には解約返戻金はありません。

19 差押債権者、破産管財人等による解約および給付金などの受取人によるご契約の存続について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約の通知がマニユライフ生命に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 債権者等が解約の通知を行なった場合でも、解約がマニユライフ生命に通知された時において、ご契約者ではない給付金などの受取人はご契約を存続させることができます。
- 給付金などの受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知がマニユライフ生命に到達した時から1か月を経過する日までの間に、次のすべての手続きを行なう必要があります。
 - ①ご契約者の同意を得ること
 - ②解約の通知がマニユライフ生命に到達した日に解約の効力が生じたとすればマニユライフ生命が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - ③上記②について、債権者等に支払った旨をマニユライフ生命に対して通知すること(マニユライフ生命への通知についても期間内に行なうこと)

20 受取人の変更について

通知による死亡保険金受取人の変更について

- 無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)が付加されている場合、ご契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、マニユライフ生命に通知することにより、死亡保険金受取人を変更することができます。

※マニユライフ生命が通知を受ける前に、変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、マニユライフ生命は死亡保険金をお支払いしません。

遺言による死亡保険金受取人の変更について

- 無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)が付加されている場合、ご契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人からマニユライフ生命にご通知ください。なお、遺言による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、効力を生じません。

※マニユライフ生命が通知を受ける前に、変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、マニユライフ生命は死亡保険金をお支払いしません。

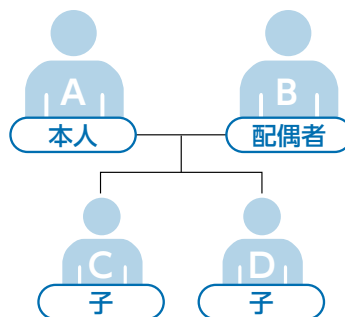
死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかにマニユライフ生命にご連絡ください。

- 新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
 - 死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
- ※死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。

(例) ご契約者・被保険者 Aさん 死亡保険金受取人 Bさん

- ・Bさん(死亡保険金受取人)が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。
- ・その後、Aさん(ご契約者、被保険者)が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。
- ・この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。

(注) 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じる場合がありますので、マニユライフ生命コールセンターにご連絡ください。



三大疾病継続年金の受取人の変更について

- 無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)が付加され、三大疾病継続年金の受取人がご契約者の場合、ご契約者は、継続年金支払期間中、マニユライフ生命に通知することにより、三大疾病継続年金の受取人を被保険者に変更することができます。

※マニユライフ生命が通知を受ける前に、変更前の三大疾病継続年金の受取人に三大疾病継続年金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の三大疾病継続年金の受取人から三大疾病継続年金の請求を受けても、マニユライフ生命は三大疾病継続年金をお支払いしません。

21 給付金などのご請求方法について

- 給付金などの支払事由が生じた場合やお支払いの可能性があるとと思われる場合、またはご不明な点が生じた場合などについては、すみやかにマニユライフ生命コールセンターにご連絡ください。
- 保険料の払込免除事由が生じた場合には、すみやかにマニユライフ生命コールセンターにご連絡ください。
- 給付金などのご請求、その他の諸手続きに必要な書類については、マニユライフ生命コールセンターで詳しくご案内いたします。
- マニユライフ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、マニユライフ生命コールセンターに必ずご連絡ください。
- 給付金などの支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。
- 給付金などのお支払い、あるいは保険料の払込免除のご請求に際して、追加の書類を提出していただくことがあります。
- 給付金などのお支払い、あるいは保険料の払込免除などのご請求は、その請求権者がその権利をご行使できるようになった時から3年間を過ぎますと、その権利がなくなりますのでご注意ください。

<給付金などのご請求の際に必要な書類①>

(追加の書類を提出いただく場合または書類の提出を省略する場合があります。)

保険・特約	給付金など	マニユライフ生命 所定の請求書	保険証券	被保険者の住民票	受取人の戸籍 抄本および 印鑑証明書	マニユライフ生命所定の 診断書・証明書 ・マニユライフ生命所定の様式 による医師の 死亡証明書など	三大疾病継続年金証書	先進医療に要した費用の 支出を証明する書類	事故証明書
無配当保険料払込期間中 無解約返戻金型終身医療 保険(16)	疾病入院給付金	○	○	○	○	○			
	災害入院給付金	○	○	○	○	○			○
	手術給付金	○	○	○	○	○			
	放射線治療給付金	○	○	○	○	○			
	骨髄移植給付金	○	○	○	○	○			
	骨髄ドナー給付金	○	○	○	○	○			
	集中治療給付金	○	○	○	○	○			
無配当無解約返戻金型 入院見舞給付特約(16)	入院見舞給付金	○	○	○	○	○			
無配当無解約返戻金型 七大生活習慣病入院特約 (16)	七大生活習慣病 入院給付金	○	○	○	○	○			
無配当無解約返戻金型 女性疾病入院特約(16)	女性疾病入院給付金	○	○	○	○	○			
無配当無解約返戻金型 通院特約(16)	通院給付金	○	○	○	○	○			
無配当無解約返戻金型 継続年金付三大疾病保障 特約(16)	三大疾病保険金	○	○	○	○	○			
	三大疾病継続年金	○		○	○		○		
	上皮内新生物診断 保険金	○	○	○	○	○			
無配当無解約返戻金型 特定在宅治療支援特約 (16)	特定在宅治療支援 給付金	○	○	○	○	○			
無配当無解約返戻金型 健康連動型生存給付特約 (16)	健康連動型生存 給付金	○	○	○	○				
無配当低解約返戻金型 終身保険特約(16)	死亡保険金	○	○	○	○	○			
	高度障害保険金	○	○	○	○	○			
無配当無解約返戻金型 先進医療特約(16)	先進医療給付金	○	○	○	○	○		○	
	先進医療見舞給付金								
リビング・ニーズ特約	特約保険金	○	○	○	○	○			
保険料の払込免除の請求 (三大疾病保険料払込免除特約(16)による場合を 含みます。)		○	○	○		○			○*

* 不慮の事故による傷害を直接の原因として、身体障害の状態に該当されたことによって保険料の払込免除を請求する場合、事故証明書を提出してください。

● 指定代理請求人によるご請求の際には、ほかに指定代理請求人および被保険者の戸籍謄本、指定代理請求人の住民票・印鑑証明書をご提出ください。

1

詳しくは、約款・特約条項の別表「請求書類」をご覧ください。

なお、保険証券等の電子化に関する特約を付加した場合、保険証券の提出は不要です。

<給付金などのお支払期限について>

- 給付金などは、その請求書類がマニユライフ生命に到着した日*の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。

- 給付金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、次のとおりとします。

※無配当無解約返戻金型健康連動型生存給付特約(16)の健康連動型生存給付金について、その請求書類がマニユライフ生命に到着した日*に対象期間の最終保険料のお払込みが確認できないときは、対象期間の最終保険料のお払込みが確認された日の翌日からその日を含めて5営業日以内に健康連動型生存給付金をお支払いします。

	給付金などをお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
①	給付金などをお支払いするために確認(マニユライフ生命の指定した医師による診断を含みます。)が必要な次の場合 ・給付金などの支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・給付金などの免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類がマニユライフ生命に到着した日*の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。
②	上記①の確認を行なうために特別な照会や調査が必要な次の場合 (a)医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 (b)弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合 (c)研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 (d)ご契約者、被保険者または給付金などの受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 (e)日本国外における調査が必要な場合	(a)の場合は、請求書類がマニユライフ生命に到着した日*の翌日からその日を含めて60日以内にお支払いします。 (b)～(e)の場合は、請求書類がマニユライフ生命に到着した日*の翌日からその日を含めて180日以内にお支払いします。

*請求書類がマニユライフ生命に到着した日とは、完備された請求書類がマニユライフ生命に到着した日をいいます。なお、書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限りです。)により請求を行なった場合には、請求をマニユライフ生命が受付した日を、請求書類がマニユライフ生命に到着した日とみなします。

※給付金などをお支払いするための上記①②の確認等に際し、ご契約者・被保険者・給付金などの受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、マニユライフ生命は、これにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金などをお支払いしません。

訴訟となったとき

- 給付金などのご請求に関する訴訟については、マニユライフ生命の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内のマニユライフ生命の支社または営業所所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

22 生命保険の税務

保険料と税金について

- お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象になります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

<生命保険料控除の対象となるご契約内容>

- 申告される方が保険料を払い込まれ、かつ給付金などの受取人が①申告者ご本人か、または②申告者の配偶者その他のご親族のいずれかの方であるご契約

<生命保険料控除の対象となる保険料>

- 1月から12月までにお払込みいただいた正味保険料の合計額

<生命保険料控除の手続き>

- 生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。マニユライフ生命より「生命保険料控除証明書」をお送りしますので、次の要領で申告してください。

(1) 給与所得者の場合

毎年12月の給与の支払われる前日までに「給与所得者の保険料控除申告書」に「生命保険料控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。ただし、団体扱契約の場合は団体によってお取扱いが異なりますので、団体の担当者にご確認ください。

(2) 申告納税者の場合

事業所得者などで申告納税の方は、確定申告の際に生命保険料の対象額を記入し、「生命保険料控除証明書」を添付のうえ税務署に提出して、控除を受けてください。

<生命保険料控除証明書について>

- 「生命保険料控除証明書」は、毎年10月以降、マニユライフ生命よりお送りします。

給付金などにかかる税金

<給付金の非課税扱いについて>

- 身体の傷害などを原因として支払われる給付金などは、被保険者本人が受け取られた場合は非課税となります。

<保険金などにかかる税金>

- 保険金などを受け取られた場合、所得税および住民税、相続税、贈与税のいずれかが課税されますが、だれが保険料を負担し、だれが保険金などを受け取られたか、被保険者はだれかによって課税関係は次のようになります。

保険金など	契約者	被保険者	受取人	税金の種類
死亡保険金	本人	本人	配偶者または子	相続税
	本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税
健康連動型生存給付金	本人	—	本人	所得税(一時所得)+住民税
解約返戻金	本人	—	本人	所得税(一時所得)+住民税

！ ご 注 意 ！

- 税務上の取扱いについては、2025年11月現在の内容であり、今後、税制の変更などにより取扱いが変更となる場合がありますのでご注意ください。また、個別の税務などの詳細については税務署や税理士など、専門家にご確認ください。

23 被保険者によるご契約者への 解約の請求について

- 被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行なう必要があります。
 - ①ご契約者または給付金などの受取人が、マニユライフ生命に保険給付を行なわせることを目的として給付金などの支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
 - ②給付金などの受取人が、ご契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行なった、または行なおうとした場合
 - ③上記①②の他、被保険者のご契約者または給付金などの受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

24 各種お手続きについて

- 次のようなときには、マニライフ生命コールセンターにご連絡ください。
 - ① 転居されたとき
 - ② 住居表示の変更があったとき
 - ③ ご契約者を変更するとき
 - ④ 保険証券、三大疾病継続年金証書を紛失されたとき
 - ⑤ 改姓または改名されたとき
- ご契約についてのお問合せやご相談は、マニライフ生命コールセンターにお申し出ください。
- ご連絡をくださるときは、保険証券記載の種類と証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、生年月日およびご住所を必ずお申し添えください。

マニライフ生命コールセンター TEL 0120-063-730

お問合せ時間 月～金曜日 9時～17時
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

25 クーリング・オフ(お申込みの撤回・ご契約の解除)のお申し出の方法

- ご契約のお申込み後、お申込みの撤回等をされる場合、次の事項をご記入のうえ^{*1}、マニライフ生命の本社宛てに、書面¹により、お申し出ください。
 - ① お申込者またはご契約者の住所・氏名
 - ② 申込書お客様控に記載の申込番号
 - ③ 返金先口座[銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人(カタカナ)]^{*2}
 - ④ お申込みの撤回等の申出日
 - ⑤ お申込みの撤回等をする旨の文言
 - *1 必ずお申込者またはご契約者ご本人がご記入ください。
 - *2 お申込者またはご契約者名義の口座に限ります。

1

お客様の個人情報保護のため、なるべく封書にてお申し出ください。書面以外の方法として、マニライフ生命ホームページ (www.manulife.co.jp) の「お問い合わせ」からもお手続きいただけます。

お申込みの撤回等のお申し出の記入例

※必ずお申込者またはご契約者ご本人がご記入ください。
※口座名義人はカタカナでご記入ください。

マニライフ生命保険株式会社 御中

私は契約の申込みの撤回を行ないます。

契約者 ○○○○

申込番号 XXXXXXXXXXXX(11桁)

返金先口座 ○○銀行○○支店

普通 △△△△△△△ □座名義人 ○○○○

申出日 △年△月△日

住所 東京都○○区○○町△ー△ー△

氏名 ○○○○(白署)

《書面(封書)の送付先》

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー
マニライフ生命保険株式会社 新契約部

！ ご注意 ！

- お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。必ず郵便により、ご契約の申込日または第1回保険料相当額の払込日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内に書面によりお申し出ください。電話や口頭でのお申し出はできません。
- お申込みの撤回等は、マニライフ生命本社宛てに、お申し出ください。生命保険募集人等には、お申込みの撤回等のお申し出はできません。

※クレジットカードを利用して第1回保険料相当額をお払込みいただく場合には、マニライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた日を第1回保険料相当額の払込日とします。この場合、カード会社からお客様に請求がなされた場合のみ、保険料をお返します。

- お申込みの撤回等に関するお問合せは、マニライフ生命コールセンターにご連絡ください。

MEMO

約款

目次

無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険（16）普通保険約款	54
無配当無解約返戻金型入院見舞給付特約（16）条項	69
無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約（16）条項	72
無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約（16）条項	77
無配当無解約返戻金型通院特約（16）条項	82
七大生活習慣病入院支払日数無制限特約（16）条項	88
メンタル疾患入院支払日数延長特約（16）条項	92
無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約（16）条項	94
無配当無解約返戻金型特定在宅治療支援特約（16）条項	101
無配当無解約返戻金型健康連動型生存給付特約（16）条項	106
無配当低解約返戻金型終身保険特約（16）条項	109
無配当無解約返戻金型先進医療特約（16）条項	115
三大疾病保険料払込免除特約（16）条項	120
リビング・ニーズ特約条項	124
指定代理請求特約条項	131
保険料口座振替特約条項	134
クレジットカード払特約条項	136
保険料団体取扱特約条項	138
集団取扱特約条項	140
情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項	141
保険証券等の電子化に関する特約条項	142

ご契約者とマニユライフ生命が
保険契約上とりかわすお約束の内容を規定するものです。

無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16) 普通保険約款〈目次〉

○この保険の趣旨

1. 適用保険料率

第1条 適用保険料率

2. 支払限度

第2条 支払限度

3. 給付金の支払

第3条 疾病入院給付金および災害入院給付金の支払

第4条 手術給付金の支払

第5条 放射線治療給付金の支払

第6条 骨髄移植給付金の支払

第7条 骨髄ドナー給付金の支払

第8条 集中治療給付金の支払

第9条 給付金の支払に関する補則

第10条 被保険者の死亡による保険契約の消滅

第11条 給付金の請求、支払時期および支払場所

4. 保険料の払込免除

第12条 保険料の払込免除

第13条 保険料の払込を免除しない場合

第14条 保険料の払込免除の請求

5. 会社の責任開始期

第15条 会社の責任開始期

6. 保険料の払込

第16条 保険料の払込

第17条 保険料の払込方法〈経路〉

第18条 保険料の一括払または前納

7. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第19条 猶予期間および保険契約の失効

8. 保険契約の復活

第20条 保険契約の復活

9. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第21条 詐欺による取消

第22条 不法取得目的による無効

10. 保険契約の解除

第23条 告知義務

第24条 告知義務違反による解除

第25条 保険契約を解除できない場合

第26条 重大事由による解除

11. 解約および払戻金

第27条 解約

第28条 払戻金

第29条 給付金の受取人による保険契約の存続

12. 契約内容の変更

第30条 入院給付金日額の減額

13. 保険契約者

第31条 保険契約者の代表者

第32条 保険契約者の変更

第33条 保険契約者の住所の変更

14. 年齢の計算ならびに契約年齢、性別および喫煙歴の誤りの処理

第34条 年齢の計算

第35条 契約年齢、性別および喫煙歴の誤りの処理

15. 契約者配当金

第36条 契約者配当金

16. 時効

第37条 時効

17. 被保険者の職業、転居および旅行

第38条 被保険者の職業、転居および旅行

18. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第39条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

19. 管轄裁判所

第40条 管轄裁判所

20. 特別条件を付ける場合の取扱

第41条 特別条件を付ける場合の取扱

21. 特約を付加した場合の取扱

第42条 七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)を付加した場合の取扱

第43条 メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)を付加した場合の取扱

第44条 無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)を付加した場合の取扱

別表1 入院

別表2 病院または診療所

別表3 薬物依存

別表4 対象となる不慮の事故

別表5 異常分娩

別表6 公的医療保険制度

別表7 医科診療報酬点数表

別表8 歯科診療報酬点数表

別表9 集中治療室管理

別表10 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

別表11 身体部位・指定疾病

別表12 対象となる感染症

別表13 請求書類

無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16) 普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は一生涯の医療保障を主な目的として設計された保険で、入院、手術に対して所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

1. 適用保険料率

(適用保険料率)

第1条 会社は、契約締結時の被保険者の喫煙歴により、つぎのいずれかの保険料率を適用します。

- 非喫煙者保険料率
被保険者の喫煙歴が会社の定める基準に適合している場合
- 標準保険料率
前号以外の場合

3. 給付金の支払

(疾病入院給付金および災害入院給付金の支払)

第3条 この保険契約において支払う疾病入院給付金および災害入院給付金はつぎのとおりです。

名称	支払額	受取人	疾病入院給付金・災害入院給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても疾病入院給付金・災害入院給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
疾病入院給付金	入院1回につき、 (入院給付金日額) × (入院日数)	被保険者（疾病入院給付金および災害入院給付金の受取人を被保険者以外 の者に変更することはできません。）	被保険者がつぎの入院をしたとき (1) 責任開始期（復活の取扱が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した疾病を直接の原因とする別表1に定める入院（以下、「入院」といいます。）であること (2) その入院が治療を目的とした別表2に定める病院または診療所（以下、「病院」といいます。）への入院であること (3) その入院が1日以上入院であること	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 被保険者の別表3に定める薬物依存 (3) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱
災害入院給付金			被保険者がつぎの入院をしたとき (1) 責任開始期以後に発生した別表4に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）を直接の原因とする入院であること (2) その入院が(1)の事故の日からその日を含めて180日以内に開始したものであること (3) その入院が治療を目的とした病院への入院であること (4) その入院が1日以上入院であること	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

- 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病が同一または医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなして前条および本条の規定を適用します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 被保険者が、疾病による入院を開始したときに、その入院開始時に異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院を開始した直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして、前条および本条の規定を適用します。

2. 支払限度

(支払限度)

第2条 この保険契約の支払限度の型はつぎのとおりとし、保険契約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。

- 30日型
- 60日型
- 120日型

2. 1回の入院についての疾病入院給付金および同一の不慮の事故による入院についての災害入院給付金の支払限度ならびに通算支払限度は、つぎのとおりとします。

支払限度の型	支払限度	通算支払限度
30日型	30日	1000日
60日型	60日	1000日
120日型	120日	1000日

- 被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして前条および本条の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- 被保険者が2回以上の不慮の事故により入院し、これにより支払うべき災害入院給付金が重複する場合、重複する入院日数については、災害入院給付金を重複しては支払いません。
- 第1項の規定により支払うべき疾病入院給付金と災害入院給付金とが重複する場合、重複する入院日数については、災害入院給付金を支払い、疾病入院給付金は支払いません。
- つぎの各号のいずれかに該当する入院は、疾病を直接の原因

- とする入院とみなして、前条および本条の規定を適用します。
- (1) 責任開始期以後に発生した不慮の事故以外の外因による入院
 - (2) 責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日を経過して開始した入院
 - (3) 責任開始期以後に開始した別表5に定める異常分娩のための入院
8. 被保険者が、責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因を直接の原因として責任開始期以後に入院した場合でも、つぎの各号のいずれかに該当したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

- (1) 責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき
- (2) 保険契約の締結または復活の際、告知等により会社がその疾病または外因について知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病または外因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (3) その疾病または外因について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または外因による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(手術給付金の支払)

第4条 この保険契約において支払う手術給付金はつぎのとおりです。

名称	支払額	受取人	手術給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても手術給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
手術給付金	(1) 入院中の手術1回につき、 （入院給付金日額）×20 (2) 前(1)以外の手術1回につき、 （入院給付金日額）×10	被保険者（手術給付金の受取人を被保険者以外の変更にすることはできません。）	被保険者がつぎの手術を受けたとき (1) 責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする手術であること (2) その手術が治療を直接の目的とした病院における手術であること (3) その手術が別表6に定める公的医療保険制度（以下、「公的医療保険制度」といいます。）における別表7に定める医科診療報酬点数表（以下、「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（公的医療保険制度における別表8に定める歯科診療報酬点数表（以下、「歯科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。）であること。ただし、つぎに定めるものを除きます。 (イ) 創傷処理 (ロ) 皮膚切開術 (ハ) デブリードマン (ニ) 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 (ホ) 抜歯手術 (ヘ) 鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）	疾病入院給付金の免責事由と同じ

2. 被保険者が同時に2以上の手術を受けた場合には、1回の手術を受けたものとみなして前項の規定により手術給付金を支払います。
3. 被保険者が、医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められる区分番号に該当する手術について、同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、一連の治療過程で最初に手術を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた手術のうち手術給付金の支払額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金を支払います。この場合、最初に手術を受けた日からその日を含めて60日経過後に受けた手術については、新たな手術とみなします。
4. 被保険者が、責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因を直接の原因として責任開始期以後に手術を受けた場合でも、つぎの各号のいずれかに該当したときは、

その手術は責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

- (1) 責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたとき
- (2) 保険契約の締結または復活の際、告知等により会社がその疾病または外因について知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病または外因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (3) その疾病または外因について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または外因による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

（放射線治療給付金の支払）

第5条 この保険契約において支払う放射線治療給付金はつぎのとおりです。

名 称	支 払 額	受 取 人	放射線治療給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても放射線治療給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
放射線治療給付金	放射線治療1回につき、 （入院給付金日額）×20	被保険者（放射線治療給付金の受取人） を被保険者以外の者に変更することはできません。	被保険者がつぎの放射線治療を受けたとき （1）責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする放射線治療であること （2）その放射線治療が治療を直接の目的とした病院における放射線治療であること （3）その放射線治療が医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。）であること	疾病入院給付金の免責事由と同じ

2. 被保険者が放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を複数回受けた場合には、前項の規定にかかわらず、放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金を支払いません。
3. 被保険者が、責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因を直接の原因として責任開始期以後に放射線治療を受けた場合でも、つぎの各号のいずれかに該当したときは、その放射線治療は責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- （1）責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に放射

線治療を受けたとき

- （2）保険契約の締結または復活の際、告知等により会社がその疾病または外因について知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病または外因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- （3）その疾病または外因について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または外因による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

（骨髄移植給付金の支払）

第6条 この保険契約において支払う骨髄移植給付金はつぎのとおりです。

名 称	支 払 額	受 取 人	骨髄移植給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても骨髄移植給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
骨髄移植給付金	骨髄移植術1回につき、 （入院給付金日額）×20	被保険者（骨髄移植給付金の受取人） を被保険者以外の者に変更することはできません。	被保険者がつぎの骨髄移植術を受けたとき （1）責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする骨髄移植術であること （2）その骨髄移植術が治療を直接の目的とした病院における骨髄移植術であること （3）その骨髄移植術が医科診療報酬点数表に、輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術であること	疾病入院給付金の免責事由と同じ

2. 前項における骨髄移植術は、組織の機能に障害がある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含めません。
3. 被保険者が、責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因を直接の原因として責任開始期以後に骨髄移植術を受けた場合でも、つぎの各号のいずれかに該当したときは、その骨髄移植術は責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- （1）責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に骨髄

移植術を受けたとき

- （2）保険契約の締結または復活の際、告知等により会社がその疾病または外因について知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病または外因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- （3）その疾病または外因について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または外因による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(骨髄ドナー給付金の支払)

第7条 この保険契約において支払う骨髄ドナー給付金はつぎのとおりです。

名 称	支 払 額	受 取 人	骨髄ドナー給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）
骨髄ドナー給付金	骨髄幹細胞の採取術1回につき、 (入院給付金日額)×20	被保険者（骨髄ドナー給付金の受取人を被保険者以外の変更にすることはできません）	被保険者が責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした病院（患者を収容する施設を有しない診療所を含めます。）における骨髄幹細胞の採取術を受けたとき

2. 前項における骨髄幹細胞の採取術は、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含めます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

(集中治療給付金の支払)

第8条 この保険契約において支払う集中治療給付金はつぎのとおりです。

名 称	支 払 額	受 取 人	集中治療給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても集中治療給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
集中治療給付金	集中治療室管理1回につき、 (入院給付金日額)×20	被保険者（集中治療給付金の受取人を被保険者以外の変更にすることはできません）	被保険者がつぎの集中治療室管理を受けたとき (1) 責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする別表9に定める集中治療室管理（以下、「集中治療室管理」といいます。）であること (2) その集中治療室管理が疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院中に受けた集中治療室管理であること (3) その集中治療室管理が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によりつぎのいずれかの算定対象となる診療行為であること (イ) 救命救急入院料 (ロ) 特定集中治療室管理料 (ハ) 小児特定集中治療室管理料 (ニ) 新生児特定集中治療室管理料 (ホ) 総合周産期特定集中治療室管理料	疾病入院給付金の免責事由と同じ

2. 集中治療給付金は、1回の入院に対して1回の支払を限度とします。

3. 前項の規定にかかわらず、第3条（疾病入院給付金および災害入院給付金の支払）第2項または第4項により1回の入院とみなされる2回以上の入院に対しても1回の支払を限度とします。

4. 被保険者が、責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因を直接の原因として責任開始期以後に集中治療室管理を受けた場合でも、つぎの各号のいずれかに該当したときは、その集中治療室管理は責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

- (1) 責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に集中治療室管理を受けたとき
- (2) 保険契約の締結または復活の際、告知等により会社がその疾病または外因について知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病または外因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (3) その疾病または外因について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または外因による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(給付金の支払に関する補則)

第9条 入院給付金日額が変更された場合は、つぎの各号に定める入院給付金日額にもとづいて、給付金額を計算します。

- (1) 疾病入院給付金および災害入院給付金の場合、入院中に入院給付金日額の変更があったときは、各日現在の入院給付金日額
- (2) 手術給付金の場合、手術を受けた日現在の入院給付金日額
- (3) 放射線治療給付金の場合、放射線治療を受けた日現在の入院給付金日額
- (4) 骨髄移植給付金の場合、骨髄移植術を受けた日現在の入院給付金日額
- (5) 骨髄ドナー給付金の場合、骨髄幹細胞の採取術を受けた日現在の入院給付金日額
- (6) 集中治療給付金の場合、集中治療室管理を開始した日現在の入院給付金日額

2. 保険契約者が法人の場合は、給付金の支払の規定にかかわらず、給付金の受取人は保険契約者とし、この場合、給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約締結時に、保険契約者から被保険者を受取人とする旨の申出があったときを除きます。

3. 給付金の支払の規定にかかわらず、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により、給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

(被保険者の死亡による保険契約の消滅)

第10条 被保険者が死亡したときは、保険契約者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 被保険者が死亡したときは、その時から保険契約は消滅した

ものとします。この場合、解約返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には、会社は、解約返戻金を支払いません。

3. 前項の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第11条（給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

（給付金の請求、支払時期および支払場所）

第11条 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた給付金の受取人は、会社に、請求書類（別表13）を提出して、その給付金を請求してください。

3. 給付金は、その請求書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または支店で支払います。

4. 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、会社は、給付金を請求した者に通知をします。

- (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
- (2) 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、第26条（重大事由による解除）第1項第4号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

5. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。この場合、会社は、給付金を請求した者に通知をします。

- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

6. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

4. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第12条 被保険者が、保険料払込期間中につぎの各号のいずれかに該当したときは、会社は、つぎに到来する第16条（保険料の払込）第2項の保険料期間以降の保険料の払込を免除します。

- (1) 責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を直接の原因として、別表10に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の疾病または傷害（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害にかぎりません。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

- (2) 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に別表10に定める身体障害状態（以下、「身体障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときを含みます。

2. 被保険者が、責任開始期前に発病した疾病もしくは発生した傷害を直接の原因として責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合、または責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として責任開始期以後に身体障害状態に該当した場合でも、つぎの各号のいずれかに該当したときは、責任開始期以後の疾病または傷害を原因として高度障害状態または身体障害状態に該当したものとみなして本条の規定を適用します。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、告知等により会社がその疾病または傷害について知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病または傷害に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

- (2) その疾病または傷害について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

3. 保険料の払込が免除された場合には、以後第16条に定める払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

4. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険料の払込方法（回数）の変更および契約内容の変更に関する規定を適用しません。

（保険料の払込を免除しない場合）

第13条 被保険者がつぎのいずれかによって前条の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 地震、噴火または津波
- (8) 戦争その他の変乱

2. 被保険者が前項第7号または第8号の原因によって高度障害状態または身体障害状態に該当した場合でも、その原因によって高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、保険料の払込を免除することがあります。

（保険料の払込免除の請求）

第14条 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 保険契約者は、会社に、請求書類（別表13）を提出して、保険料の払込免除を請求してください。

3. 保険料の払込免除の請求に際しては、第11条（給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

5. 会社の責任開始期

（会社の責任開始期）

- 第15条** 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合には、第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合には、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
2. 前項により会社の責任が開始される日の属する月の翌月1日を契約日とし、契約年齢および保険料払込期間の計算はその日を基準として行ないます。ただし、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険事故が発生したときは、契約年齢および保険料払込期間は会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
3. 前項の規定にかかわらず、保険契約者からの申出があったときは、会社の責任開始の日を契約日とします。
4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券にはつぎの各号に定める事項を記載します。
- (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 保険期間
 - (6) 入院給付金日額
 - (7) 保険料およびその払込方法
 - (8) 契約日
 - (9) 保険証券を作成した年月日

6. 保険料の払込

（保険料の払込）

- 第16条** 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回つぎの各号の保険料の払込方法（回数）にしたがい、第17条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める払込方法（経路）により、つぎに定める期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
- (1) 月払契約の場合
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日からつぎの契約応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
3. 第1項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したとき、または保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。ただし、支払うべき金額が、差し引くべき未払込保険料に不足する場合は、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じたときには、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
6. 前2項の場合、未払込保険料の払込については、第19条（猶予期間および保険契約の失効）の規定を準用します。
7. 保険契約者は、会社の定める取扱基準により、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

8. 払い込まれた保険料に対応する期間（以下、「保険料充当期間」といいます。）の満了前に、つぎの各号のいずれかに該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなったときには、会社は、払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）のうち、保険料充当期間中の経過していない月数（以下、本項において「未経過月数」といいます。）に応じた金額を保険契約者（保険金の支払のときはその保険金の受取人）に払い戻します。ただし、未経過月数が1か月に満たないときは、払い戻す金額はありません。
- (1) 保険契約の消滅（第10条（被保険者の死亡による保険契約の消滅）第2項ただし書き、第21条（詐欺による取消）もしくは第22条（不法取得目的による無効）に該当する場合またはすでに保険料の払込を免除していた場合を除きます。）

(2) 保険料の払込免除

(3) 入院給付金日額の減額

（保険料の払込方法〈経路〉）

- 第17条** 保険契約者は、会社の定める取扱基準により、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りします。）
 - (4) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 保険契約者は、会社の定める取扱基準により、前項各号の保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号または第3号に該当する保険契約において、その保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

（保険料の一括払または前納）

- 第18条** 保険契約者は、会社の定める取扱基準により、将来の保険料を一括払または前納することができます。この場合、つぎの各号により取り扱います。
- (1) 当月分以後、1年分以内の保険料を一括払するときは、会社の定める割引率によって割り引きます。
 - (2) 1年分を超える保険料を前納するときは、1年分を超える保険料については会社の定める利率によって割り引きます。
2. 前項第2号の前納保険料は会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
3. 保険料の払込を要しなくなった場合で、一括払保険料または前納保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
4. 保険料前納期間が満了した場合で、前納保険料に残額があるときは、次期以後の保険料と相殺の方法で保険契約者に払い戻します。

7. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

（猶予期間および保険契約の失効）

- 第19条** 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
- (1) 月払契約の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。
3. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じたときは、その支払う

べき金額から未払込保険料を差し引きします。

4. 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足する場合は、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
5. 猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

8. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

- 第20条** 保険契約者は、前条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内であれば、請求書類（別表13）を会社の本社または会社の指定した場所に提出して保険契約の復活を請求することができます。
2. 会社がこの保険契約の復活を承諾したときは、保険契約者は、延滞保険料を会社の指定した日までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
 3. 第15条（会社の責任開始期）の規定は、本条の場合に準用します。ただし、会社がこの保険契約の復活を承諾した場合には、新たな保険証券を発行せず、その旨を保険契約者に通知します。

9. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

（詐欺による取消）

- 第21条** 保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または給付金の受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（不法取得目的による無効）

- 第22条** 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

10. 保険契約の解除

（告知義務）

- 第23条** 会社が、保険契約の締結または復活の際、被保険者の健康状態、喫煙歴等に関して、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

- 第24条** 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。ただし、第35条（契約年齢、性別および喫煙歴の誤りの処理）第3項に該当する場合を除きます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、第12条（保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
 3. 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

5. 本条の規定によって保険契約を解除した場合は、会社は、第28条（払戻金）第1項に規定する解約返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

（保険契約を解除できない場合）

- 第25条** 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第23条（告知義務）に規定する告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第23条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第23条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

（重大事由による解除）

- 第26条** 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの保険契約の給付金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (ニ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由（以下、本項において「支払事由等」といいます。）が生じた後に

においても、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由等による給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに給付金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、第12条（保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、第24条（告知義務違反による解除）第4項および第5項の規定を準用します。

11. 解約および払戻金

（解約）

第27条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。

2. 前項の規定によって保険契約が解約された場合には、会社は、第28条（払戻金）第1項に規定する解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

（払戻金）

第28条 解約返戻金は、保険料払込期間中の保険契約についてはありません。また、保険料払込期間満了後の保険契約については、入院給付金日額の10倍相当額とします。ただし、保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていない場合、解約返戻金はありません。

2. 保険契約者は、本条の払戻金を請求するときは、請求書類（別表13）を提出してください。
3. 払戻金の支払時期および支払場所については、第11条（給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

（給付金の受取人による保険契約の存続）

第29条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて保険契約者ではない給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
3. 前項の通知をするときは、給付金の受取人は、請求書類（別表13）を提出してください。

12. 契約内容の変更

（入院給付金日額の減額）

第30条 保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定める金額に満たない場合にはこの取扱をしません。

2. 入院給付金日額を減額したときは、減額分は解約したものと取り扱い、その減額した部分に対する解約返戻金は、第28条（払戻金）の規定を準用し、また保険料払込期間中の場合には、将来の保険料を改めます。
3. 入院給付金日額の減額をするときは、保険契約者は、請求書類（別表13）を提出してください。
4. 本条の規定により入院給付金日額を減額したときは、保険証券に裏書きし、または保険証券を回収し入院給付金日額の減額後の契約内容を記載した新たな保険証券を発行（以下、「保険証券の再発行」といいます。）します。

13. 保険契約者

（保険契約者の代表者）

第31条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のとき

は、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者が数人ある場合には、その責任は連帯とします。

（保険契約者の変更）

第32条 保険契約者またはその承継人は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 前項の承継をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求書類（別表13）を提出してください。
3. 第1項の承継をしたときは、保険証券に裏書きし、または保険証券を回収し承継後の契約内容を記載した保険証券の再発行をします。

（保険契約者の住所の変更）

第33条 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下、本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

2. 保険契約者が前項の通知をしなかった場合で、保険契約者の住所を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

14. 年齢の計算ならびに契約年齢、性別および喫煙歴の誤りの処理

（年齢の計算）

第34条 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については、切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（契約年齢、性別および喫煙歴の誤りの処理）

第35条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。

- (1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、実際の年齢にもとづいて保険料を改め、すでに払い込まれた保険料に超過分があれば保険契約者に払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、給付金の支払事由発生後は、保険料の過不足分を支払金額と精算します。
- (2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときには、最低契約年齢に達した日に契約したものとして前号の規定を準用します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項の規定を準用します。
3. 非喫煙者保険料率を適用したこの保険契約において、告知書に記載された被保険者の喫煙歴に誤りがあった場合は、標準保険料率のこの保険契約に変更します。この場合、この保険契約を締結した日に標準保険料率のこの保険契約を締結したのとして保険料を更正し、すでに払い込まれた保険料に不足分があれば領収します。ただし、給付金の支払事由発生後は、不足分を支払金額と精算します。
4. 前項の場合、この喫煙歴の誤りについては、第24条（告知義務違反による解除）第1項の規定を適用しません。

15. 契約者配当金

（契約者配当金）

第36条 この保険契約に対する契約者配当金はありません。

16. 時効

（時効）

第37条 給付金、払戻金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

17. 被保険者の職業、転居および旅行

(被保険者の職業、転居および旅行)

第38条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような職業に従事し、またはどのような場所に転居もしくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または特別の保険料の請求をしないで、保険契約上の責任を負います。

18. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

第39条 会社は、この保険契約の支払事由にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

2. 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「契約条項変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を変更します。
3. 本条の規定によりこの保険契約の支払事由を変更する場合には、契約条項変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
4. 前項の通知を受けた保険契約者は、契約条項変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 第2項の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 契約条項変更日の前日に解約する方法
5. 前項の指定がなされないまま、契約条項変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法を指定されたものとみなします。

19. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第40条 この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社または給付金の受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

20. 特別条件を付ける場合の取扱

(特別条件を付ける場合の取扱)

第41条 保険契約締結の際、被保険者の健康状態その他が会社の標準とする普通の危険に適合しない場合には、会社は、その危険の程度に応じて、つぎの各号の1または2以上の特別条件を付して保険契約上の責任を負います。

(1) 特別保険料法

被保険者の契約年齢による普通保険料に会社の定める範囲内の特別保険料を加えたものを払込保険料とします。

(2) 特定部位・指定疾病についての不担保

被保険者が会社の定める特定部位・指定疾病不担保期間中に、別表11に定める身体部位・指定疾病のうち、会社が指定した特定部位に生じた疾病（ただし、別表12に定める感染症を除きます。）または指定疾病（医学上重要な関係がある疾病を含みます。）を直接の原因として第3条（疾病入院給付金および災害入院給付金の支払）、第4条（手術給付金の支払）、第5条（放射線治療給付金の支払）、第6条（骨髄移植給付金の支払）および第8条（集中治療給付金の支払）の規

定に該当した場合は、疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、骨髄移植給付金および集中治療給付金は支払いません。（被保険者が、特定部位・指定疾病不担保期間満了の日を含んで継続して入院した場合は、その満了の日の翌日に入院を開始したものとみなして第3条の規定を適用します。）

(3) 特定障害状態についての不担保

不担保とする特定障害は、視力障害および聴力障害とし、つぎの(イ)および(ロ)のとおり取り扱います。

(イ) 視力障害

被保険者が高度障害状態または身体障害状態のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」または「1眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当し、保険料の払込免除事由が生じた場合でも、会社は、保険料の払込免除を行いません。

(ロ) 聴力障害

被保険者が身体障害状態のうち、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」に該当し、保険料の払込免除事由が生じた場合でも、会社は、保険料の払込免除を行いません。

2. 前項の規定によって保険契約につけた条件は、保険証券に記載します。

3. 本条の規定により特別保険料法による特別条件が付された場合の払戻金については、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 特別保険料に対する解約返戻金がある場合、第28条（払戻金）に規定する解約返戻金に、特別保険料に対する解約返戻金を加えたものをこの保険契約の解約返戻金とします。
- (2) 前号の特別保険料に対する解約返戻金は、会社の定める方法により計算します。ただし、保険料払込期間中の保険契約および保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていない保険契約については、特別保険料に対する解約返戻金はありません。

21. 特約を付加した場合の取扱

(七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)を付加した場合の取扱)

第42条 保険契約に七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)（以下、「七大生活習慣病無制限特約」といいます。）を付加した場合には、第3条（疾病入院給付金および災害入院給付金の支払）第2項ただし書きおよび第6項ならびに第8条（集中治療給付金の支払）第1項の支払事由の疾病入院給付金は、七大生活習慣病無制限特約の規定による疾病入院給付金を含むものとします。

(メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)を付加した場合の取扱)

第43条 保険契約にメンタル疾患入院支払日数延長特約(16)（以下、「メンタル疾患延長特約」といいます。）を付加した場合には、第3条（疾病入院給付金および災害入院給付金の支払）第2項ただし書きおよび第6項ならびに第8条（集中治療給付金の支払）第1項の支払事由の疾病入院給付金は、メンタル疾患延長特約の規定による疾病入院給付金を含むものとします。

(無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)を付加した場合の取扱)

第44条 第9条（給付金の支払に関する補則）第2項の規定により、給付金の受取人を保険契約者とした保険契約に無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)（以下、「終身保険特約」といいます。）を付加している場合で、終身保険特約の死亡保険金受取人を保険契約者以外の者に変更したときは、第9条第2項の規定は適用しないものとします。

別表 1 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表 2 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 3 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年 3 月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

別表 4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表 1 によるものとし、備考に事故を例示します）。ただし、表 2 の事故は除外します。

表 1 急激・偶発・外来の定義

用 語	定 義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該 当 例	非 該 当 例
次のような事故は、表 1 の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 - 交通事故 - 不慮の転落・転倒 - 不慮の溺水 - 窒息	次のような事故は、表 1 の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 - 高山病・乗物酔いにおける原因 - 飢餓 - 過度の運動 - 騒音 - 処刑

表 2 除外する事故

項 目	除 外 す る 事 故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 - 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 - 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など - 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表 5 異常分娩

「異常分娩」とは、平成21年 3 月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
鉗子分娩及び吸引分娩による単胎分娩	〇 8 1
帝王切開による単胎分娩	〇 8 2
その他の介助単胎分娩	〇 8 3
多胎分娩（いわゆる双子などをいいます。）	〇 8 4

別表 6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法

5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表 7 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術、放射線治療、骨髄移植術または集中治療室管理を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづいて定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表 8 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術、放射線治療または集中治療室管理を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづいて定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表 9 集中治療室管理

「集中治療室管理」とは、厚生労働省告示に定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長または地方厚生支局長に届け出た病院において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行なうことをいいます。

別表 10 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
	2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
	3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
	4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	6. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	7. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの
身体障害	1. 1 眼の視力を全く永久に失ったもの
	2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
	3. 1 上肢を手関節以上で失ったかまたは 1 上肢の用もしくは 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
	4. 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは 1 下肢の用もしくは 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
	5. 10 手指の用を全く永久に失ったもの
	6. 1 手の 5 手指を失ったかまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を含んで 4 手指を失ったもの
	7. 10 足指を失ったもの
	8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

別表 11 身体部位・指定疾病

番号	身体部位・指定疾病の名称
1.	眼球、眼球付属器および視神経
2.	耳（内耳、中耳、外耳を含みます。）および乳様突起
3.	鼻（鼻腔、副鼻腔および外鼻を含みます。）
4.	口腔（口唇および口蓋を含みます。）、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5.	甲状腺
6.	咽頭および喉頭
7.	気管、気管支、肺、胸膜および胸郭
8.	胃および十二指腸（当該部位の手術に伴い空腸の手術を受けた場合は、空腸を含みます。）
9.	盲腸（虫垂を含みます。）および回腸
10.	大腸
11.	直腸および肛門
12.	腹膜（腹腔内臓器の癒着を生じた場合を含みます。）
13.	肝臓、胆嚢および胆管
14.	膵臓
15.	腎臓および尿管
16.	膀胱および尿道
17.	睪丸および副睪丸
18.	前立腺
19.	乳房（乳腺を含みます。）
20.	子宮（妊娠または分娩に異常が生じた場合を含みます。）
21.	卵巣、卵管および子宮付属器
22.	頸椎部（当該神経を含みます。）
23.	胸椎部（当該神経を含みます。）
24.	腰椎部（当該神経を含みます。）
25.	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
26.	左肩関節部
27.	右肩関節部
28.	左股関節部
29.	右股関節部
30.	左上肢（左肩関節部を除きます。）

番号	身体部位・指定疾病の名称
31.	右上肢（右肩関節部を除きます。）
32.	左下肢（左股関節部を除きます。）
33.	右下肢（右股関節部を除きます。）
34.	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限りします。）
35.	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限りします。）
36.	外傷または手術を受けた部位（会社が指定した外傷または手術の後遺症に限りします。）
37.	身体表層の腫瘍、ケロイドまたは母斑（あざ）がある部位（会社が指定した腫瘍、ケロイドまたは母斑に限りします。）
38.	食道および横隔膜
39.	皮膚
40.	皮膚炎・湿疹（アトピー性皮膚炎、接触性皮膚炎を含みます。）
41.	骨折等の内固定具抜去
42.	白内障
43.	緑内障
44.	副鼻腔炎・蓄膿症
45.	扁桃腺炎・扁桃周囲膿瘍・扁桃肥大
46.	気胸
47.	異常妊娠・異常分娩（帝王切開を含みます。）
48.	子宮筋腫
49.	子宮内膜症
50.	胆石・胆嚢炎
51.	腎・尿路結石
52.	痔瘻・痔核・脱肛・肛門周囲膿瘍

別表 12 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。）	

備考

1. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

2. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患の関係をいいます。

4. 医師による治療

医師による診断のための検査のみでは「医師による治療」には該当しません。

備考 [別表 10]

5. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

6. 眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

7. 言語またはしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場

合

- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。

8. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ $a \cdot b \cdot c$ デシベルとしたとき $1/4(a + 2b + c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

9. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

10. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

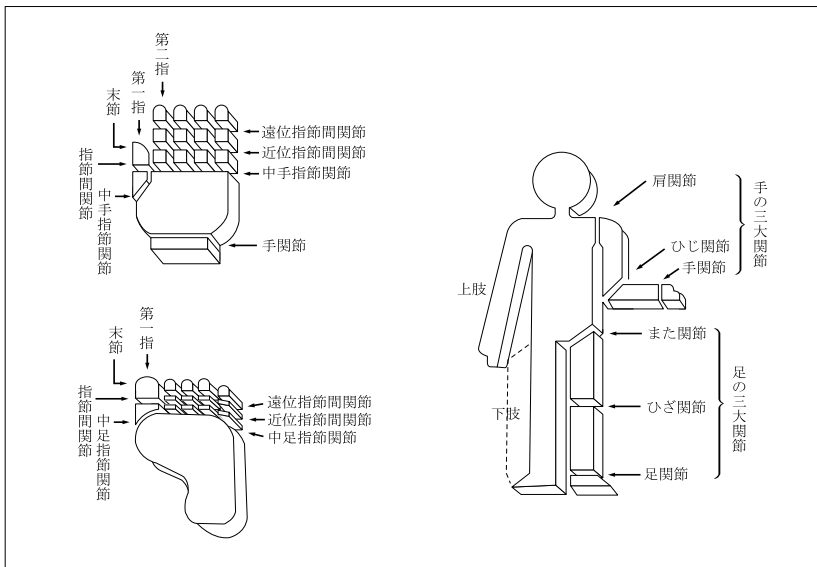
11. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

12. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

参考 身体部位の名称はつぎの図のとおりとします。



別表 13 請求書類

(1) 給付金、保険料の払込免除の請求書類

項 目	請 求 書 類
1 疾病入院給付金、災害入院給付金の請求 ＜第3条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類（災害入院給付金を請求する場合に限ります。） (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
2 手術給付金、放射線治療給付金、骨髄移植給付金、骨髄ドナー給付金、集中治療給付金の請求 ＜第4条、第5条、第6条、第7条、第8条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 手術、放射線治療、骨髄移植術、骨髄幹細胞の採取術または集中治療室管理を受けたことを証する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
3 保険料の払込免除の請求 ＜第12条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類（身体障害状態による保険料払込免除を請求する場合に限ります。） (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (5) 保険証券

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類が会社に到着した日とみなします。

(2) その他の請求書類

項 目	請 求 書 類
1 保険契約の復活 ＜第20条＞	(1) 会社所定の復活申込書兼告知書
2 払戻金の請求 ＜第27条、第28条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3 被保険者死亡時の解約返戻金の請求 ＜第10条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実関係が明確な場合には、医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (4) 保険契約者の印鑑証明書 (5) 保険証券
4 給付金の受取人による保険契約の存続 ＜第29条＞	(1) 会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
5 入院給付金日額の減額 ＜第30条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6 保険契約者の変更 ＜第32条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧保険契約者の印鑑証明書 (3) 旧保険契約者死亡による場合 (i) 旧保険契約者の除籍抄本 (ii) 相続人代表者および連帯保証人の念書と印鑑証明書 (4) 保険証券

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。また、1の請求については、会社の指定した医師に被保険者の診断を行なわせることがあります。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類が会社に到着した日とみなします。

無配当無解約返戻金型入院見舞給付特約(16)条項〈目次〉

○この特約の趣旨

- 第1条 適用保険料率
- 第2条 入院見舞給付金の給付倍率
- 第3条 入院見舞給付金の支払
- 第4条 入院見舞給付金の請求、支払時期および支払場所
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 特約の締結および責任開始期
- 第7条 特約の保険料払込期間および保険料の払込
- 第8条 未払込保険料の差引
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の復活
- 第11条 詐欺による取消
- 第12条 告知義務
- 第13条 告知義務違反による解除
- 第14条 重大事由による解除

- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の消滅
- 第17条 払戻金
- 第18条 喫煙歴の誤りの処理
- 第19条 契約者配当金
- 第20条 時効
- 第21条 管轄裁判所
- 第22条 特約に特別条件を付ける場合の取扱
- 第23条 主約款の規定の準用
- 第24条 七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)とあわせて主契約に付加した場合の取扱

別表1 請求書類

無配当無解約返戻金型入院見舞給付特約(16)条項

この特約の趣旨

この特約は、一生涯にわたり、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者が疾病または不慮の事故により入院した場合に所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

（適用保険料率）

第1条 会社は、この特約の締結時の被保険者の喫煙歴により、つぎのいずれかの保険料率を適用します。

（1）非喫煙者保険料率

被保険者の喫煙歴が会社の定める基準に適合している場合

（2）標準保険料率

前号以外の場合

（入院見舞給付金の給付倍率）

第2条 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で入院見舞給付金の給付倍率を指定するものとします。

2. 本条の規定により指定された入院見舞給付金の給付倍率は、変更することはできません。

（入院見舞給付金の支払）

第3条 この特約において支払う入院見舞給付金はつぎのとおりです。

名称	支払額	受取人	入院見舞給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても入院見舞給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
入院見舞給付金	入院1回につき、 （主契約の入院給付金日額） × 給付倍率	被保険者（入院見舞給付金の受取人を被保険者以外の変更にすることはできません）	被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した疾病または発生した主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に規定する不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）を直接の原因として主約款に規定する入院給付金が支払われる入院をしたとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき （1）被保険者の犯罪行為 （2）被保険者の主約款に規定する薬物依存 （3）保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 （4）被保険者の精神障害を原因とする事故 （5）被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 （6）被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 （7）被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 （8）地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

2. 被保険者が入院をした場合でも、主約款の支払限度に関する規定により、主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が、保険期間を通じての給付限度に達したことによって支払われないうきは、その入院に対する入院見舞給付金は支払いません。

3. 被保険者が2回以上入院した場合で、それらの入院が、主約款の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払に関する規定により1回の入院とみなされる入院に該当するときは、この特約においてもそれらの入院を1回の入院とみなして本条の規定を適用し

ます。

4. 被保険者が、第1項に定める入院を開始したときに、その入院開始時に入院開始の直接の原因となった疾病もしくは不慮の事故以外の疾病もしくは不慮の事故（以下、本項において「異なる疾病もしくは不慮の事故」といいます。）が生じていた場合、またはその入院中に異なる疾病もしくは不慮の事故が生じた場合でも、その入院の入院開始日から退院日までを1回の入院とみなして本条の規定を適用します。

5. つぎの各号のいずれかに該当する入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなして、本条の規定を適用します。

(1) 責任開始期以後に発生した不慮の事故以外の外因による入院

(2) 責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日を経過して開始した入院

(3) 責任開始期以後に開始した主約款に規定する異常分娩のための入院

6. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、つぎの各号のいずれかに該当したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

(1) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき

(2) この特約の締結または復活の際、告知等により会社がその疾病または外因について知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病または外因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(3) その疾病または外因について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または外因による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

7. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、入院見舞給付金の受取人は保険契約者とします。この場合、入院見舞給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

8. 第1項の規定にかかわらず、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により、入院見舞給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、入院見舞給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

(入院見舞給付金の請求、支払時期および支払場所)

第4条 入院見舞給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 入院見舞給付金の受取人は、会社に、請求書類（別表1）を提出して、入院見舞給付金を請求してください。

3. 入院見舞給付金を支払うために必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または入院見舞給付金の受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は入院見舞給付金を支払いません。

4. 入院見舞給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、主約款の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

(特約保険料の払込免除)

第5条 主約款の保険料の払込免除に関する規定によって、主契約の保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

(特約の締結および責任開始期)

第6条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

(特約の保険料払込期間および保険料の払込)

第7条 この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の一括払および前納の場合も同様とします。

3. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

4. 払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間（以下、「保険料充当期間」といいます。）の満了前にこの特約の保険料の全部または一部の払込を要しなくなったときには、払い込まれたこの特約の保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合について

ては、その払込を要しなくなった部分に限ります。）のうち、保険料充当期間中の経過していない月数に応じた金額の取扱については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

(未払込保険料の差引)

第8条 この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに、入院見舞給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の未払込保険料の合計額をいいます。以下、本条において同じ。）を支払うべき金額から差し引きます。

2. 保険料払込の猶予期間中に入院見舞給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

3. 前2項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足する場合は、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

第10条 主契約の復活請求の際に別段の申出がない場合は、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の保険契約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(詐欺による取消)

第11条 この特約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または給付金の受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだこの特約の保険料は払い戻しません。

(告知義務)

第12条 会社が、この特約の締結または復活の際、被保険者の健康状態、喫煙歴等に関して、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第13条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、第18条（喫煙歴の誤りの処理）第1項に該当する場合を除きます。

2. 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、この特約の給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでにこの特約の給付金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 前項の規定にかかわらず、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、この特約の給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

4. 主約款に定める告知義務違反による解除の通知の規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

5. 会社は、つぎのいずれかの場合には、本条によるこの特約の解除をすることができません。

(1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき

(2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、

保険契約者または被保険者が前条に規定する告知をすることを妨げたとき

- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、前条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
6. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

（重大事由による解除）

第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (ニ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由（以下、本項において「支払事由等」といいます。）が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由等によるこの特約の給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでにこの特約の給付金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、前条第4項の規定を準用します。

（特約の解約）

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

2. この特約が解約された場合には、保険証券に裏書き、または保険証券を回収し特約の解約後の契約内容を記載した新たな保険証券を発行（以下、「保険証券の再発行」といいます。）します。

（特約の消滅）

第16条 つぎの各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金のいずれもが保険期間を通じての給付限度に達したとき
2. 前項第2号の規定によってこの特約が消滅した場合には、保険証券に裏書き、または保険証券を回収し特約の消滅後の契約内容を記載した保険証券の再発行をします。

（払戻金）

第17条 この特約に対する払戻金はありません。

（喫煙歴の誤りの処理）

- 第18条** 非喫煙者保険料率を適用したこの特約において、告知書に記載された被保険者の喫煙歴に誤りがあった場合は、標準保険料率のこの特約に変更します。この場合、この特約を締結した日に標準保険料率のこの特約を締結したものとして保険料を更正し、すでに払い込まれた保険料に不足分があれば領収します。ただし、給付金の支払事由発生後は、不足分を支払金額と精算します。
2. 前項の場合、この喫煙歴の誤りについては、第13条（告知義務違反による解除）第1項の規定を適用しません。

（契約者配当金）

第19条 この特約に対する契約者配当金はありません。

（時効）

第20条 入院見舞給付金その他この特約にもとづく諸支払金の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

（管轄裁判所）

第21条 この特約における入院見舞給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（特約に特別条件を付ける場合の取扱）

第22条 この特約に特別条件を付ける場合には、主約款の特別条件を付ける場合の取扱の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第23条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（七大生活習慣病入院支払日数無制限特約（16）とあわせて主契約に付加した場合の取扱）

第24条 この特約を七大生活習慣病入院支払日数無制限特約（16）（以下、「七大生活習慣病無制限特約」といいます。）とあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 第3条（入院見舞給付金の支払）第1項の支払事由の入院給付金は、七大生活習慣病無制限特約の規定による疾病入院給付金を含むものとします。
- (2) 第3条第2項および第16条（特約の消滅）第1項第2号の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	請 求 書 類
1 入院見舞給付金の請求 ＜第3条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故を原因とする場合に限りです。） (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限りです。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類が会社に到着した日とみなします。

無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)条項〈目次〉

○この特約の趣旨

- 第1条 適用保険料率
- 第2条 支払限度
- 第3条 七大生活習慣病入院給付金の支払
- 第4条 七大生活習慣病入院給付金の請求、支払時期および支払場所
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 特約の締結および責任開始期
- 第7条 特約の保険料払込期間および保険料の払込
- 第8条 未払込保険料の差引
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の復活
- 第11条 詐欺による取消
- 第12条 告知義務
- 第13条 告知義務違反による解除
- 第14条 重大事由による解除
- 第15条 特約の解約

- 第16条 特約の消滅
- 第17条 払戻金
- 第18条 七大生活習慣病入院給付金日額の減額
- 第19条 喫煙歴の誤りの処理
- 第20条 契約者配当金
- 第21条 時効
- 第22条 管轄裁判所
- 第23条 特約に特別条件を付ける場合の取扱
- 第24条 主約款の規定の準用
- 第25条 七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)とあわせて主契約に付加した場合の取扱

- 別表1 対象となる七大生活習慣病
- 別表2 入院
- 別表3 病院または診療所
- 別表4 請求書類

無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)条項

この特約の趣旨

この特約は、一生涯にわたり、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者が七大生活習慣病により入院した場合に所定の給付を行なうことを主要内容とするものです。

（適用保険料率）

- 第1条 会社は、この特約の締結時の被保険者の喫煙歴により、つぎのいずれかの保険料率を適用します。
- (1) 非喫煙者保険料率
被保険者の喫煙歴が会社の定める基準に適合している場合
 - (2) 標準保険料率
前号以外の場合

（支払限度）

第2条 この特約の支払限度の型はつぎのとおりとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。

- (1) 30日型
 - (2) 60日型
 - (3) 120日型
2. 1回の入院についての七大生活習慣病入院給付金の支払限度および通算支払限度は、つぎのとおりとします。

支払限度の型	支払限度	通算支払限度
30日型	30日	1000日
60日型	60日	1000日
120日型	120日	1000日

（七大生活習慣病入院給付金の支払）

第3条 この特約において支払う七大生活習慣病入院給付金はつぎのとおりです。

名称	支払額	受取人	七大生活習慣病入院給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）
七大生活習慣病入院給付金	入院1回につき、 （七大生活習慣病入院給付金日額） × （入院日数）	被保険者（七大生活習慣病入院給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません）	被保険者がつぎの入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した別表1に定める七大生活習慣病（以下、「七大生活習慣病」といいます。）を直接の原因とする別表2に定める入院（以下、「入院」といいます。）であること (2) その入院が治療を目的とした別表3に定める病院または診療所への入院であること (3) その入院が1日以上入院であること

2. 被保険者が七大生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった七大生活習慣病が同一または医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなして前条および本条の規定を適用します。ただし、七大生活習慣病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
3. 被保険者が、七大生活習慣病による入院を開始したときに、その入院開始時に異なる七大生活習慣病を併発していた場合またはその入院中に異なる七大生活習慣病を併発した場合には、その入院を開始した直接の原因となった七大生活習慣病により継続して入院したものとみなして、前条および本条の規定を適用します。
4. 被保険者が、七大生活習慣病以外の疾病または傷害の治療を目的とする入院中に、七大生活習慣病を併発し、その七大生活習慣病について入院を要する治療を開始した場合には、その日からその七大生活習慣病の治療を目的として入院したものとみなして、前条および本条の規定を適用します。
5. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した七大生活習慣病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、つぎの各号のいずれかに該当したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
 - (1) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき
 - (2) この特約の締結または復活の際、告知等により会社がその七大生活習慣病について知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その七大生活習慣病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (3) その七大生活習慣病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その七大生活習慣病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
6. 被保険者の入院中に七大生活習慣病入院給付金日額が変更された場合には、七大生活習慣病入院給付金の支払額は各日現在の七大生活習慣病入院給付金日額にもとづいて計算します。
7. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、七大生活習慣病入院給付金の受取人は保険契約者として、この場合、七大生活習慣病入院給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

（七大生活習慣病入院給付金の請求、支払時期および支払場所）

第4条 七大生活習慣病入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

 2. 七大生活習慣病入院給付金の受取人は、会社に、請求書類（別表4）を提出して、七大疾病入院給付金を請求してください。
 3. 七大生活習慣病入院給付金を支払うために必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または七大生活習慣病入院給付金の受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は七大生活習慣病入院給付金を支払いません。
 4. 七大生活習慣病入院給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

（特約保険料の払込免除）

第5条 主約款の保険料の払込免除に関する規定によって、主契約の保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

（特約の締結および責任開始期）

第6条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

 2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

（特約の保険料払込期間および保険料の払込）

第7条 この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と

同一とします。

2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の一括払および前納の場合も同様とします。
3. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
4. 払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間（以下、「保険料充当期間」といいます。）の満了前にこの特約の保険料の全部または一部の払込を要しなくなったときには、払い込まれたこの特約の保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限りします。）のうち、保険料充当期間中の経過していない月数に応じた金額の取扱については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

（未払込保険料の差引）

第8条 この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに、七大生活習慣病入院給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の未払込保険料の合計額をいいます。以下、本条において同じ。）を支払うべき金額から差し引きします。

2. 保険料払込の猶予期間中に七大生活習慣病入院給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きします。
3. 前2項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足する場合は、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（特約の失効）

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

第10条 主契約の復活請求の際に別段の申出がない場合は、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の保険契約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（詐欺による取消）

第11条 この特約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または給付金の受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだこの特約の保険料は払い戻しません。

（告知義務）

第12条 会社が、この特約の締結または復活の際、被保険者の健康状態、喫煙歴等に関して、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

- 第13条** 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、第19条（喫煙歴の誤りの処理）第1項に該当する場合を除きます。
2. 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、この特約の給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでにこの特約の給付金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらな

かったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、この特約の給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

4. 主約款に定める告知義務違反による解除の通知の規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

5. 会社は、つぎのいずれかの場合には、本条によるこの特約の解除をすることができません。

(1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき

(2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が前条に規定する告知をすることを妨げたとき

(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、前条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき

(5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき

6. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

（重大事由による解除）

第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

(4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

(イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(ニ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由（以下、本項において「支払事由等」といいます。）が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由等によるこの特約の給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでにこの特約の給付金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに

保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、前条第4項の規定を準用します。

（特約の解約）

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

2. この特約が解約された場合には、保険証券に裏書きし、または保険証券を回収し特約の解約後の契約内容を記載した新たな保険証券を発行（以下、「保険証券の再発行」といいます。）します。

（特約の消滅）

第16条 つぎの各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

(1) 主契約が消滅したとき

(2) 第2条（支払限度）の規定により七大生活習慣病入院給付金が保険期間を通じての給付限度に達したとき

2. 前項第2号の規定によってこの特約が消滅した場合には、保険証券に裏書きし、または保険証券を回収し特約の消滅後の契約内容を記載した保険証券の再発行をします。

（払戻金）

第17条 この特約に対する払戻金はありません。

（七大生活習慣病入院給付金日額の減額）

第18条 保険契約者は、将来に向かって七大生活習慣病入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の七大生活習慣病入院給付金日額が会社の定める金額に満たない場合には、この取扱をしません。

2. 主契約の入院給付金日額が減額された場合で、この特約の七大生活習慣病入院給付金日額が、会社の定める限度を超えるとときは、その限度まで七大生活習慣病入院給付金日額を減額します。

3. 七大生活習慣病入院給付金日額を減額したときは、減額分は解約したものと取り扱います。

4. 七大生活習慣病入院給付金日額を減額したときは、保険証券に裏書きし、または保険証券を回収し七大生活習慣病入院給付金日額の減額後の契約内容を記載した保険証券の再発行をします。

（喫煙歴の誤りの処理）

第19条 非喫煙者保険料率を適用したこの特約において、告知書に記載された被保険者の喫煙歴に誤りがあった場合は、標準保険料率のこの特約に変更します。この場合、この特約を締結した日に標準保険料率のこの特約を締結したものととして保険料を更正し、すでに払い込まれた保険料に不足分があれば領収します。ただし、給付金の支払事由発生後は、不足分を支払金額と精算します。

2. 前項の場合、この喫煙歴の誤りについては、第13条（告知義務違反による解除）第1項の規定を適用しません。

（契約者配当金）

第20条 この特約に対する契約者配当金はありません。

（時効）

第21条 七大生活習慣病入院給付金その他この特約にもとづく諸支払金の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

（管轄裁判所）

第22条 この特約における七大生活習慣病入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（特約に特別条件を付ける場合の取扱）

第23条 この特約に特別条件を付ける場合には、主約款の特別条件を付ける場合の取扱の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第24条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)とあわせて主契約に付加した場合の取扱）

第25条 この特約を七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)（以下、「七大生活習慣病無制限特約」といいます。）とあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第3条（七大生活習慣病入院給付金の支払）第2項ただし書きの七大生活習慣病入院給付金は、七大生活習慣病無制限特約

の規定による七大生活習慣病入院給付金を含むものとします。
(2) 第16条（特約の消滅）第1項第2号の規定は適用しません。

別表1 対象となる七大生活習慣病

1. この特約の対象となる七大生活習慣病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の七大生活習慣病に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

七大生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
	2. 消化器の悪性新生物	C15－C26
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43－C44
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
	7. 乳房の悪性新生物	C50
	8. 女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
	9. 男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
	10. 腎尿路の悪性新生物	C64－C68
	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
	15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	16. 上皮内新生物	D00－D09
	17. 性状不詳または不明の新生物（D37－D48）中の	
	・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	・骨髓異形成症候群	D46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
	・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
糖尿病	18. 糖尿病	E10－E14
心疾患	19. 慢性リウマチ性心疾患	I05－I09
	20. 虚血性心疾患	I20－I25
	21. 肺性心疾患および肺循環疾患	I26－I28
	22. その他の型の心疾患	I30－I52
高血圧性疾患	23. 高血圧性疾患	I10－I15
脳血管疾患	24. 脳血管疾患	I60－I69
肝疾患	25. ウイルス肝炎	B15－B19
	26. 肝疾患	K70－K77
腎疾患	27. 糸球体疾患	N00－N08
	28. 腎尿細管間質性疾患	N10－N16
	29. 腎不全	N17－N19

2. 上記1において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表 2 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表 3 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

備考

1. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患の関係をいいます。

備考 [別表 1]

2. 悪性新生物の診断確定

悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、画像診断所見（X線、CT、MRI等）、理学的所見、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の日本国外の医師または歯科医師を含みます。）により客観的になされたものであることを要します。

別表 4 請求書類

項 目		請 求 書 類
1	七大生活習慣病入院給付金の請求 <第3条>	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限りません。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類が会社に到着した日とみなします。

無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約(16)条項〈目次〉

○この特約の趣旨

- 第1条 支払限度
- 第2条 女性疾病入院給付金の支払
- 第3条 女性疾病入院給付金の請求、支払時期および支払場所
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の締結および責任開始期
- 第6条 特約の保険料払込期間および保険料の払込
- 第7条 未払込保険料の差引
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の復活
- 第10条 詐欺による取消
- 第11条 告知義務
- 第12条 告知義務違反による解除
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 特約の解約

- 第15条 特約の消滅
- 第16条 払戻金
- 第17条 女性疾病入院給付金日額の減額
- 第18条 契約者配当金
- 第19条 時効
- 第20条 管轄裁判所
- 第21条 特約に特別条件を付ける場合の取扱
- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)とあわせて主契約に付加した場合の取扱

別表1 対象となる女性特定疾病

別表2 入院

別表3 病院または診療所

別表4 請求書類

無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約(16)条項

この特約の趣旨

この特約は、一生涯にわたり、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者が女性特定疾病により入院した場合に所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

（支払限度）

第1条 この特約の支払限度の型はつぎのとおりとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。

- (1) 30日型
- (2) 60日型

(3) 120日型

2. 1回の入院についての女性疾病入院給付金の支払限度および通算支払限度は、つぎのとおりとします。

支払限度の型	支払限度	通算支払限度
30日型	30日	1000日
60日型	60日	1000日
120日型	120日	1000日

（女性疾病入院給付金の支払）

第2条 この特約において支払う女性疾病入院給付金はつぎのとおりです。

名 称	支払額	受 取 人	女性疾病入院給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）
女性疾病入院給付金	入院1回につき、 （女性疾病入院給付金日額） × （入院日数）	（女性疾病入院給付金の受取人） 被保険者（女性疾病入院給付金の受取人を被保険者以外に指定する場合は、被保険者の指定するものとします。）	被保険者がつぎの入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した別表1に定める女性特定疾病（以下、「女性特定疾病」といいます。）を直接の原因とする別表2に定める入院（以下、「入院」といいます。）であること (2) その入院が治療を目的とした別表3に定める病院または診療所への入院であること (3) その入院が1日以上入院であること

- 2. 被保険者が女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった女性特定疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなして前条および本条の規定を適用します。ただし、女性疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 3. 被保険者が、女性特定疾病による入院を開始したときに、その入院開始時に異なる女性特定疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる女性特定疾病を併発した場合には、その入院を開始した直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなして、前条および本条の規定を適用します。
- 4. 被保険者が、女性特定疾病以外の疾病または傷害の治療を目的とする入院中に、女性特定疾病を併発し、その女性特定疾病につ

いて入院を要する治療を開始した場合には、その日からその女性特定疾病の治療を目的として入院したものとみなして、前条および本条の規定を適用します。

- 5. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した女性特定疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、つぎの各号のいずれかに該当したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
 - (1) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき
 - (2) この特約の締結または復活の際、告知等により会社がその女性特定疾病について知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その女性特定疾病に関する事実を会社が正確に知る

特約

無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約(16)条項

ことができなかった場合を除きます。

- (3) その女性特定疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その女性特定疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

6. 被保険者の入院中に女性疾病入院給付金日額が変更された場合には、女性疾病入院給付金の支払額は各日現在の女性疾病入院給付金日額にもとづいて計算します。
7. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、女性疾病入院給付金の受取人は保険契約者としてします。この場合、女性疾病入院給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

(女性疾病入院給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 第3条 女性疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. 女性疾病入院給付金の受取人は、会社に、請求書類(別表4)を提出して、女性疾病入院給付金を請求してください。
3. 女性疾病入院給付金を支払うために必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または女性疾病入院給付金の受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は女性疾病入院給付金を支払いません。
4. 女性疾病入院給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第4条 主約款の保険料の払込免除に関する規定によって、主契約の保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

(特約の締結および責任開始期)

- 第5条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

(特約の保険料払込期間および保険料の払込)

- 第6条 この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。
2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の一括払および前納の場合も同様とします。
3. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
4. 払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間(以下、「保険料充当期間」といいます。)の満了前にこの特約の保険料の全部または一部の払込を要しなくなったときには、払い込まれたこの特約の保険料(保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。)のうち、保険料充当期間中の経過していない月数に応じた金額の取扱については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

(未払込保険料の差引)

- 第7条 この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに、女性疾病入院給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料(主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の未払込保険料の合計額をいいます。以下、本条において同じ。)を支払うべき金額から差し引きます。
2. 保険料払込の猶予期間中に女性疾病入院給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。
3. 前2項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足する場合は、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の失効)

- 第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

- 第9条 主契約の復活請求の際に別段の申出がない場合は、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の保険契約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(詐欺による取消)

- 第10条 この特約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または給付金の受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだこの特約の保険料は払い戻しません。

(告知義務)

- 第11条 会社が、この特約の締結または復活の際、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

- 第12条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、この特約の給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでにこの特約の給付金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、この特約の給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. 主約款に定める告知義務違反による解除の通知の規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。
5. 会社は、つぎのいずれかの場合には、本条によるこの特約の解除をすることができません。
- (1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
- (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が前条に規定する告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、前条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
6. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

- 第13条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故

招致（未遂を含みます。）をした場合

- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (ニ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由（以下、本項において「支払事由等」といいます。）が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由等によるこの特約の給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでにこの特約の給付金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、前条第4項の規定を準用します。
- （特約の解約）
- 第14条** 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約された場合には、保険証券に裏書き、または保険証券を回収し特約の解約後の契約内容を記載した新たな保険証券を発行（以下、「保険証券の再発行」といいます。）します。
- （特約の消滅）
- 第15条** つぎの各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。
- (1) 主契約が消滅したとき

(2) 第1条（支払限度）の規定により女性疾病入院給付金が保険期間を通じての給付限度に達したとき

2. 前項第2号の規定によってこの特約が消滅した場合には、保険証券に裏書き、または保険証券を回収し特約の消滅後の契約内容を記載した保険証券の再発行をします。

（払戻金）

第16条 この特約に対する払戻金はありません。

（女性疾病入院給付金日額の減額）

第17条 保険契約者は、将来に向かって女性疾病入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の女性疾病入院給付金日額が会社の定める金額に満たない場合には、この取扱をしません。

2. 主契約の入院給付金日額が減額された場合で、この特約の女性疾病入院給付金日額が、会社の定める限度を超えるときは、その限度まで女性疾病入院給付金日額を減額します。
3. 女性疾病入院給付金日額を減額したときは、減額分は解約したものととして取り扱います。
4. 女性疾病入院給付金日額を減額したときは、保険証券に裏書き、または保険証券を回収し女性疾病入院給付金日額の減額後の契約内容を記載した保険証券の再発行をします。

（契約者配当金）

第18条 この特約に対する契約者配当金はありません。

（時効）

第19条 女性疾病入院給付金その他この特約にもとづく諸支払金の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

（管轄裁判所）

第20条 この特約における女性疾病入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（特約に特別条件を付ける場合の取扱）

第21条 この特約に特別条件を付ける場合には、主約款の特別条件を付ける場合の取扱の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)とあわせて主契約に付加した場合の取扱）

第23条 この特約を七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)（以下、「七大生活習慣病無制限特約」といいます。）とあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（女性疾病入院給付金の支払）第2項ただし書きの女性疾病入院給付金は、七大生活習慣病無制限特約の規定による女性疾病入院給付金を含むものとします。
- (2) 第15条（特約の消滅）第1項第2号の規定は適用しません。

別表 1 対象となる女性特定疾病

この特約の対象となる女性特定疾病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の女性特定疾病に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

女性特定 疾病の種類	分 類 項 目	基本分類 コード
新生物	1. 乳房の悪性新生物 2. 女性生殖器の悪性新生物 3. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物（C73－C75）中の ・甲状腺の悪性新生物 4. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物（C76－C80）中の ・その他の部位の続発性悪性新生物（C79）中の ・卵巣の続発性悪性新生物 5. 上皮内新生物（D00－D09）中の ・乳房の上皮内癌 ・子宮頸（部）の上皮内癌 ・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌 ・その他および部位不明の上皮内癌（D09）中の ・甲状腺およびその他の内分泌腺（ただし、甲状腺以外の部位を除きます。） 6. 良性新生物（D10－D36）中の ・乳房の良性新生物 ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物 ・卵巣の良性新生物 ・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 ・甲状腺の良性新生物 7. 性状不詳または不明の新生物（D37－D48）中の ・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 ・内分泌腺の性状不詳または不明の新生物（D44）中の ・甲状腺 ・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の ・乳房	C50 C51－C58 C73 C79.6 D05 D06 D07 D09.3 D24 D25 D26 D27 D28 D34 D39 D44.0 D48.6
内分泌、栄養および代謝疾患	8. 甲状腺障害（E00、E03.1、E07.1を除く） 9. その他の内分泌腺障害（E20－E35）中の ・卵巣機能障害 ・他に分類される疾患における内分泌腺障害（E35）中の ・他に分類される疾患における甲状腺障害 10. 代謝障害（E70－E90）中の ・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の ・治療後甲状腺機能低下症 ・治療後卵巣機能不全（症）	E00－E07 E28 E35.0 E89.0 E89.4
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害	11. 栄養性貧血（D50－D53）中の ・鉄欠乏性貧血	D50
循環器系の疾患	12. 慢性リウマチ性心疾患 13. 静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I80－I89）中の ・その他の部位の静脈瘤（I86）中の ・外陰静脈瘤 14. 循環器系のその他および詳細不明の障害（I95－I99）中の ・低血圧（症） 15. 循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）中の ・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I05－I09 I86.3 I95 I97.2

女性特定 疾病の種類	分 類 項 目	基本分類 コード
腎尿路生殖器系の疾患	16. 尿路系のその他の疾患（N30－N39）中の ・膀胱炎	N30
	17. 乳房の障害	N60－N64
	18. 女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70－N77
	19. 女性生殖器の非炎症性障害	N80－N98
	20. 腎尿路生殖器系のその他の障害（N99）中の ・（手）術後膿瘍 ・子宮切除後膿（壁）脱	N99. 2 N99. 3
妊娠、分娩および産じょく＜褥＞	21. 流産に終わった妊娠	O00－O08
	22. 妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	O10－O16
	23. 主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20－O29
	24. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30－O48
	25. 分娩の合併症	O60－O75
	26. 分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O80－O84
	27. 主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85－O92
	28. その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94－O99
筋骨格系および結合組織の疾患	29. 炎症性多発性関節障害（M05－M14）中の ・血清反応陽性関節リウマチ ・その他の関節リウマチ ・若年性関節炎 ・他に分類される疾患における若年性関節炎 ・その他の明示された関節障害（M12）中の ・リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクー＜Jaccoud＞病〕	M05 M06 M08 M09 M12. 0
	30. 全身性結合組織障害（M30－M36）中の ・その他のえく＜壊＞死性血管障害 ・全身性エリテマトーデス＜紅斑性狼瘡＞＜S L E＞ ・皮膚（多発性）筋炎 ・全身性硬化症 ・その他の全身性結合組織疾患（M35. 2、M35. 7を除く）	M31 M32 M33 M34 M35

別表 2 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表 3 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 3 病院または診療所

- 「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。
- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 - 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

備考

医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、乳がんとその転移による卵巣がん等の関係をいいます。

別表 4 請求書類

項 目	請 求 書 類
1 「女性疾病入院給付金の請求 ＜第 2 条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限りません。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類が会社に到着した日とみなします。

無配当無解約返戻金型通院特約(16)条項〈目次〉

○この特約の趣旨

- 第1条 適用保険料率
- 第2条 通院給付金の支払
- 第3条 通院給付金の請求、支払時期および支払場所
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の締結および責任開始期
- 第6条 特約の保険料払込期間および保険料の払込
- 第7条 未払込保険料の差引
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の復活
- 第10条 詐欺による取消
- 第11条 告知義務
- 第12条 告知義務違反による解除
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の消滅
- 第16条 払戻金

- 第17条 通院給付金日額の減額
- 第18条 喫煙歴の誤りの処理
- 第19条 契約者配当金
- 第20条 時効
- 第21条 管轄裁判所
- 第22条 特約に特別条件を付ける場合の取扱
- 第23条 主約款の規定の準用
- 第24条 七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)とあわせて主契約に付加した場合の取扱
- 第25条 メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)とあわせて主契約に付加した場合の取扱

- 別表1 通院
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 身体部位・指定疾病
- 別表4 対象となる感染症
- 別表5 請求書類

無配当無解約返戻金型通院特約(16)条項

この特約の趣旨

この特約は、一生涯にわたり、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者が疾病または不慮の事故により入院をした場合で、退院後に通院したときに所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

（適用保険料率）

- 第1条 会社は、この特約の締結時の被保険者の喫煙歴により、つぎのいずれかの保険料率を適用します。
- (1) 非喫煙者保険料率
被保険者の喫煙歴が会社の定める基準に適合している場合
 - (2) 標準保険料率
前号以外の場合

（通院給付金の支払）

第2条 この特約において支払う通院給付金はつぎのとおりです。

名 称	支 払 額	受 取 人	通院給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても通院給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
通 院 給 付 金	入院1回の退院後の通院につき、 （通院給付金日額） × （通院日数）	被保険者（通院給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。）	被保険者がつぎの通院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した疾病または発生した主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に規定する不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）を直接の原因として主約款に規定する入院給付金が支払われる入院をし、その入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的とした別表1に定める通院（往診を含みます。以下、「通院」といいます。）であること (2) その通院が治療を目的とした別表2に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。）への通院であること (3) その通院が第1号に定める入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間（以下、「通院期間」といいます。）における通院であること	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 被保険者の主約款に規定する薬物依存 (3) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

2. 被保険者が入院をした場合でも、主約款の支払限度に関する規定により、主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が、保険期間を通じての給付限度に達したことによって支払われないうときは、その入院に対する通院給付金は支払いしません。
3. 被保険者が2回以上入院した場合で、それらの入院が、主約款の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払に関する規定により1回の入院とみなされる入院に該当するときは、その入院の退院後の通院については、つぎの各号のとおり取り扱いします。
 - (1) 最終の入院（主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金の支払日数が、保険契約者が指定した主約款に規定する支払限度の型に応じた1回の入院についての支払限度を超える場合には、その支払日数が支払限度となる日を含んだ入院をいいます。以下、本項において同じ。）の退院日を第1項に定める退院日とします。
 - (2) 最初の入院の退院日後、最終の入院の入院開始日前における通院については、第1項の通院とみなします。
4. 被保険者が、第1項に定める入院を開始したときに、異なる疾病または異なる不慮の事故による傷害を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病または異なる不慮の事故による傷害を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めるときは、その併発事由の治療を目的とする通院を第1項の通院に含めます。
5. この特約による通院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 1回の入院の退院後の通院についての支払限度は、支払日数（通院給付金を支払う日数。以下同じ。）30日
 - (2) 通算支払限度は、保険期間を通じて支払日数1,000日
6. 被保険者の入院中に主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数のいずれれもが通算支払限度に達したことにより、この特約が消滅したときは、通算支払限度に達した時を含んで継続している入院の退院後の通院期間中の通院は、この特約の有効中の通院とみなして、第1項に規定するところにより通院給付金を支払います。
7. 被保険者の通院期間中に主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数のいずれれもが通算支払限度に達したことにより、この特約が消滅したときは、通算支払限度に達した時を含んで継続している通院期間中の通院は、この特約の有効中の通院とみなして、第1項に規定するところにより通院給付金を支払います。
8. 被保険者が、入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否にかかわらず、通院給付金は支払いしません。
9. つぎの各号のいずれかに該当する通院をした場合には、通院給付金は重複して支払いしません。
 - (1) 被保険者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき（この場合、1回の通院とみなして取り扱いします。）
 - (2) 被保険者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
10. つぎの各号のいずれかに該当する入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなして、本条の規定を適用します。
 - (1) 責任開始期以後に発生した不慮の事故以外の外因による入院
 - (2) 責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日を経過して開始した入院
 - (3) 責任開始期以後に開始した主約款に規定する異常分娩のための入院
11. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、つぎの各号のいずれかに該当したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
 - (1) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき
 - (2) この特約の締結または復活の際、告知等により会社がその疾病または外因について知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病または外因に関する事実を会社が正確に

知ることができなかった場合を除きます。

- (3) その疾病または外因について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または外因による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
12. 被保険者の通院期間中に通院給付金日額が変更された場合には、通院給付金の支払額は各日現在の通院給付金日額にもとづいて計算します。
13. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、通院給付金の受取人は保険契約者とします。この場合、通院給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
14. 第1項の規定にかかわらず、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により、通院給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、通院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（通院給付金の請求、支払時期および支払場所）

第3条 通院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 通院給付金の受取人は、会社に、請求書類（別表5）を提出して、通院給付金を請求してください。
3. 通院給付金を支払うために必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または通院給付金の受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は通院給付金を支払いしません。
4. 通院給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、主約款の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

（特約保険料の払込免除）

第4条 主約款の保険料の払込免除に関する規定によって、主契約の保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

（特約の締結および責任開始期）

第5条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

（特約の保険料払込期間および保険料の払込）

第6条 この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の一括払および前納の場合も同様とします。
3. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
4. 払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間（以下、「保険料充当期間」といいます。）の満了前にこの特約の保険料の全部または一部の払込を要しなくなったときには、払い込まれたこの特約の保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）のうち、保険料充当期間中の経過していない月数に応じた金額の取扱については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

（未払込保険料の差引）

第7条 この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約当日以後末日までに、通院給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の未払込保険料の合計額をいいます。以下、本条において同じ。）を支払うべき金額から差し引きます。

2. 保険料払込の猶予期間中に通院給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。
3. 前2項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足する場合は、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払

うべき金額を支払いません。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

第9条 主契約の復活請求の際に別段の申出がない場合は、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合に、主約款の保険契約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(詐欺による取消)

第10条 この特約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または給付金の受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだこの特約の保険料は払い戻しません。

(告知義務)

第11条 会社が、この特約の締結または復活の際、被保険者の健康状態、喫煙歴等に関して、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第12条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、第18条（喫煙歴の誤りの処理）第1項に該当する場合を除きます。

2. 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、この特約の給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでにこの特約の給付金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 前項の規定にかかわらず、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、この特約の給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

4. 主約款に定める告知義務違反による解除の通知の規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

5. 会社は、つぎのいずれかの場合には、本条によるこの特約の解除をすることができません。

(1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき

(2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が前条に規定する告知をすることを妨げたとき

(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、前条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき

(5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき

6. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたとき認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第13条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

(4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

(イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(ニ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由（以下、本項において「支払事由等」といいます。）が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由等によるこの特約の給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでにこの特約の給付金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、前条第4項の規定を準用します。

(特約の解約)

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

2. この特約が解約された場合には、保険証券に裏書き、または保険証券を回収し特約の解約後の契約内容を記載した新たな保険証券を発行（以下、「保険証券の再発行」といいます。）します。

(特約の消滅)

第15条 つぎの各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

(1) 主契約が消滅したとき

(2) 主約款の規定により疾病入院給付金および災害入院給付金のいずれもが保険期間を通じての給付限度に達したとき

(3) 第2条（通院給付金の支払）第5項第2号の規定により通院給付金が保険期間を通じての給付限度に達したとき

2. 前項第2号の規定によってこの特約が消滅した場合には、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に払い戻します。

3. 第1項第2号または第3号の規定によってこの特約が消滅した場合には、保険証券に裏書き、または保険証券を回収し特約の消滅後の契約内容を記載した保険証券の再発行をします。

(払戻金)

第16条 この特約に対する解約返戻金はありません。

2. 保険契約者に払い戻すべき責任準備金は、保険料払込期間中の特約については、つぎの各号により取り扱い、保険料払込期間満了後の特約については、その経過した年月数により計算します。

(1) 月払契約の場合

保険料を払い込んだ年月数により計算します。

(2) 年払契約または半年払契約の場合

保険料充当期間の中で経過した年月数により計算します。

(通院給付金日額の減額)

第17条 保険契約者は、将来に向かって通院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の通院給付金日額が会社の定める金額に満たない場合には、この取扱をしません。

2. 主契約の入院給付金日額が減額された場合で、この特約の通院給付金日額が、会社の定める限度を超えるときは、その限度まで通院給付金日額を減額します。

3. 通院給付金日額を減額したときは、減額分は解約したものととして取り扱います。

4. 通院給付金日額を減額したときは、保険証券に裏書きし、または保険証券を回収し通院給付金日額の減額後の契約内容を記載した保険証券の再発行をします。

(喫煙歴の誤りの処理)

第18条 非喫煙者保険料率を適用したこの特約において、告知書に記載された被保険者の喫煙歴に誤りがあった場合は、標準保険料率のこの特約に変更します。この場合、この特約を締結した日に標準保険料率のこの特約を締結したものととして保険料を更正し、すでに払い込まれた保険料に不足分があれば領収します。ただし、給付金の支払事由発生後は、不足分を支払金額と精算します。

2. 前項の場合、この喫煙歴の誤りについては、第12条（告知義務違反による解除）第1項の規定を適用しません。

(契約者配当金)

第19条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

第20条 通院給付金、払戻金その他この特約にもとづく諸支払金の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

(管轄裁判所)

第21条 この特約における通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約に特別条件を付ける場合の取扱)

第22条 この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の標準とする普通の危険に適合しない場合には、会社は、その危険の程度に応じて、つぎの各号の1または2の特別条件を付してこの特約上の責任を負います。

(1) 特別保険料法

被保険者の契約年齢による普通保険料に会社の定める範囲内の特別保険料を加えたものをこの特約の保険料とします。

(2) 特定部位・指定疾病についての不担保

被保険者が会社の定める特定部位・指定疾病不担保期間中に、別表3に定める身体部位・指定疾病のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した特定部位に生じた疾病（ただし、

別表4に定める感染症を除きます。）または指定疾病（医学上重要な関係がある疾病を含みます。）を直接の原因として入院し、その入院の直接の原因となった疾病の治療を目的として第2条の規定に該当した場合は通院給付金は支払いません。（被保険者が、特定部位・指定疾病不担保期間満了の日を含む通院期間中に通院した場合は、その満了の日の翌日に通院を開始したものとみなして第2条の規定を適用します。）

2. 前項の規定によってこの特約につけた条件は、保険証券に記載します。

3. 本条の規定により特別保険料法による特別条件が付された場合の払戻金については、つぎのとおり取り扱います。

(1) 特別保険料に対する責任準備金がある場合、責任準備金を払い戻すときは、特別保険料に対する責任準備金を第16条（払戻金）に規定する責任準備金に加えて払い戻します。

(2) 前号の特別保険料に対する責任準備金は、第16条の規定を準用して計算します。

(3) 特別保険料に対する解約返戻金はありません。

(主約款の規定の準用)

第23条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)とあわせて主契約に付加した場合の取扱)

第24条 この特約を七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)（以下、「七大生活習慣病無制限特約」といいます。）とあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第2条（通院給付金の支払）第1項の支払事由の入院給付金は、七大生活習慣病無制限特約の規定による疾病入院給付金を含むものとします。

(2) 第2条第3項の最終の入院は、七大生活習慣病無制限特約の規定による疾病入院給付金が支払われる場合には、その支払が行なわれる最終の入院をいいます。

(メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)とあわせて主契約に付加した場合の取扱)

第25条 この特約をメンタル疾患入院支払日数延長特約(16)（以下、「メンタル疾患延長特約」といいます。）とあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第2条（通院給付金の支払）第1項の支払事由の入院給付金は、メンタル疾患延長特約の規定による疾病入院給付金を含むものとします。

(2) 第2条第3項の最終の入院は、メンタル疾患延長特約の規定による疾病入院給付金が支払われる場合には、その支払が行なわれる最終の入院（メンタル疾患延長特約の規定による疾病入院給付金の支払日数がメンタル疾患延長特約の規定による支払日数の限度を超える場合には、その支払日数が支払日数の限度となる日を含んだ入院をいいます。）をいいます。

別表 1 通院

「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、主約款に規定する病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表 2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 3 身体部位・指定疾病

番号	身体部位・指定疾病の名称
1.	眼球、眼球付属器および視神経
2.	耳（内耳、中耳、外耳を含みます。）および乳様突起
3.	鼻（鼻腔、副鼻腔および外鼻を含みます。）
4.	口腔（口唇および口蓋を含みます。）、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5.	甲状腺
6.	咽頭および喉頭
7.	気管、気管支、肺、胸膜および胸郭
8.	胃および十二指腸（当該部位の手術に伴い空腸の手術を受けた場合は、空腸を含みます。）
9.	盲腸（虫垂を含みます。）および回腸
10.	大腸
11.	直腸および肛門
12.	腹膜（腹腔内臓器の癒着を生じた場合を含みます。）
13.	肝臓、胆嚢および胆管
14.	膵臓
15.	腎臓および尿管
16.	膀胱および尿道
17.	睾丸および副睾丸
18.	前立腺
19.	乳房（乳腺を含みます。）
20.	子宮（妊娠または分娩に異常が生じた場合を含みます。）
21.	卵巣、卵管および子宮付属器
22.	頸椎部（当該神経を含みます。）
23.	胸椎部（当該神経を含みます。）
24.	腰椎部（当該神経を含みます。）
25.	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
26.	左肩関節部
27.	右肩関節部
28.	左股関節部
29.	右股関節部
30.	左上肢（左肩関節部を除きます。）
31.	右上肢（右肩関節部を除きます。）
32.	左下肢（左股関節部を除きます。）
33.	右下肢（右股関節部を除きます。）
34.	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限りします。）
35.	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限りします。）
36.	外傷または手術を受けた部位（会社が指定した外傷または手術の後遺症に限りします。）
37.	身体表層の腫瘍、ケロイドまたは母斑（あざ）がある部位（会社が指定した腫瘍、ケロイドまたは母斑に限りします。）
38.	食道および横隔膜
39.	皮膚
40.	皮膚炎・湿疹（アトピー性皮膚炎、接触性皮膚炎を含みます。）
41.	骨折等の内固定具除去
42.	白内障
43.	緑内障
44.	副鼻腔炎・蓄膿症
45.	扁桃腺炎・扁桃周囲膿瘍・扁桃肥大
46.	気胸
47.	異常妊娠・異常分娩（帝王切開を含みます。）
48.	子宮筋腫
49.	子宮内膜症
50.	胆石・胆嚢炎
51.	腎・尿路結石
52.	痔瘻・痔核・脱肛・肛門周囲膿瘍

別表4 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類 コード
コレラ	A 0 0
腸チフス	A 0 1 . 0
パラチフス A	A 0 1 . 1
細菌性赤痢	A 0 3
腸管出血性大腸菌感染症	A 0 4 . 3
ペスト	A 2 0
ジフテリア	A 3 6
急性灰白髄炎<ポリオ>	A 8 0
ラッサ熱	A 9 6 . 2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A 9 8 . 0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A 9 8 . 3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A 9 8 . 4
痘瘡	B 0 3
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U 0 4
(ただし、病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限りします。)	

備考 [別表1]

治療を目的とした通院

美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取のみの通院などは、「治療を目的とした通院」には該当しません。

別表5 請求書類

項 目	請 求 書 類
1 通院給付金の請求 ＜第2条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限りします。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類が会社に到着した日とみなします。

七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)条項〈目次〉

○この特約の趣旨

- 第1条 支払日数の延長
- 第2条 特約の締結および責任開始期
- 第3条 保険料率
- 第4条 特約の保険期間
- 第5条 特約の失効
- 第6条 特約の復活
- 第7条 詐欺による取消
- 第8条 告知義務
- 第9条 告知義務違反による解除
- 第10条 重大事由による解除
- 第11条 特約の解約
- 第12条 特約の消滅
- 第13条 払戻金

- 第14条 喫煙歴の誤りの処理
- 第15条 契約者配当金
- 第16条 時効
- 第17条 管轄裁判所
- 第18条 主約款の規定の準用
- 第19条 無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)とあわせて主契約に付加した場合の取扱
- 第20条 無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約(16)とあわせて主契約に付加した場合の取扱
- 第21条 メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)とあわせて付加した場合の取扱

別表1 対象となる七大生活習慣病

七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者が七大生活習慣病により入院した場合に主契約の1回の入院についての支払限度または通算支払限度の日数を超えて入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

（支払日数の延長）

第1条 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に規定する1回の入院についての疾病入院給付金の支払限度または通算支払限度にかかわらず、1回の入院についての支払限度または通算支払限度に到達した日の翌日以後に、被保険者が別表1に定める七大生活習慣病（以下、「七大生活習慣病」といいます。）を直接の原因として主約款に規定する疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合には、その入院日数分の疾病入院給付金を支払います。ただし、主約款の規定により疾病入院給付金が支払われる場合を除きます。

2. この特約を付加した場合、主契約の疾病入院給付金の通算支払限度に、この特約による疾病入院給付金の支払日数を含むものとします。

（特約の締結および責任開始期）

第2条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

（保険料率）

第3条 この特約が付加される場合、主契約には、この特約が付加される場合の保険料率を適用します。

2. この特約の保険料（保険料からこの特約が付加されていない場合の保険料を差し引いた額をいいます。）のうち、払い込まれた保険料に対応する期間中の経過していない月数に応じた金額の取扱については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

（特約の保険期間）

第4条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

（特約の失効）

第5条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

第6条 主契約の復活請求の際に別段の申出がない場合は、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の保険契約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（詐欺による取消）

第7条 この特約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または主契約の給付金の受取人に詐欺の行為があったときは、

会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、この特約が付加されなかったものとして主契約の保険料を更正し、すでに払い込んだ保険料との差額は払い戻しません。

（告知義務）

第8条 会社が、この特約の締結または復活の際、被保険者の健康状態、喫煙歴等に関して、第1条（支払日数の延長）の規定により疾病入院給付金の支払日数の延長を行なう場合の疾病入院給付金の支払事由（以下、「支払日数延長事由」といいます。）または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第9条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、第14条（喫煙歴の誤りの処理）第1項に該当する場合を除きます。

2. 会社は、支払日数延長事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、主契約の疾病入院給付金の支払日数の延長を行わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに主契約の疾病入院給付金を支払っていた場合で、第1条（支払日数の延長）の規定により疾病入院給付金の支払日数の延長が行なわれていたときは、その支払日数の延長が行なわれたことにより支払われた主契約の疾病入院給付金（以下、「延長支払部分」といいます。）の返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 前項の規定にかかわらず、支払日数延長事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または主契約の給付金の受取人が証明したときは、主契約の疾病入院給付金の支払日数の延長を行ない、または、保険料の払込を免除します。

4. 主約款に定める告知義務違反による解除の通知の規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

5. 会社は、つぎのいずれかの場合には、本条によるこの特約の解除をすることができません。

(1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき

- (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が前条に規定する告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、前条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、支払日数延長事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
6. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

（重大事由による解除）

- 第10条** 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または主契約の給付金の受取人が延長支払部分（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 延長支払部分の請求に関し、主契約の給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または主契約の給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
- (イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (ニ) 保険契約者または主契約の給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または主契約の給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または主契約の給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、支払日数延長事由または保険料の払込免除事由（以下、本項において「支払日数延長事由等」といいます。）が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払日数延長事由等による支払日数の延長を行わず、または保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに延長支払部分を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、前条第4項の規定を準用します。

（特約の解約）

- 第11条** 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約された場合には、主契約の将来の保険料を改め、保険証券に裏書し、または保険証券を回収し特約の解約後の契約内容を記載した新たな保険証券を発行（以下、「保険証券の再発行」といいます。）します。

（特約の消滅）

- 第12条** 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

（払戻金）

- 第13条** この特約に対する払戻金はありません。

（喫煙歴の誤りの処理）

- 第14条** この特約において、告知書に記載された被保険者の喫煙歴に誤りがあった場合の取扱については、主約款の喫煙歴の誤りの処理の規定を準用します。

2. 前項の場合、この喫煙歴の誤りについては、第9条（告知義務違反による解除）第1項の規定を適用しません。

（契約者配当金）

- 第15条** この特約に対する契約者配当金はありません。

（時効）

- 第16条** 延長支払部分その他この特約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

（管轄裁判所）

- 第17条** この特約における延長支払部分または保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

- 第18条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)とあわせて主契約に付加した場合の取扱）

- 第19条** この特約を無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)（以下、「七大生活習慣病入院特約」といいます。）とあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 七大生活習慣病入院特約の特約条項に規定する1回の入院についての支払限度または通算支払限度にかかわらず、1回の入院についての支払限度および通算支払限度に到達した日の翌日以後に、被保険者が七大生活習慣病を直接の原因として七大生活習慣病入院特約の特約条項に規定する七大生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合には、その入院日数分の七大生活習慣病入院給付金を支払います。ただし、七大生活習慣病入院特約の規定により七大生活習慣病入院給付金が支払われる場合を除きます。
- (2) 七大生活習慣病入院特約の七大生活習慣病入院給付金の通算支払限度に、本条による七大生活習慣病入院給付金の支払日数を含むものとします。
- (3) 七大生活習慣病入院特約には、七大生活習慣病入院特約とあわせて主契約にこの特約が付加される場合の保険料率を適用します。
- (4) この特約が解約された場合には、七大生活習慣病入院特約の将来の保険料を改めます。
- (5) 第7条（詐欺による取消）および第8条（告知義務）をつぎのとおり読み替えます。

- 第7条** この特約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または主契約の給付金の受取人（七大生活習慣病入院特約の給付金の受取人を含みます。以下同じ。）に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、この特約が付加されなかったものとして主契約および七大生活習慣病入院特約の保険料を更正し、すでに払い込んだ保険料との差額は払い戻しません。

- 第8条** 会社が、この特約の締結または復活の際、被保険者の健康状態、喫煙歴等に関して、第1条（支払日数の延長）の規定により疾病入院給付金の支払日数の延長を行なう場合の疾病入院給付金の支払事由もしくは第19条（無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)）とあわせて主契約に付加した場合の取扱）第1項第1号の規定により七大生活習慣病入院給付金の支払日数の延長を行なう場合の七大生活習慣病入院給付金の支払事由（以下、「支払日数延長事由」といいます。）または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質

問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

(6) 第9条（告知義務違反による解除）第2項をつぎのとおり読み替えます。

2. 会社は、支払日数延長事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、主契約の疾病入院給付金（七大生活習慣病入院特約の七大生活習慣病入院給付金を含みます。以下、本条において同じ。）の支払日数の延長を行わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに主契約の疾病入院給付金を支払っていた場合で、第1条（支払限度の延長）または第19条（無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)）とあわせて主契約に付加した場合の取扱）第1項第1号の規定により主契約の疾病入院給付金の支払日数の延長が行なわれていたときは、その支払日数の延長が行なわれたことにより支払われた主契約の疾病入院給付金（以下、「延長支払部分」といいます。）の返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

（無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約(16)とあわせて主契約に付加した場合の取扱）

第20条 この特約を無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約(16)（以下、「女性疾病入院特約」といいます。）とあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 女性疾病入院特約の特約条項に規定する1回の入院についての女性疾病入院給付金の支払限度または通算支払限度にかかわらず、1回の入院についての支払限度または通算支払限度に到達した日の翌日以後に、被保険者が七大生活習慣病および女性疾病入院特約の特約条項に規定する女性特定疾病のいずれにも該当する疾病を直接の原因として女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合には、その入院日数分の女性疾病入院給付金を支払います。ただし、女性疾病入院特約の規定により女性疾病入院給付金が支払われる場合を除きます。
- (2) 女性疾病入院特約の女性疾病入院給付金の通算支払限度に、本条による女性疾病入院給付金の支払日数を含むものとします。
- (3) 女性疾病入院特約には、女性疾病入院特約とあわせて主契約にこの特約が付加される場合の保険料率を適用します。
- (4) この特約が解約された場合には、女性疾病入院特約の将来の保険料を改めます。
- (5) 第7条（詐欺による取消）および第8条（告知義務）をつぎのとおり読み替えます。

第7条 この特約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または主契約の給付金の受取人（女性疾病入院特約の

給付金の受取人を含みます。以下同じ。）に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、この特約が付加されなかったものとして主契約および女性疾病入院特約の保険料を更正し、すでに払い込んだ保険料との差額は払い戻しません。

第8条 会社が、この特約の締結または復活の際、被保険者の健康状態、喫煙歴等に関して、第1条（支払日数の延長）の規定により疾病入院給付金の支払日数の延長を行なう場合の疾病入院給付金の支払事由もしくは第20条（無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約(16)）とあわせて主契約に付加した場合の取扱）第1項第1号の規定により女性疾病入院給付金の支払日数の延長を行なう場合の女性疾病入院給付金の支払事由（以下、「支払日数延長事由」といいます。）または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

(6) 第9条（告知義務違反による解除）第2項をつぎのとおり読み替えます。

2. 会社は、支払日数延長事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、主契約の疾病入院給付金（女性疾病入院特約の女性疾病入院給付金を含みます。以下、本条において同じ。）の支払日数の延長を行わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに主契約の疾病入院給付金を支払っていた場合で、第1条（支払日数の延長）または第20条（無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約(16)）とあわせて主契約に付加した場合の取扱）第1項第1号の規定により主契約の疾病入院給付金の支払日数の延長が行なわれていたときは、その支払日数の延長が行なわれたことにより支払われた主契約の疾病入院給付金（以下、「延長支払部分」といいます。）の返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

（メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)とあわせて付加した場合の取扱）

第21条 この特約により支払うべき疾病入院給付金と、メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)（以下、「メンタル疾患延長特約」といいます。）により支払うべき疾病入院給付金とが重複する場合、重複する入院日数については、この特約により支払うべき疾病入院給付金を支払い、メンタル疾患延長特約により支払うべき疾病入院給付金は支払いません。

別表1 対象となる七大生活習慣病

1. この特約の対象となる七大生活習慣病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の七大生活習慣病に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

七大生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
	2. 消化器の悪性新生物	C15－C26
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43－C44
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
	7. 乳房の悪性新生物	C50
	8. 女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
	9. 男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
	10. 腎尿路の悪性新生物	C64－C68
	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
	15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	16. 上皮内新生物	D00－D09
	17. 性状不詳または不明の新生物（D37－D48）中の	
	・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	・骨髓異形成症候群	D46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
	・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
糖尿病	18. 糖尿病	E10－E14
心疾患	19. 慢性リウマチ性心疾患	I05－I09
	20. 虚血性心疾患	I20－I25
	21. 肺性心疾患および肺循環疾患	I26－I28
	22. その他の型の心疾患	I30－I52
高血圧性疾患	23. 高血圧性疾患	I10－I15
脳血管疾患	24. 脳血管疾患	I60－I69
肝疾患	25. ウイルス肝炎	B15－B19
	26. 肝疾患	K70－K77
腎疾患	27. 糸球体疾患	N00－N08
	28. 腎尿細管間質性疾患	N10－N16
	29. 腎不全	N17－N19

2. 上記1において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

備考

悪性新生物の診断確定

悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、画像診断所見（X線、CT、MRI等）、理学的所見、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の日本国外の医師または歯科医師を含みます。）により客観的になされたものであることを要します。

メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)条項〈目次〉

○この特約の趣旨

- 第1条 支払日数の延長
- 第2条 特約の締結および責任開始期
- 第3条 保険料率
- 第4条 特約の保険期間
- 第5条 特約の失効
- 第6条 特約の復活
- 第7条 詐欺による取消
- 第8条 告知義務
- 第9条 告知義務違反による解除
- 第10条 重大事由による解除

- 第11条 特約の解約
- 第12条 特約の消滅
- 第13条 払戻金
- 第14条 契約者配当金
- 第15条 時効
- 第16条 管轄裁判所
- 第17条 主約款の規定の準用
- 第18条 七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)とあわせて付加した場合の取扱

別表1 対象となるメンタル疾患

メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者がメンタル疾患により入院した場合に主契約の1回の入院についての支払限度の日数を超過して入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

（支払日数の延長）

- 第1条 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に規定する1回の入院についての疾病入院給付金の支払限度にかかわらず、1回の入院についての支払限度に到達した日の翌日以後に、被保険者が別表1に定めるメンタル疾患（以下、「メンタル疾患」といいます。）を直接の原因として疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合には、その入院日数分の疾病入院給付金を支払います。ただし、主約款の規定により疾病入院給付金が支払われる場合を除きます。
- 2. 前項による1回の入院についての疾病入院給付金の支払日数は、主約款に規定する1回の入院についての支払限度と合算して365日を限度とします。
- 3. この特約を付加した場合、主契約の疾病入院給付金の通算支払限度に、この特約による疾病入院給付金の支払日数を含むものとします。

（特約の締結および責任開始期）

- 第2条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- 2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

（保険料率）

- 第3条 この特約が付加される場合、主契約には、この特約が付加される場合の保険料率を適用します。
- 2. この特約の保険料（保険料からこの特約が付加されていない場合の保険料を差し引いた額をいいます。）のうち、払い込まれた保険料に対応する期間中の経過していない月数に応じた金額の取扱については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

（特約の保険期間）

- 第4条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

（特約の失効）

- 第5条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

- 第6条 主契約の復活請求の際に別段の申出がない場合は、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の保険契約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（詐欺による取消）

- 第7条 この特約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または主契約の給付金の受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、この特

約が付加されなかったものとして主契約の保険料を更正し、すでに払い込んだ保険料との差額は払い戻しません。

（告知義務）

- 第8条 会社が、この特約の締結または復活の際、第1条（支払日数の延長）の規定により疾病入院給付金の支払日数の延長を行なう場合の疾病入院給付金の支払事由（以下、「支払日数延長事由」といいます。）または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

- 第9条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2. 会社は、支払日数延長事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、主契約の疾病入院給付金の支払日数の延長を行なわず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに主契約の疾病入院給付金を支払っていた場合で、第1条（支払日数の延長）の規定により疾病入院給付金の支払日数の延長が行なわれていたときは、その支払日数の延長が行なわれたことにより支払われた主契約の疾病入院給付金（以下、「延長支払部分」といいます。）の返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- 3. 前項の規定にかかわらず、支払日数延長事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または主契約の給付金の受取人が証明したときは、主契約の疾病入院給付金の支払日数の延長を行ない、または、保険料の払込を免除します。
- 4. 主約款に定める告知義務違反による解除の通知の規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。
- 5. 会社は、つぎのいずれかの場合には、本条によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が前条に規定する告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、前条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないこと

を告げることを勧めたとき

- (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、支払日数延長事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
6. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

- 第10条** 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または主契約の給付金の受取人が延長支払部分（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 延長支払部分の請求に関し、主契約の給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または主契約の給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (ニ) 保険契約者または主契約の給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または主契約の給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または主契約の給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 2. 会社は、支払日数延長事由または保険料の払込免除事由（以下、本項において「支払日数延長事由等」といいます。）が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払日数延長事由等による支払日数の延長を行わず、または保

険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに延長支払部分を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、前条第4項の規定を準用します。

(特約の解約)

- 第11条** 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

2. この特約が解約された場合には、主契約の将来の保険料を改め、保険証券に裏書し、または保険証券を回収し特約の解約後の契約内容を記載した新たな保険証券を発行（以下、「保険証券の再発行」といいます。）します。

(特約の消滅)

- 第12条** つぎの各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約の疾病入院給付金が保険期間を通じての給付限度に達したとき
2. 前項第2号の規定によってこの特約が消滅した場合には、主契約の将来の保険料を改め、保険証券に裏書し、または保険証券を回収し特約の消滅後の契約内容を記載した保険証券の再発行をします。

(払戻金)

- 第13条** この特約に対する払戻金はありません。

(契約者配当金)

- 第14条** この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

- 第15条** 延長支払部分その他この特約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

(管轄裁判所)

- 第16条** この特約における延長支払部分または保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

- 第17条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)とあわせて付加した場合の取扱)

- 第18条** この特約により支払うべき疾病入院給付金と、七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)により支払うべき疾病入院給付金とが重複する場合、重複する入院日数については、七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)により支払うべき疾病入院給付金を支払い、この特約により支払うべき疾病入院給付金は支払いません。

別表1 対象となるメンタル疾患

この特約の対象となるメンタル疾患の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類のメンタル疾患に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
1. 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F 20－F 29
2. 気分〔感情〕障害	F 30－F 39
3. 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F 40－F 48
4. 摂食障害	F 50

無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)条項〈目次〉

○この特約の趣旨

- 第1条 適用保険料率
- 第2条 三大疾病保険金の支払
- 第3条 三大疾病保険金の支払に関する補則
- 第4条 三大疾病継続年金の支払
- 第5条 三大疾病継続年金証書の交付
- 第6条 上皮内新生物診断保険金の支払
- 第7条 特約の保険金等の請求、支払時期および支払場所
- 第8条 特約保険料の払込免除
- 第9条 特約の締結および責任開始期
- 第10条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第11条 未払込保険料の差引
- 第12条 特約の失効
- 第13条 特約の復活
- 第14条 詐欺による取消
- 第15条 ガン責任開始日前にガンまたは上皮内新生物と診断確定されたことによる無効
- 第16条 告知義務
- 第17条 告知義務違反による解除

- 第18条 重大事由による解除
- 第19条 特約の解約
- 第20条 特約の消滅
- 第21条 払戻金
- 第22条 三大疾病保険金額の減額
- 第23条 喫煙歴の誤りの処理
- 第24条 契約者配当金
- 第25条 時効
- 第26条 管轄裁判所
- 第27条 特約に特別条件を付ける場合の取扱
- 第28条 主約款の規定の準用

- 別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中
- 別表2 入院
- 別表3 病院または診療所
- 別表4 対象となる手術
- 別表5 対象となる上皮内新生物
- 別表6 請求書類

無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者が、ガン、急性心筋梗塞または脳卒中に罹患し、所定の事由に該当したときに三大疾病保険金、および、その後の生存により三大疾病継続年金を支払うことを主な内容とするものです。

（適用保険料率）

- 第1条 会社は、この特約の締結時の被保険者の喫煙歴により、つぎのいずれかの保険料率を適用します。
- (1) 非喫煙者保険料率
被保険者の喫煙歴が会社の定める基準に適合している場合
 - (2) 標準保険料率
前号以外の場合

（三大疾病保険金の支払）

第2条 この特約において支払う三大疾病保険金はつぎのとおりです。

名称	支払額	受取人	三大疾病保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）
三大疾病保険金	三大疾病保険金額	被保険者（三大疾病保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。）	被保険者がつぎのいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日（以下、「ガン責任開始日」といいます。）以後に、この特約のガン責任開始日前を含めて初めて別表1に定める悪性新生物（以下、「ガン」といいます。）に罹患したと日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の日本国外の医師または歯科医師を含みます。以下同じ。）によって病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、画像診断所見（X線、CT、MRI等）、理学的所見、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより客観的に診断確定（以下、「診断確定」といいます。）されたとき (2) この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき (イ) つぎのすべてを満たす入院をしたとき （i）その入院が別表1に定める急性心筋梗塞（以下、「急性心筋梗塞」といいます。）または別表1に定める脳卒中（以下、「脳卒中」といいます。）を直接の原因とする別表2に定める入院（以下、「入院」といいます。）であること （ii）その入院が急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とした別表3に定める病院または診療所（以下、「病院」といいます。）への入院であること （iii）その入院日数が継続して20日に達すること (ロ) つぎのすべてを満たす手術を受けたとき （i）急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする手術であること （ii）その手術が急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とした病院における手術であること （iii）その手術が別表4に定める手術であること

(三大疾病保険金の支払に関する補則)

第3条 前条に規定する支払事由に該当して、会社が三大疾病保険金を支払った場合には、その支払事由に該当した時以後、新たに三大疾病保険金の支払事由が生じた場合でも、これによる三大疾病保険金は支払いません。

2. 被保険者が転入院または再入院をした場合、つぎの各号のいずれにも該当するときは、継続した1回の入院とみなして、前条および本条の規定を適用します。
 - (1) 転入院または再入院を証する書類があること
 - (2) 最終の入院の退院日と、転入院または再入院の入院開始日との間の日数が30日以内であること
 - (3) 最終の入院と、転入院または再入院の直接の原因が同一の急性心筋梗塞または脳卒中（これと医学上重要な関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。）であること
3. 被保険者が、急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院を開始したときに、その入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中と異なる急性心筋梗塞または脳卒中を併発していた場合またはその入院中に入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中と異なる急性心筋梗塞または脳卒中を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中により継続して入院したものとみなして、前条および本条の規定を適用します。
4. 被保険者が、急性心筋梗塞または脳卒中以外の原因による入院中に、急性心筋梗塞または脳卒中を併発し、その急性心筋梗塞ま

たは脳卒中について入院を要する治療を開始した場合には、その治療を開始した日からその治療を終了した日までの入院について、急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院とみなして、前条および本条の規定を適用します。

5. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の給付金の受取人が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、三大疾病保険金の受取人は保険契約者とします。この場合、三大疾病保険金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
6. 被保険者が、この特約の責任開始期前の疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に前条の三大疾病保険金の支払事由(2)に定める入院を開始したまたは手術を受けた場合でも、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約の責任開始期以後の疾病を原因として前条の三大疾病保険金の支払事由(2)に定める入院を開始したまたは手術を受けたとみなして、前条の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、告知等により会社がその疾病について知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(三大疾病継続年金の支払)

第4条 この特約において支払う三大疾病継続年金はつぎのとおりです。

名称	支払額	受取人	三大疾病継続年金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）
三大疾病継続年金	三大疾病保険金額の25%	被保険者（三大疾病継続年金の受取人を被保険者以外の人に変更することはできません）	被保険者がつぎのすべてを満たしたとき (1) 第2条（三大疾病保険金の支払）に定める三大疾病保険金の支払事由に該当し、三大疾病保険金が支払われたこと (2) 第2項に定める継続年金支払期間中の、三大疾病保険金の支払事由に該当した日（以下、「三大疾病保険金の支払事由該当日」といいます。）の年単位の応当日に生存していること

2. 被保険者が第2条に定める三大疾病保険金の支払事由に該当し、三大疾病保険金が支払われる場合、三大疾病保険金の支払事由該当日からその日を含めて三大疾病保険金の支払事由該当日の5年目の応当日の前日までの期間（以下、「継続年金支払期間」といいます。）については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第1項の規定にかかわらず、この特約の保険期間は継続年金支払期間満了の日までに変更され、継続年金支払期間が満了した時にこの特約は消滅します。
 - (2) 三大疾病継続年金の受取人は、三大疾病保険金の支払事由該当日に、保険契約者からこの特約上の一切の権利義務を承継するものとします。
3. この特約による三大疾病継続年金の支払は、4回をもって限度とします。
4. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、三大疾病継続

年金の受取人は保険契約者とします。

5. 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、継続年金支払期間中、会社に対する通知により、三大疾病継続年金の受取人を被保険者に変更することができます。この場合、変更後の三大疾病継続年金の受取人は、保険契約者からこの特約上の一切の権利義務を承継するものとします。
6. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求書類（別表6）を提出してください。
7. 第5項の通知が会社に到達する前に変更前の三大疾病継続年金の受取人に三大疾病継続年金を支払ったときは、その支払後に変更後の三大疾病継続年金の受取人から三大疾病継続年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(三大疾病継続年金証書の交付)

第5条 会社は、この特約の三大疾病保険金の支払の際に、三大疾病継続年金証書を三大疾病継続年金の受取人に交付します。

(上皮内新生物診断保険金の支払)

第6条 この特約において支払う上皮内新生物診断保険金はつぎのとおりです。

名 称	支払額	受 取 人	上皮内新生物診断保険金を支払う場合
上皮内新生物診断保険金	三大疾病保険金額の50%	被保険者(上皮内新生物診断保険金の受取人を被保険者以外の変更にすること)はできません。	被保険者がこの特約のガン責任開始日以後、三大疾病保険金の支払事由が該当日前に、この特約のガン責任開始日前を含めて初めて別表5に定める上皮内新生物(以下、「上皮内新生物」といいます。)に罹患したと診断確定されたとき

2. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の給付金の受取人が保険契約者である場合には、前項の規定にかかわらず、上皮内新生物診断保険金の受取人は保険契約者となります。この場合、上皮内新生物診断保険金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

(特約の保険金等の請求、支払時期および支払場所)

第7条 三大疾病保険金、三大疾病継続年金および上皮内新生物診断保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 三大疾病保険金、三大疾病継続年金および上皮内新生物診断保険金の受取人は、会社に、請求書類(別表6)を提出して、三大疾病保険金、三大疾病継続年金または上皮内新生物診断保険金を請求してください。

3. 三大疾病保険金、三大疾病継続年金または上皮内新生物診断保険金を支払うために必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または三大疾病保険金、三大疾病継続年金もしくは上皮内新生物診断保険金の受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は三大疾病保険金、三大疾病継続年金および上皮内新生物診断保険金を支払いません。

4. 三大疾病保険金、三大疾病継続年金および上皮内新生物診断保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

(特約保険料の払込免除)

第8条 主約款の保険料の払込免除に関する規定によって、主契約の保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

(特約の締結および責任開始期)

第9条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

第10条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。

3. 前項の規定にかかわらず、三大疾病保険金が支払われることとなった場合には、三大疾病保険金の支払事由が生じた日以後、この特約の保険料の払込は要しません。

4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合(前項の場合を除きます。)には、この特約は、猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

5. 払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間(以下、「保険料充当期間」といいます。)の満了前にこの特約の保険料の全部または一部の払込を要しなくなったときには、払い込まれたこの特約の保険料(保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。)のうち、保険料充当期間中の経過していない月数に応じた金額の取扱につい

ては、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

(未払込保険料の差引)

第11条 この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに、三大疾病保険金または上皮内新生物診断保険金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料(主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の未払込保険料の合計額をいいます。以下、本条において同じ。)を支払うべき保険金額から差し引きします。

2. 保険料払込の猶予期間中に三大疾病保険金または上皮内新生物診断保険金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料を支払うべき保険金額から差し引きします。

3. 前2項の場合、支払うべき保険金額が差し引くべき未払込保険料に不足する場合は、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金額を支払いません。

(特約の失効)

第12条 この特約の三大疾病保険金の支払事由が発生する前に主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

第13条 主契約の復活請求の際に別段の申出がない場合は、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の保険契約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(詐欺による取消)

第14条 この特約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または三大疾病保険金、三大疾病継続年金もしくは上皮内新生物診断保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだこの特約の保険料は払い戻しません。

(ガン責任開始日前にガンまたは上皮内新生物と診断確定されたことによる無効)

第15条 被保険者がこの特約のガン責任開始日前までにガンまたは上皮内新生物と診断確定されたために、三大疾病保険金もしくは上皮内新生物診断保険金が支払われない場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から申出があったときは、この特約を無効とします。ただし、第17条(告知義務違反による解除)または第18条(重大事由による解除)の規定により、この特約が解除される場合を除きます。

2. 前項の規定によりこの特約が無効とされた場合には、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。

(告知義務)

第16条 会社が、この特約の締結または復活の際、被保険者の健康状態、喫煙歴等に関して、この特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第17条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、第23条（喫煙歴の誤りの処理）第1項に該当する場合を除きます。

2. 会社は、この特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、三大疾病保険金、三大疾病継続年金もしくは上皮内新生物診断保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに三大疾病保険金、三大疾病継続年金もしくは上皮内新生物診断保険金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 前項の規定にかかわらず、この特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または三大疾病保険金、三大疾病継続年金もしくは上皮内新生物診断保険金の受取人が証明したときは、三大疾病保険金、三大疾病継続年金もしくは上皮内新生物診断保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

4. 主約款に定める告知義務違反による解除の通知の規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

5. 会社は、つぎのいずれかの場合には、本条によるこの特約の解除をすることができません。

(1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき

(2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が前条に規定する告知をすることを妨げたとき

(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、前条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき

(5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき

6. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第18条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者または三大疾病保険金、三大疾病継続年金もしくは上皮内新生物診断保険金の受取人がこの特約の保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この特約の三大疾病保険金、三大疾病継続年金または上皮内新生物診断保険金の請求に関し、三大疾病保険金、三大疾病継続年金または上皮内新生物診断保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者、被保険者または三大疾病保険金、三大疾病継続年金もしくは上皮内新生物診断保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

(イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(ニ) 保険契約者または三大疾病保険金、三大疾病継続年金もしくは上皮内新生物診断保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとして認められること

(4) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または三大疾病保険金、三大疾病継続年金もしくは上皮内新生物診断保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または三大疾病保険金、三大疾病継続年金もしくは上皮内新生物診断保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 会社は、この特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由（以下、本項において「支払事由等」といいます。）が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由等による三大疾病保険金、三大疾病継続年金もしくは上皮内新生物診断保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに三大疾病保険金、三大疾病継続年金もしくは上皮内新生物診断保険金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、前条第4項の規定を準用します。

(特約の解約)

第19条 保険契約者は、この特約の三大疾病保険金の支払事由該当日前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

2. この特約が解約された場合には、保険証券に裏書きし、または保険証券を回収し特約の解約後の契約内容を記載した新たな保険証券を発行（以下、「保険証券の再発行」といいます。）します。

(特約の消滅)

第20条 この特約の三大疾病保険金の支払事由が発生する前に主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

(払戻金)

第21条 この特約に対する払戻金はありません。

(三大疾病保険金額の減額)

第22条 保険契約者は、この特約の三大疾病保険金の支払事由該当日前に限り、将来に向かって三大疾病保険金額を減額することができます。ただし、減額後の三大疾病保険金額が会社の定める金額に満たない場合には、この取扱をしません。

2. 三大疾病保険金額を減額したときは、減額分は解約したものととして取り扱います。

3. 三大疾病保険金額の減額をした場合には、保険証券に裏書きし、または保険証券を回収し三大疾病保険金額の減額後の契約内容を記載した保険証券の再発行をします。

(喫煙歴の誤りの処理)

第23条 非喫煙者保険料率を適用したこの特約において、告知書に記載された被保険者の喫煙歴に誤りがあった場合は、標準保険料率のこの特約に変更します。この場合、この特約を締結した日に標準保険料率のこの特約を締結したものとして保険料を更正し、すでに払い込まれた保険料に不足分があれば領収します。ただし、保険金の支払事由発生後は、不足分を支払金額と精算します。

2. 前項の場合、この喫煙歴の誤りについては、第17条（告知義務違反による解除）第1項の規定を適用しません。

(契約者配当金)

第24条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

第25条 三大疾病保険金、三大疾病継続年金、上皮内新生物診断保険金、払戻金その他この特約にもとづく諸支払金の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

（管轄裁判所）

第26条 この特約における三大疾病保険金、三大疾病継続年金、上皮内新生物診断保険金、または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（特約に特別条件を付ける場合の取扱）

第27条 この特約に特別条件を付ける場合には、主約款の特別条件を付ける場合の取扱の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第28条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

1. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾 病 名	疾 病 の 定 義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く。）
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾 病 名	分 類 項 目	基本分類コード
1. 悪性新生物	(1) 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
	(2) 消化器の悪性新生物	C15－C26
	(3) 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
	(4) 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
	(5) 皮膚の悪性黒色腫	C43
	(6) 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
	(7) 乳房の悪性新生物	C50
	(8) 女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
	(9) 男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
	(10) 腎尿路の悪性新生物	C64－C68
	(11) 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
	(12) 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
	(13) 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
	(14) リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
	(15) 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	(16) 性状不詳または不明の新生物（D37－D48）中の	
2. 急性心筋梗塞	・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	・骨髄異形成症候群	D46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
3. 脳卒中	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	虚血性心疾患（I20－I25）中の	
	(1) 急性心筋梗塞	I21
	(2) 再発性心筋梗塞	I22
	脳血管疾患（I60－I69）中の	
	(1) くも膜下出血	I60
	(2) 脳内出血	I61
	(3) 脳梗塞	I63

2. 上記1において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表2 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表3 病院または診療所

- 「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。
1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 対象となる手術

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～4を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類
1.	開頭術（頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいい、穿頭器等により頭蓋を穿孔する手術を含みます。）
2.	開胸術（胸腔を開く手術であって、胸腔鏡下に行なわれる手術を含みます。）
3.	ファイバースコープ手術
4.	血管・バスケットカテーテル手術

別表5 対象となる上皮内新生物

1. この特約の対象となる上皮内新生物とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の上皮内新生物に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物（C43－C44）中の ・皮膚のその他の悪性新生物 上皮内新生物	C 44 D00－D09

2. 上記1において「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが、皮膚のその他の悪性新生物（C44）については悪性、上皮内新生物（D00－D09）については上皮内癌、と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

- (1) 皮膚のその他の悪性新生物（C44）

第5桁性状コード番号
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

- (2) 上皮内新生物（D00－D09）

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性

別表6 請求書類

項 目		請 求 書 類
1	三大疾病保険金の請求 ＜第2条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (4) 三大疾病保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
2	三大疾病継続年金の請求 ＜第4条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (3) 三大疾病継続年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 三大疾病継続年金証書
3	会社への通知による三大疾病継続年金 の受取人の変更 ＜第4条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 被保険者の印鑑証明書 (4) 三大疾病継続年金証書
4	上皮内新生物診断保険金の請求 ＜第6条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (4) 上皮内新生物診断保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限り。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類が会社に到着した日とみなします。

無配当無解約返戻金型特定在宅治療支援特約(16)条項〈目次〉

○この特約の趣旨

- 第1条 特定在宅治療支援給付金の支払
- 第2条 特定在宅治療支援給付金の請求、支払時期および支払場所
- 第3条 特約保険料の払込免除
- 第4条 特約の締結および責任開始期
- 第5条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第6条 未払込保険料の差引
- 第7条 特約の失効
- 第8条 特約の復活
- 第9条 詐欺による取消
- 第10条 告知義務
- 第11条 告知義務違反による解除
- 第12条 重大事由による解除
- 第13条 特約の解約
- 第14条 特約の消滅
- 第15条 払戻金

- 第16条 契約者配当金
- 第17条 時効
- 第18条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第19条 管轄裁判所
- 第20条 特約の更新
- 第21条 特約に特別条件を付ける場合の取扱
- 第22条 主約款の規定の準用

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 自己注射療法、人工透析療法および酸素療法
- 別表4 公的医療保険制度
- 別表5 医科診療報酬点数表
- 別表6 対象となる指導管理料
- 別表7 薬物依存
- 別表8 請求書類

無配当無解約返戻金型特定在宅治療支援特約(16)条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者が疾病または不慮の事故により所定の在宅治療を行なうた

めに必要な医師の指導管理を受けた場合に給付を行なうことを主な内容とするものです。

（特定在宅治療支援給付金の支払）

第1条 この特約において支払う特定在宅治療支援給付金はつぎのとおりです。

名称	支払額	受取人	特定在宅治療支援給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特定在宅治療支援給付金を支払わない場合
特定在宅治療支援給付金	支払事由に該当した日が属する月ごとに特定在宅治療支援給付金額	被保険者（特定在宅治療支援給付金の受取人）	被保険者がこの特約の保険期間中につぎのすべてを満たす医師の指導管理を受けたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した疾病または発生した別表1に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする医師の指導管理であること (2) つぎのいずれかの治療を別表2に定める病院または診療所以外の場所で行なうために必要な医師の指導管理であること (イ) 別表3に定める自己注射療法 (ロ) 別表3に定める人工透析療法 (ハ) 別表3に定める酸素療法 (3) 別表4に定める公的医療保険制度における別表5に定める医科診療報酬点数表により別表6に定める指導管理料が算定されること	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 被保険者の別表7に定める薬物依存 (3) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

2. この特約による特定在宅治療支援給付金の支払は、この特約の保険期間を通じ、支払回数を通算して60回をもって限度とします。
3. 特定在宅治療支援給付金が支払われる医師の指導管理を受けた日が同一の月に2回以上あるときは、その月の最初の医師の指導管理を受けた日に特定在宅治療支援給付金の支払事由が生じたものとみなします。
4. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に医師の指導管理を受けた場合でも、つぎの各号のいずれかに該当したときは、その医師の指導管理はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用しま

す。

- (1) この特約の締結または復活の際、告知等により会社はその疾病または外因について知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病または外因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病または外因について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または外因による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

特約

無配当無解約返戻金型特定在宅治療支援特約(16)条項

5. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、特定在宅治療支援給付金の受取人は保険契約者とします。この場合、特定在宅治療支援給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

6. 第1項の規定にかかわらず、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により、特定在宅治療支援給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少なくないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、特定在宅治療支援給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（特定在宅治療支援給付金の請求、支払時期および支払場所）

第2条 特定在宅治療支援給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 特定在宅治療支援給付金の受取人は、会社に、請求書類（別表8）を提出して、特定在宅治療支援給付金を請求してください。

3. 特定在宅治療支援給付金を支払うために必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特定在宅治療支援給付金の受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特定在宅治療支援給付金を支払いません。

4. 特定在宅治療支援給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

（特約保険料の払込免除）

第3条 主約款の保険料の払込免除に関する規定によって、主契約の保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

2. 前項の規定のほか、この特約の保険期間および保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

（特約の締結および責任開始期）

第4条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

第5条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。

2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の一括払および前納の場合も同様とします。

3. この特約の保険料払込期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日を超える場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払とし、会社の定める取扱基準により、一括または分割して前納することを要します。この場合、前納する保険料は、主契約の保険料払込期間中に前納するときは主契約の保険料払込期間満了の日の属する月の末日までに、主契約の保険料払込期間満了後に前納するときはこの特約の保険料が払い込まれている期間が満了する日の属する月の末日までに払い込むものとします。

4. 前項の場合には、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

5. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合、または第3項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

6. 払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間（以下、「保険料充当期間」といいます。）の満了前にこの特約の保険料の全部または一部の払込を要しなくなったときには、払い込まれたこの特約の保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）のうち、保険料充当期間中の経過していない月数に応じた金額の取扱については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

（未払込保険料の差引）

第6条 この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに、特定在宅治療支援給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の未払込保険料の合計額をいいます。以下、本条において同じ。）を支払うべき金額から差し引きます。

2. 保険料払込の猶予期間中に特定在宅治療支援給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

3. 前2項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足する場合は、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（特約の失効）

第7条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

第8条 主契約の復活請求の際に別段の申出がない場合は、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の保険契約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（詐欺による取消）

第9条 この特約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または給付金の受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだこの特約の保険料は払い戻しません。

（告知義務）

第10条 会社が、この特約の締結または復活の際、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第11条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

2. 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、この特約の給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでにこの特約の給付金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 前項の規定にかかわらず、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、この特約の給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

4. 主約款に定める告知義務違反による解除の通知の規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

5. 会社は、つぎのいずれかの場合には、本条によるこの特約の解除をすることができません。

(1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき

(2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が前条に規定する告知をすることを妨げたとき

(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、前条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

- (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
6. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第12条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
- (イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (ニ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由（以下、本項において「支払事由等」といいます。）が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由等によるこの特約の給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでにこの特約の給付金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、前条第4項の規定を準用します。

(特約の解約)

第13条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

2. この特約が解約された場合には、保険証券に裏書し、または保険証券を回収し特約の解約後の契約内容を記載した新たな保険証券を発行（以下、「保険証券の再発行」といいます。）します。

(特約の消滅)

第14条 つぎの各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 第1条（特定在宅治療支援給付金の支払）第2項の規定により特定在宅治療支援給付金が給付限度に達したとき
2. 前項第2号の規定によってこの特約が消滅した場合には、保険証券に裏書し、または保険証券を回収し特約の消滅後の契約内容を

を記載した保険証券の再発行をします。

(払戻金)

第15条 この特約に対する払戻金はありません。

(契約者配当金)

第16条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

第17条 特定在宅治療支援給付金その他この特約にもとづく諸支払金の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

第18条 会社は、この特約の支払事由にかかわる法令等の改正による別表4に定める公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。

2. 前項の場合、主約款の法令等の改正に伴う支払事由の変更に關する規定を準用します。

(管轄裁判所)

第19条 この特約における特定在宅治療支援給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の更新)

第20条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を会社に通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合を除きます。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合
- (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日を超える場合
- (3) 更新前のこの特約に特別保険料法による特別条件が付されている場合
2. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一年数とします。ただし、前項第1号または第2号に該当する場合には、会社の定める保険期間の範囲内で保険期間を短縮して更新します。
3. 更新されたこの特約の保険期間の計算は更新日を基準として行ないます。
4. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、第5条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第5項および第6条（未払込保険料の差引）の規定を準用します。
5. 更新後のこの特約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は、更新前のこの特約の保険期間満了時に遡って消滅します。
6. 第1項の規定にかかわらず、この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日以後の場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、その満了の日の2か月前までに請求したときは、更新することができるものとし、この場合、更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一年数とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社の定める保険期間の範囲内で保険期間を変更して更新します。
- (1) 第1項第1号に該当する場合
- (2) 第1項第2号に該当したことにより、更新前のこの特約の保険期間が短縮されていた場合
7. 前項の場合には、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず、年払とし、会社の定める方法により、更新日の属する月の末日までに一括または分割して前納することを要します。この場合、猶予期間は第4項の規定を準用します。
8. この特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲の上限に達することにより第1項または第6項の規定による更新がされない場合で、保険契約者が、被保険者の同意を得て、その満了の日の2か月前までに請求したときは、保険期間が終身のこの特約に更新することができます。ただし、更

新前のこの特約に特別保険料法による特別条件が付されている場合を除きます。

9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

- (1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- (2) 第1条（特定在宅治療支援給付金の支払）、第3条（特約保険料の払込免除）および第11条（告知義務違反による解除）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
- (3) この特約が更新されたときには、新たな保険証券を発行しません。

10. 更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合は、この特約の更新は取り扱いません。この場合、保険契約者から特約の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定めるこの特約に類似する他の特約を更新時に付加します。

（特約に特別条件を付ける場合の取扱）

第21条 この特約に特別条件を付ける場合には、主約款の特別条件を付ける場合の取扱の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 (1) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 (2) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など (3) 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 自己注射療法、人工透析療法および酸素療法

1. 自己注射療法
「自己注射療法」とは、自己（介助を要する場合の介助者を含みます。以下同じ。）の管理において注射器を使用して薬剤を注射する治療法をいいます。
2. 人工透析療法
「人工透析療法」とは、自己の管理において血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行なう治療法をいいます。
3. 酸素療法
「酸素療法」とは、自己の管理において酸素供給装置を使用して酸素を吸引する治療法をいいます。

別表4 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。	
1.	健康保険法
2.	国民健康保険法
3.	国家公務員共済組合法
4.	地方公務員等共済組合法
5.	私立学校教職員共済法
6.	船員保険法
7.	高齢者の医療の確保に関する法律

別表5 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、医師の指導管理を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづいて定められている医科診療報酬点数表をいいます。	
---	--

別表6 対象となる指導管理料

対象となる指導管理料とは、つぎのいずれかの指導管理料をいいます。	
(1)	在宅自己注射指導管理料
(2)	在宅自己腹膜灌流指導管理料
(3)	在宅血液透析指導管理料
(4)	在宅酸素療法指導管理料

別表7 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。	
--	--

別表8 請求書類

項 目		請 求 書 類
1	特定在宅治療支援 給付金の請求 ＜第1条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限りです。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類が会社に到着した日とみなします。

無配当無解約返戻金型健康運動型生存給付特約(16)条項〈目次〉

○この特約の趣旨

- 第1条 適用保険料率
- 第2条 健康運動型生存給付金の支払
- 第3条 健康運動型生存給付金の自動据置
- 第4条 健康運動型生存給付金の請求、支払時期および支払場所
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 特約の締結および責任開始期
- 第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第8条 未払込保険料の取扱
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の復活
- 第11条 詐欺による取消
- 第12条 告知義務
- 第13条 告知義務違反による解除
- 第14条 重大事由による解除

- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の消滅
- 第17条 払戻金
- 第18条 喫煙歴の誤りの処理
- 第19条 契約者配当金
- 第20条 時効
- 第21条 管轄裁判所
- 第22条 特約に特別条件を付ける場合の取扱
- 第23条 主約款の規定の準用
- 第24条 七大生活習慣病支払日数無制限特約(16)とあわせて主契約に付加した場合の取扱
- 第25条 メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)とあわせて主契約に付加した場合の取扱

別表1 請求書類

無配当無解約返戻金型健康運動型生存給付特約(16)条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者が5年ごとの契約応当日に生存している場合に所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

（適用保険料率）

第1条 会社は、この特約の締結時の被保険者の喫煙歴により、つ

ぎのいずれかの保険料率を適用します。

- (1) 非喫煙者保険料率
被保険者の喫煙歴が会社の定める基準に適合している場合
- (2) 標準保険料率
前号以外の場合

（健康運動型生存給付金の支払）

第2条 この特約において支払う健康運動型生存給付金はつぎのとおりです。

名 称	支 払 額	受 取 人	健康運動型生存給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）
健康運動型生存給付金	健康運動型生存給付金額	保険契約者（健康運動型生存給付金の受取人を保険契約者以外の変更にすることはできません。）	被保険者が第2項に定める対象期間（以下、「対象期間」といいます。）満了時に生存しているとき

2. 前項の対象期間とは、健康運動型生存給付金の支払額の計算の対象となる期間をいい、保険料払込期間中の契約日または5年ごとの契約応当日からその日を含めて5年間のそれぞれの期間（5年ごとの契約応当日から保険料払込期間満了日までの期間が1年間から4年間までの場合の同期間を含むものとします。）とします。

3. 健康運動型生存給付金額は、つぎの第1号の金額および第2号の金額（ただし、負の値となる場合には零とします。）の合計額とします。

- (1) (主契約の入院給付金日額) × 5
- (2) (主契約の入院給付金日額) × 5 - (対象期間中に支払事由が生じた、主契約の疾病入院給付金、災害入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、骨髄移植給付金、骨髄ドナー給付金および集中治療給付金（以下、「主契約の医療給付金」といいます。）の支払額の合計)

4. 前項の規定にかかわらず、対象期間が5年に満たない場合に支払われる健康運動型生存給付金額は、つぎの第1号の金額および

第2号の金額（ただし、負の値となる場合には零とします。）の合計額とします。

- (1) (主契約の入院給付金日額) × 5 × {(直前の健康運動型生存給付金が支払われた契約応当日からの経過年数) ÷ 5}
- (2) (主契約の入院給付金日額) × 5 × {(直前の健康運動型生存給付金が支払われた契約応当日からの経過年数) ÷ 5} - (対象期間中に支払事由が生じた主契約の医療給付金の支払額の合計)

5. 第1項の規定により健康運動型生存給付金を支払った後に、その健康運動型生存給付金に対する対象期間中に支払事由が生じた主契約の医療給付金の請求を受け、その主契約の医療給付金が支払われることとなった場合には、健康運動型生存給付金を再計算します。この場合、支払うべき健康運動型生存給付金額に変更が生じるときは、すでに支払った健康運動型生存給付金を返還してください。この健康運動型生存給付金の返還がなかったときは、主契約の医療給付金および前2項の規定により再計算した健康運動型生存給付金は支払いません。

6. 主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院が対象期間満了日の翌日を含んで継続しているときは、対象期間満了日までの入院に対して支払われる主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金をもって、健康運動型生存給付金の計算に適用します。なお、対象期間満了日後の入院に対して支払われる主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金についてはつぎの対象期間の健康運動型生存給付金の計算に適用します。
7. 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める、疾病入院給付金および災害入院給付金の支払により1回の入院とみなされる2回以上の入院について、最初の入院を開始した日から最後の入院の退院日までの間に対象期間満了日の翌日が含まれる場合は、前項の規定を準用します。
8. 主契約の入院給付金日額が変更された場合、健康運動型生存給付金は対象期間満了日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。この場合、主契約の医療給付金の支払額の合計については、対象期間中の主契約の医療給付金の支払に対して対象期間満了日の入院給付金日額にもとづいて計算した金額とします。

（健康運動型生存給付金の自動据置）

- 第3条 健康運動型生存給付金は、保険契約者からの請求がないときは、会社の定める取扱基準により据え置きます。据え置かれた健康運動型生存給付金は会社の定める利率で計算した利息をつけて据え置いておき、保険契約者から請求があったとき、または主契約が消滅したときに保険契約者に支払います。

（健康運動型生存給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 第4条 健康運動型生存給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. 健康運動型生存給付金の受取人は、会社に、請求書類（別表1）を提出して、健康運動型生存給付金を請求してください。
3. 健康運動型生存給付金は、その請求書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または支社で支払います。
4. 健康運動型生存給付金を支払う場合で、その請求書類が会社に到着した日に対象期間の最終保険料の払込が確認できないときは、前項の規定にかかわらず、健康運動型生存給付金は対象期間の最終保険料の払込が確認された日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または支社で支払います。
5. 健康運動型生存給付金を支払うために必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または健康運動型生存給付金の受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は健康運動型生存給付金を支払いません。
6. 健康運動型生存給付金の支払時期に関する規定は、第3項および第4項に定めるほか、主約款の支払時期に関する規定を準用します。

（特約保険料の払込免除）

- 第5条 主約款の保険料の払込免除に関する規定によって、主契約の保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

（特約の締結および責任開始期）

- 第6条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 第7条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。
2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の一括払および前納の場合も同様とします。
3. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
4. 払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間（以下、「保険料充当期間」といいます。）の満了前にこの特約の保険料の全部または一部の払込を要しなくなったときには、払い込まれたこの特約の保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）のうち、保険料充当期間中の経過していない月数に応じた金額の取扱については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

（未払込保険料の取扱）

- 第8条 この特約の保険料が払い込まれないままその払込期月の契約応当日以後末日までに、または保険料払込の猶予期間中に健康運動型生存給付金の支払事由が生じたときには、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の未払込保険料の合計額をいいます。以下、本条において同じ。）を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（特約の失効）

- 第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

- 第10条 主契約の復活請求の際に別段の申出がない場合は、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の保険契約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（詐欺による取消）

- 第11条 この特約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または給付金の受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだこの特約の保険料は払い戻しません。

（告知義務）

- 第12条 会社が、この特約の締結または復活の際、被保険者の健康状態、喫煙歴等に関して、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

- 第13条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、第18条（喫煙歴の誤りの処理）第1項に該当する場合を除きます。

2. 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、この特約の給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでにこの特約の給付金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、この特約の給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

4. 主約款に定める告知義務違反による解除の通知の規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

5. 会社は、つぎのいずれかの場合には、本条によるこの特約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
- (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が前条に規定する告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、前条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、この

特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき

6. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

（重大事由による解除）

第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (ニ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由（以下、本項において「支払事由等」といいます。）が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由等によるこの特約の給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでにこの特約の給付金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、前条第4項の規定を準用します。

（特約の解約）

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

2. この特約が解約された場合には、保険証券に裏書き、または保険証券を回収し特約の解約後の契約内容を記載した新たな保険証券を発行（以下、「保険証券の再発行」といいます。）します。

（特約の消滅）

第16条 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

（払戻金）

第17条 この特約に対する払戻金はありません。

（喫煙歴の誤りの処理）

第18条 非喫煙者保険料率を適用したこの特約において、告知書に記載された被保険者の喫煙歴に誤りがあった場合は、標準保険料率のこの特約に変更します。この場合、この特約を締結した日に標準保険料率のこの特約を締結したものとして保険料を更正し、すでに払い込まれた保険料に超過分があれば払い戻します。

2. 前項の場合、この喫煙歴の誤りについては、第13条（告知義務違反による解除）第1項の規定を適用しません。

（契約者配当金）

第19条 この特約に対する契約者配当金はありません。

（時効）

第20条 健康運動型生存給付金その他この特約にもとづく諸支払金の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

（管轄裁判所）

第21条 この特約における健康運動型生存給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（特約に特別条件を付ける場合の取扱）

第22条 この特約に特別条件を付ける場合には、主約款の特別条件を付ける場合の取扱の規定を準用します。ただし、特別保険料法は取り扱いません。

（主約款の規定の準用）

第23条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（七大生活習慣病支払日数無制限特約(16)とあわせて主契約に付加した場合の取扱）

第24条 この特約を七大生活習慣病支払日数無制限特約(16)（以下、「七大生活習慣病無制限特約」といいます。）とあわせて主契約に付加した場合には、第2条（健康運動型生存給付金の支払）第3項第2号、第4項第2号および第5項から第8項までの疾病入院給付金および医療給付金は、七大生活習慣病無制限特約の規定による疾病入院給付金を含むものとします。

（メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)とあわせて主契約に付加した場合の取扱）

第25条 この特約をメンタル疾患入院支払日数延長特約(16)（以下、「メンタル疾患延長特約」といいます。）とあわせて主契約に付加した場合には、第2条（健康運動型生存給付金の支払）第3項第2号、第4項第2号および第5項から第8項までの疾病入院給付金および医療給付金は、メンタル疾患延長特約の規定による疾病入院給付金を含むものとします。

別表1 請求書類

項 目		請 求 書 類
1	健康運動型生存給付金の請求 <第2条>	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (3) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類が会社に到着した日とみなします。

無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)条項〈目次〉

○この特約の趣旨

- 第1条 適用保険料率
- 第2条 保険金の支払
- 第3条 保険金の支払に関する補則
- 第4条 特約の保険金の請求、支払時期および支払場所
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 特約の締結および責任開始期
- 第7条 特約の保険料払込期間および保険料の払込
- 第8条 未払込保険料の差引
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の復活
- 第11条 詐欺による取消
- 第12条 告知義務
- 第13条 告知義務違反による解除
- 第14条 重大事由による解除
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の消滅

- 第17条 払戻金
- 第18条 この特約の保険金の受取人によるこの特約の存続
- 第19条 特約保険金額の減額
- 第20条 死亡保険金受取人の代表者
- 第21条 会社への通知による死亡保険金受取人の変更
- 第22条 遺言による死亡保険金受取人の変更
- 第23条 喫煙歴の誤りの処理
- 第24条 契約者配当金
- 第25条 時効
- 第26条 管轄裁判所
- 第27条 事業保険契約の保険金の請求に関する特則
- 第28条 特約に特別条件を付ける場合の取扱
- 第29条 主約款の規定の準用

別表 1 対象となる高度障害状態

別表 2 請求書類

無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)条項

この特約の趣旨

この特約は、一生涯にわたり、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して死亡保障を行なう特約で、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

- (1) 死亡保険金
被保険者が死亡したときに支払います。
- (2) 高度障害保険金
被保険者が所定の高度障害状態に該当したときに支払います。

（保険金の支払）

第2条 この特約において支払う保険金はつぎのとおりです。

なお、支払われる金額は死亡保険金と同額とします。

（適用保険料率）

第1条 会社は、この特約の締結時の被保険者の喫煙歴により、つぎのいずれかの保険料率を適用します。

- (1) 非喫煙者保険料率
被保険者の喫煙歴が会社の定める基準に適合している場合
- (2) 標準保険料率
前号以外の場合

名 称	支 払 額	受 取 人	保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
死 亡 保 険 金	特 約 保 険 金 額	死 亡 保 険 金 受 取 人	被保険者が死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または主契約の死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
高 度 障 害 保 険 金	特 約 保 険 金 額	被 保 険 者（高度障害保険金の受取人を被保険者以外の変更にすることはできません。）	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として別表1に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 戦争その他の変乱

(保険金の支払に関する補則)

第3条 この特約の高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態に該当した時から消滅したものとみなします。

2. この特約の高度障害保険金の請求前にすでにこの特約の死亡保険金を支払っていた場合には、この特約の高度障害保険金は、この特約の死亡保険金と重複しては支払いません。
 3. この特約の死亡保険金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約の死亡保険金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡保険金の残額を他のこの特約の死亡保険金の受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に払い戻します。
 4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、この特約の死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 5. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、この特約の死亡保険金が支払われないときは、会社は、責任準備金を保険契約者に払い戻します。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) この特約の死亡保険金の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
 6. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、この特約の死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払戻はありません。
 7. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の給付金の受取人が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、死亡保険金および高度障害保険金の受取人は保険契約者となります。この場合、高度障害保険金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
 8. 前項の規定が適用されたこの特約の死亡保険金受取人を、第21条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）の規定により保険契約者以外の者に変更した場合は、前項の規定は適用しないものとします。
 9. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した傷害を原因としてこの特約の責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合でも、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして前条の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、告知等により会社がその疾病または傷害について知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病または傷害に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病または傷害について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- (特約の保険金の請求、支払時期および支払場所)
- 第4条** この特約の保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由が生じたこの特約の保険金の受取人は、会社に、請求書類（別表2）を提出して、この特約の保険金を請求してください。
 3. この特約の保険金を支払うために必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者またはこの特約の保険金の受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間はこの特約の保険金を支払いません。
 4. この特約の保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の支払時

期および支払場所に関する規定を準用します。

(特約保険料の払込免除)

第5条 主約款の保険料の払込免除に関する規定によって、主契約の保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

(特約の締結および責任開始期)

第6条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

(特約の保険料払込期間および保険料の払込)

第7条 この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の一括払および前納の場合も同様とします。
3. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
4. 払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間（以下、「保険料充当期間」といいます。）の満了前にこの特約の保険料の全部または一部の払込を要しなくなったときには、払い込まれたこの特約の保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限りします。）のうち、保険料充当期間中の経過していない月数に応じた金額の取扱については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

(未払込保険料の差引)

第8条 この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約の保険金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の未払込保険料の合計額をいいます。以下、本条において同じ。）を支払うべき保険金額から差し引きします。

2. 保険料払込の猶予期間中にこの特約の保険金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料を支払うべき保険金額から差し引きします。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

2. 前項の規定によりこの特約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

(特約の復活)

第10条 主契約の復活請求の際に別段の申出がない場合は、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の保険契約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(詐欺による取消)

第11条 この特約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだこの特約の保険料は払い戻しません。

(告知義務)

第12条 会社が、この特約の締結または復活の際、被保険者の健康状態、喫煙歴等に関して、この特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第13条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、第23条（喫煙歴の誤りの処理）に該当する場合を除きます。

2. 会社は、この特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、この特約の保険金を支払わ

ず、または保険料の払込を免除しません。また、すでにこの特約の保険金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 前項の規定にかかわらず、この特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、この特約の保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. 主約款に定める告知義務違反による解除の通知の規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除した場合は、会社は、第17条（払戻金）第1項に規定する解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
6. 会社は、つぎのいずれかの場合には、本条によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が前条に規定する告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、前条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
7. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

（重大事由による解除）

- 第14条** 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの特約の保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (ニ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 会社は、この特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由（以下、本項において「支払事由等」といいます。）が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由等によるこの特約の保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(イ)から(ホ)までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人がこの特約の保険金の一部の受取人であるときは、この特約の保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでにこの特約の保険金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、前条第4項および第5項の規定を準用します。

4. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、この特約の保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用しこの特約の保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用します。

（特約の解約）

- 第15条** 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

2. 前項の規定によってこの特約が解約された場合には、会社は、第17条（払戻金）第1項に規定する解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
3. この特約が解約された場合には、保険証券に裏書き、または保険証券を回収し特約の解約後の契約内容を記載した新たな保険証券を発行（以下、「保険証券の再発行」といいます。）します。

（特約の消滅）

- 第16条** 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

2. 前項の規定によってこの特約が消滅した場合は、会社は、第17条（払戻金）第1項に規定する解約返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

（払戻金）

- 第17条** この特約の解約返戻金は、保険料払込期間中の特約については、つぎの各号により取り扱い、保険料払込期間満了後の特約については、その経過した年月数により計算します。ただし、保険料払込期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていない場合、この特約の保険料が払い込まれた年月数により計算した金額に0.7を乗じて計算します。

（1）月払契約の場合

保険料を払い込んだ年月数により計算した金額に0.7を乗じて計算します。

（2）年払契約または半年払契約の場合

保険料充当期間の中で経過した年月数により計算した金額に0.7を乗じて計算します。

2. 保険契約者に払い戻すべき責任準備金は、保険料払込期間中の特約については、つぎの各号により取り扱い、保険料払込期間満了後の特約については、その経過した年月数により計算します。

（1）月払契約の場合

保険料を払い込んだ年月数により計算します。

（2）年払契約または半年払契約の場合

保険料充当期間の中で経過した年月数により計算します。

（この特約の保険金の受取人によるこの特約の存続）

- 第18条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の保険金の支払事由が生じ、会社がこの特約の保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、この特約の保険金の受取人に支払います。

(特約保険金額の減額)

第19条 保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額に満たない場合には、この取扱をしません。

2. 特約保険金額を減額したときは、減額分は解約したものととして取り扱います。
3. 特約保険金額の減額をした場合には、保険証券に裏書きし、または保険証券を回収し特約保険金額の減額後の契約内容を記載した保険証券の再発行をします。

(死亡保険金受取人の代表者)

第20条 死亡保険金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡保険金受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を生じます。

(会社への通知による死亡保険金受取人の変更)

第21条 保険契約者またはその承継人は、この特約の死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2. 前項の通知をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求書類(別表2)を提出してください。
3. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人にこの特約の死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人からこの特約の死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
4. 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人としてします。
5. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人としてします。
6. 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(遺言による死亡保険金受取人の変更)

第22条 前条に定めるほか、保険契約者またはその承継人は、この特約の死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者またはその承継人が死亡した後、保険契約者またはその承継人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、保険契約者またはその承継人の相続人は、請求書類(別表2)を提出してください。

(喫煙歴の誤りの処理)

第23条 非喫煙者保険料率を適用したこの特約において、告知書に記載された被保険者の喫煙歴に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。この場合、この喫煙歴の誤りについては、第13条(告知義務違反による解除)第1項の規定を適用しません。

- (1) この特約の保険金の支払事由が生じる前に誤りが発見された場合は、標準保険料率のこの特約に変更します。この場合、この特約を締結した日に標準保険料率のこの特約を締結したものととして保険料を更正し、すでに払い込まれた保険料に不足分があれば領収します。
- (2) この特約の保険金の支払事由が生じた後に誤りが発見された場合は、この特約を締結した日に標準保険料率のこの特約を締結したものととして計算した保険料の合計額に対するすでに払い

込まれた保険料の割合を保険金額に乗じて得た金額を支払います。

(契約者配当金)

第24条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

第25条 保険金、払戻金その他この特約にもとづく諸支払金の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

(管轄裁判所)

第26条 この特約における保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(事業保険契約の保険金の請求に関する特則)

第27条 官公署、会社、組合、工場その他の団体(団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする特約の場合、保険契約者である団体が当該特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下、「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、この特約の死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、別表2に定める書類のほか、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類を必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

(特約に特別条件を付ける場合の取扱)

第28条 この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の標準とする普通の危険に適合しない場合には、会社は、その危険の程度に応じて、つぎの各号の1または2以上の特別条件を付してこの特約上の責任を負います。

(1) 保険金削減法

被保険者が、会社の定める削減期間内にこの特約の保険金の支払事由に該当し、この特約の保険金を支払うべき場合は、特約保険金額につぎの割合をかけた金額を支払います。ただし、その原因が不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因または主約款に規定する感染症の場合には、特約保険金額を支払います。

削減期間 経過年数	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	50%	30%	25%	20%	15%
2年以内		60%	50%	40%	30%
3年以内			75%	60%	45%
4年以内				80%	60%
5年以内					80%

(2) 特別保険料法

被保険者の契約年齢による普通保険料に会社の定める範囲内の特別保険料を加えたものをこの特約の保険料とします。

(3) 特定障害状態についての不担保

不担保とする特定障害は、視力障害とし、被保険者が高度障害状態のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当し、高度障害保険金の支払事由が生じた場合でも、会社は、高度障害保険金を支払いません。

2. 前項の規定によりこの特約に付けた条件は、保険証券に記載します。

3. 本条の規定により特別条件が付された場合の払戻金については、つぎのとおり取り扱います。

(1) 特別保険料法による特別条件が付された場合

(4) 特別保険料に対する責任準備金または解約返戻金がある場合、責任準備金を払い戻すときは、特別保険料に対する責任準備金を、解約返戻金を払い戻すときは、特別保険料に対する解約返戻金を第17条(払戻金)に規定する責任準備金および解約返戻金に加えて払い戻します。

- (ロ) 前(イ)の特別保険料に対する責任準備金および解約返戻金は、第17条の規定を準用して計算します。
- (ハ) 普通保険料に対する解約返戻金および特別保険料に対する解約返戻金の合計額が、解約等の時期における特約保険金額を上回ることはありません。
- (2) 保険金削減法による特別条件が付された場合
解約返戻金額（特別保険料法による特別条件が付されたとき

は、普通保険料に対する解約返戻金および特別保険料に対する解約返戻金の合計額をいいます。）が、解約等の時期における特約保険金額に第1項第1号の割合をかけた金額を上回ることはありません。

（主約款の規定の準用）

第29条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 対象となる高度障害状態

高 度 障 害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

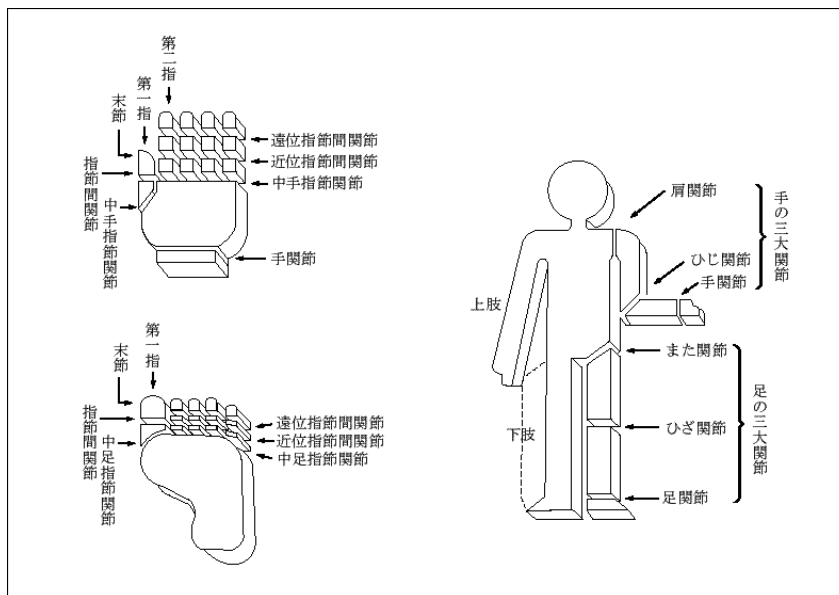
3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

参考 身体部位の名称はつぎの図のとおりとします。



別表2 請求書類

項 目		請 求 書 類
1	特約の死亡保険金の請求 ＜第2条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実関係が明確な場合には、医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
2	特約の高度障害保険金の請求 ＜第2条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
3	払戻金の請求 ＜第9条、第15条、第16条、第17条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	会社への通知による死亡保険金受取人の変更 ＜第21条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	遺言による死亡保険金受取人の変更 ＜第22条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 保険契約者の相続人の印鑑証明書 (4) 保険証券

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。なお、書類の提出以外の方法（会社で定める方法に限り。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類が会社に到着した日とみなします。

無配当無解約返戻金型先進医療特約(16)条項〈目次〉

○この特約の趣旨

- 第1条 先進医療給付金および先進医療見舞給付金の支払
第2条 先進医療給付金および先進医療見舞給付金の請求、支払時期および支払場所
第3条 特約保険料の払込免除
第4条 特約の締結および責任開始期
第5条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
第6条 未払込保険料の差引
第7条 特約の失効
第8条 特約の復活
第9条 詐欺による取消
第10条 告知義務
第11条 告知義務違反による解除
第12条 重大事由による解除
第13条 特約の解約
第14条 特約の消滅

- 第15条 払戻金
第16条 契約者配当金
第17条 時効
第18条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
第19条 管轄裁判所
第20条 特約の更新
第21条 特約に特別条件を付ける場合の取扱
第22条 主約款の規定の準用

別表1 対象となる不慮の事故
別表2 療養
別表3 対象となる先進医療
別表4 病院または診療所
別表5 薬物依存
別表6 公的医療保険制度
別表7 請求書類

無配当無解約返戻金型先進医療特約(16)条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の

被保険者が疾病または不慮の事故により先進医療による療養を受けた場合に所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

（先進医療給付金および先進医療見舞給付金の支払）

第1条 この特約において支払う先進医療給付金および先進医療見舞給付金はつぎのとおりです。

名称	支払額	受取人	先進医療給付金・先進医療見舞給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても先進医療給付金・先進医療見舞給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
先進医療給付金	先進医療給付金額	被保険者（先進医療給付金および先進医療見舞給付金の受取人を被保険者以外の人に変更すること）	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの療養を受けたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した疾病または発生した別表1に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする別表2に定める療養（以下、「療養」といいます。）であること (2) その療養が別表3に定める先進医療による療養であること (3) その療養が別表4に定める病院または診療所における療養であること	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 被保険者の別表5に定める薬物依存 (3) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱
先進医療見舞給付金	療養1回につき、5万円			

2. この特約による先進医療給付金の支払は、支払額を通算して2,000万円をもって限度とします。
3. 先進医療給付金額は、被保険者が受療した先進医療の技術料と同額とします。
4. 被保険者が療養を受けた場合でも、その先進医療の技術料が零のときは、第1項の規定にかかわらず、先進医療給付金および先進医療見舞給付金を支払いません。
5. 被保険者が同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。
6. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因を直接の原因としてこの特約の責

- 任開始期以後に療養を受けた場合でも、つぎの各号のいずれかに該当したときは、その療養はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
(1) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に療養を受けたとき
(2) この特約の締結または復活の際、告知等により会社がその疾病または外因について知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病または外因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
(3) その疾病または外因について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等

において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または外因による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

7. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、先進医療給付金および先進医療見舞給付金の受取人は保険契約者とし、この場合、先進医療給付金および先進医療見舞給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
8. 第1項の規定にかかわらず、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により、先進医療給付金または先進医療見舞給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、先進医療給付金もしくは先進医療見舞給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

(先進医療給付金および先進医療見舞給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 第2条** 先進医療給付金（先進医療見舞給付金を含みます。以下、本条において同じ。）の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. 先進医療給付金の受取人は、会社に、請求書類（別表7）を提出して、先進医療給付金を請求してください。
 3. 先進医療給付金を支払うために必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または先進医療給付金の受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は先進医療給付金を支払いません。
 4. 先進医療給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第3条** 主約款の保険料の払込免除に関する規定によって、主契約の保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
2. 前項の規定のほか、この特約の保険期間および保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(特約の締結および責任開始期)

- 第4条** この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 第5条** 保険契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。
2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の一括払および前納の場合も同様とします。
 3. この特約の保険料払込期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日を超える場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払とし、会社の定める取扱基準により、一括または分割して前納することを要します。この場合、前納する保険料は、主契約の保険料払込期間中に前納するときは主契約の保険料払込期間満了の日の属する月の末日までに、主契約の保険料払込期間満了後に前納するときはこの特約の保険料が払い込まれている期間が満了する日の属する月の末日までに払い込むものとします。
 4. 前項の場合には、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 5. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合、または第3項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
 6. 払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間（以下、「保険料充当期間」といいます。）の満了前にこの特約の保険料の払込を要しなくなったときには、払い込まれたこの特約の保険料のうち、保険料充当期間中の経過していない月数に応じた金額の取扱

については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

(未払込保険料の差引)

- 第6条** この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに、先進医療給付金および先進医療見舞給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の未払込保険料の合計額をいいます。以下、本条において同じ。）を支払うべき金額から差し引きします。
2. 保険料払込の猶予期間中に先進医療給付金および先進医療見舞給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きします。
 3. 前2項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足する場合は、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の失効)

- 第7条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

- 第8条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がない場合は、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の保険契約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(詐欺による取消)

- 第9条** この特約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または給付金の受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだこの特約の保険料は払い戻しません。

(告知義務)

- 第10条** 会社が、この特約の締結または復活の際、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

- 第11条** 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、この特約の給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでにこの特約の給付金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
 3. 前項の規定にかかわらず、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、この特約の給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
 4. 主約款に定める告知義務違反による解除の通知の規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。
 5. 会社は、つぎのいずれかの場合には、本条によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が前条に規定する告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、前条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないこと

を告げることを勧めたとき

- (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
6. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

（重大事由による解除）

第12条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (ニ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由（以下、本項において「支払事由等」といいます。）が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由等によるこの特約の給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでにこの特約の給付金を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、前条第4項の規定を準用します。

（特約の解約）

第13条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

2. この特約が解約された場合には、保険証券に裏書き、または保険証券を回収し特約の解約後の契約内容を記載した新たな保険証券を発行（以下、「保険証券の再発行」といいます。）します。

（特約の消滅）

第14条 つぎの各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) 第1条（先進医療給付金および先進医療見舞給付金の支払）第2項の規定により先進医療給付金が給付限度に達したとき
2. 前項第2号の規定によってこの特約が消滅した場合には、保険

証券に裏書き、または保険証券を回収し特約の消滅後の契約内容を記載した保険証券の再発行をします。

（払戻金）

第15条 この特約に対する払戻金はありません。

（契約者配当金）

第16条 この特約に対する契約者配当金はありません。

（時効）

第17条 先進医療給付金、先進医療見舞給付金その他この特約にもとづく諸支払金の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

第18条 会社は、この特約の支払事由にかかわる法令等の改正による別表6に定める公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。

2. 前項の場合、主約款の法令等の改正に伴う支払事由の変更に關する規定を準用します。

（管轄裁判所）

第19条 この特約における先進医療給付金もしくは先進医療見舞給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（特約の更新）

第20条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を会社に通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合を除きます。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日を超える場合
 - (3) 更新前のこの特約に特別保険料法による特別条件が付されている場合
2. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一年数とします。ただし、前項第1号または第2号に該当する場合には、会社の定める保険期間の範囲内で保険期間を短縮して更新します。
3. 更新されたこの特約の保険期間の計算は更新日を基準として行ないます。
4. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、第5条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第5項および第6条（未払込保険料の差引）の規定を準用します。
5. 更新後のこの特約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は、更新前のこの特約の保険期間満了時に遡って消滅します。
6. 第1項の規定にかかわらず、この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日以後の場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、その満了の日の2か月前までに請求したときは、更新することができるものとし、この場合、更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一年数とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社の定める保険期間の範囲内で保険期間を変更して更新します。
- (1) 第1項第1号に該当する場合
 - (2) 第1項第2号に該当したことにより、更新前のこの特約の保険期間が短縮されていた場合
7. 前項の場合には、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず、年払とし、会社の定める方法により、更新日の属する月の末日までに一括または分割して前納することを要します。この場合、猶予期間は第4項の規定を準用します。
8. この特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲の上限に達することにより第1項または第6項の規定による更新がされない場合で、保険契約者が、被保険者の同意を得て、その満了の日の2か月前までに請求したときは、保

険期間が終身のこの特約に更新することができます。ただし、更新前のこの特約に特別保険料法による特別条件が付されている場合を除きます。

9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

(1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

(2) 第1条（先進医療給付金および先進医療見舞給付金の支払）、第3条（特約保険料の払込免除）および第11条（告知義務違反による解除）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

(3) この特約が更新されたときには、新たな保険証券を発行しま

せん。

10. 更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合は、この特約の更新は取り扱いません。この場合、保険契約者から特約の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定めるこの特約に類似する他の特約を更新時に付加します。

（特約に特別条件を付ける場合の取扱）

第21条 この特約に特別条件を付ける場合には、主約款の特別条件を付ける場合の取扱の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 (1) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 (2) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など (3) 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表2 療養

「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

別表3 対象となる先進医療

対象となる先進医療とは、「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号に定める先進医療をいいます。

ただし、療養を受けた日現在別表6の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

別表6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。	
1.	健康保険法
2.	国民健康保険法
3.	国家公務員共済組合法
4.	地方公務員等共済組合法
5.	私立学校教職員共済法
6.	船員保険法
7.	高齢者の医療の確保に関する法律

備考

1. 先進医療の技術料に含まれない費用

「先進医療の技術料」には、公的医療保険制度の法律にもとづき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む）、先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用などの費用は含まれません。

2. 一連の療養

同一の先進医療による複数回の療養に対して、病院または診療所により先進医療の技術料が1回のみ算定される場合、その複数回の療養を「一連の療養」といいます。

別表7 請求書類

項 目		請 求 書 類
1	先進医療給付金および先進医療見舞給付金の請求 ＜第1条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 先進医療に要した費用の支出を証する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類が会社に到着した日とみなします。

三大疾病保険料払込免除特約(16)条項〈目次〉

○この特約の趣旨

- 第1条 保険料の払込免除
- 第2条 保険料の払込免除の請求
- 第3条 特約の締結および責任開始期
- 第4条 保険料率
- 第5条 特約の保険期間
- 第6条 特約の失効
- 第7条 特約の復活
- 第8条 詐欺による取消
- 第9条 ガン責任開始日前にガンと診断確定されたことによる無効
- 第10条 告知義務
- 第11条 告知義務違反による解除
- 第12条 重大事由による解除
- 第13条 特約の解約

- 第14条 特約の消滅
- 第15条 払戻金
- 第16条 喫煙歴の誤りの処理
- 第17条 契約者配当金
- 第18条 時効
- 第19条 管轄裁判所
- 第20条 主約款の規定の準用
- 第21条 主特約の取扱

- 別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中
- 別表2 入院
- 別表3 病院または診療所
- 別表4 対象となる手術
- 別表5 請求書類

三大疾病保険料払込免除特約(16)条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者が、ガン、急性心筋梗塞または脳卒中に罹患し、所定の事由に該当したときに、その後の保険料の払込を免除することを主要内容とするものです。

（保険料の払込免除）

第1条 主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）が、主契約の保険料払込期間中につきの各号のいずれかに該当したときは、会社は、つぎに到来する主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料期間以降の主契約の保険料の払込を免除します。

- (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日（以下、「ガン責任開始日」といいます。）以後に、この特約のガン責任開始日前を含めて初めて別表1に定める悪性新生物（以下、「ガン」といいます。）に罹患したと日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の日本国外の医師または歯科医師を含みます。）によって病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、画像診断所見（X線、CT、MRI等）、理学的所見、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより客観的に診断確定（以下、「診断確定」といいます。）されたとき

- (2) この特約の責任開始期以後の疾病を原因としてつぎのいずれかに該当したとき

- (i) つぎのすべてを満たす入院をしたとき

- (i) その入院が別表1に定める急性心筋梗塞（以下、「急性心筋梗塞」といいます。）または別表1に定める脳卒中（以下、「脳卒中」といいます。）を直接の原因とする別表2に定める入院（以下、「入院」といいます。）であること

- (ii) その入院が急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とした別表3に定める病院または診療所（以下、「病院」といいます。）への入院であること

- (iii) その入院日数が継続して20日に達すること

- (iv) つぎのすべてを満たす手術を受けたとき

- (i) 急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする手術であること

- (ii) その手術が急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とした病院における手術であること

- (iii) その手術が別表4に定める手術であること

- 2. 被保険者が転入院または再入院をした場合、つぎの各号のいずれにも該当するときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。

- (1) 転入院または再入院を証する書類があること

- (2) 最終の入院の退院日と、転入院または再入院の入院開始日との間の日数が30日以内であること

- (3) 最終の入院と、転入院または再入院の直接の原因が同一の急性心筋梗塞または脳卒中（これと医学上重要な関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。）であること

- 3. 被保険者が、急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院を開始したときに、その入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中と異なる急性心筋梗塞または脳卒中を併発していた場合またはその入院中に入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中と異なる急性心筋梗塞または脳卒中を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中により継続して入院したものとみなして本条の規定を適用します。

- 4. 被保険者が、急性心筋梗塞または脳卒中以外の原因による入院中に、急性心筋梗塞または脳卒中を併発し、その急性心筋梗塞または脳卒中について入院を要する治療を開始した場合には、その治療を開始した日からその治療を終了した日までの入院について、急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院とみなして本条の規定を適用します。

- 5. 被保険者が、この特約の責任開始期前の疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に第1項第2号に定める入院を開始または手術を受けた場合でも、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約の責任開始期以後の疾病を原因として第1項第2号に定める入院を開始または手術を受けたとみなして、本条の規定を適用します。

- (1) この特約の締結または復活の際、告知等により会社がその疾病について知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

- (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

（保険料の払込免除の請求）

第2条 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

- 2. 保険料の払込免除事由の生じた保険契約者は、会社に、請求書類（別表5）を提出して、保険料の払込免除を請求してください。

- 3. 保険料の払込を免除するために必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保

保険料の払込を免除しません。

4. 保険料の払込免除の請求に際しては、主約款の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

（特約の締結および責任開始期）

第3条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、第1条（保険料の払込免除）第1項第1号に定める保険料の払込免除については、会社は、ガン責任開始日からこの特約上の責任を負います。

（保険料率）

第4条 この特約が付加される場合、主契約および主契約に付加される会社の定める特約（以下、「主特約」といいます。）には、この特約が付加される場合の保険料率を適用します。

2. この特約の保険料（保険料からこの特約が付加されていない場合の保険料を差し引いた額をいいます。）のうち、払い込まれた保険料に対応する期間中の経過していない月数に応じた金額の取扱については、主約款および主特約の特約条項の保険料の払込に関する規定を準用します。

（特約の保険期間）

第5条 この特約の保険期間は、契約日からこの特約が付加されている主契約および主特約の保険料払込期間がすべて満了する時までとします。

（特約の失効）

第6条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

第7条 主契約の復活請求の際に別段の申出がない場合は、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の保険契約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（詐欺による取消）

第8条 この特約の締結または復活に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、この特約が付加されなかったものとして主契約および主特約の保険料を更正し、すでに払い込んだ保険料との差額は払い戻しません。

（ガン責任開始日前にガンと診断確定されたことによる無効）

第9条 被保険者がこの特約のガン責任開始日前にガンと診断確定されたために保険料の払込が免除されない場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から申出があったときは、この特約を無効とします。ただし、第11条（告知義務違反による解除）または第12条（重大事由による解除）の規定により、この特約が解除される場合を除きます。

2. 前項の規定によりこの特約が無効とされた場合には、この特約が付加されなかったものとして主契約および主特約の保険料を更正し、すでに払い込まれた保険料との差額を保険契約者に払い戻します。

（告知義務）

第10条 会社が、この特約の締結または復活の際、被保険者の健康状態、喫煙歴等に関して、保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第11条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、第16条（喫煙歴の誤りの処理）第1項に該当する場合を除きます。

2. 会社は、保険料の払込免除事由の生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、保険料の払込を免除しません。また、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものと

みなして取り扱います。

3. 前項の規定にかかわらず、保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、保険料の払込を免除します。

4. 主約款に定める告知義務違反による解除の通知の規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

5. 会社は、つぎのいずれかの場合には、本条によるこの特約の解除をすることができません。

(1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき

(2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が前条に規定する告知をすることを妨げたとき

(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、前条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき

(5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、保険料の払込免除事由が生じなかったとき

6. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

（重大事由による解除）

第12条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者または被保険者が保険料の払込を免除させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) 保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合

(イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(ニ) 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 会社は、保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた免除事由により免除すべき保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、前条第4項の規定を準用します。

（特約の解約）

第13条 保険契約者は、保険料の払込免除事由（主約款に定める保険料の払込免除事由を含みます。）の発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

2. この特約が解約された場合には、主契約および主特約の将来の保険料を改め、保険証券に裏書き、または保険証券を回収し特約の解約後の契約内容を記載した新たな保険証券を発行します。

(特約の消滅)

第14条 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

(払戻金)

第15条 この特約に対する払戻金はありません。

(喫煙歴の誤りの処理)

第16条 この特約において、告知書に記載された被保険者の喫煙歴に誤りがあった場合の取扱については、主約款の喫煙歴の誤りの処理の規定を準用します。

2. 前項の場合、この喫煙歴の誤りについては、第11条（告知義務違反による解除）第1項の規定を適用しません。

(契約者配当金)

第17条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

第18条 保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

(管轄裁判所)

第19条 この特約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第20条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主特約の取扱)

第21条 主特約の特約条項における特約保険料の払込免除に関する規定中、「主約款」とあるのを「主約款および三大疾病保険料払込免除特約(16)の特約条項」と読み替えます。

別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

1. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾 病 名	疾 病 の 定 義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く。）
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾 病 名	分 類 項 目	基本分類コード
1. 悪性新生物	(1) 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
	(2) 消化器の悪性新生物	C15－C26
	(3) 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
	(4) 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
	(5) 皮膚の悪性黒色腫	C43
	(6) 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
	(7) 乳房の悪性新生物	C50
	(8) 女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
	(9) 男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
	(10) 腎尿路の悪性新生物	C64－C68
	(11) 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
	(12) 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
	(13) 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
	(14) リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
	(15) 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	(16) 性状不詳または不明の新生物（D37－D48）中の	
2. 急性心筋梗塞	・ 真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	・ 骨髄異形成症候群	D46
	・ リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
3. 脳卒中	・ 慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・ 本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	虚血性心疾患（I20－I25）中の	
	(1) 急性心筋梗塞	I21
	(2) 再発性心筋梗塞	I22
	脳血管疾患（I60－I69）中の	
	(1) くも膜下出血	I60
	(2) 脳内出血	I61
	(3) 脳梗塞	I63

2. 上記1において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。
 なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表2 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。
 1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 対象となる手術

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～4を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類
1.	開頭術（頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいい、穿頭器等により頭蓋を穿孔する手術を含みます。）
2.	開胸術（胸腔を開く手術であって、胸腔鏡下に行なわれる手術を含みます。）
3.	ファイバースコープ手術
4.	血管・バスケットカテーテル手術

別表5 請求書類

項目	請求書類
1 保険料の払込免除の請求 ＜第2条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (4) 保険証券

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限りです。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類が会社に到着した日とみなします。

リビング・ニーズ特約条項〈目次〉

○この特約の趣旨

- 第1条 特約保険金の支払
第2条 特約保険金の支払に関する補則
第3条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所
第4条 特約の締結および責任開始期
第5条 特約の保険料の払込
第6条 未払込保険料の差引
第7条 特約の失効
第8条 特約の復活
第9条 告知義務違反による解除
第10条 重大事由による解除
第11条 特約の解約
第12条 特約の消滅
第13条 払戻金
第14条 保険契約者以外の者による解約の通知があった場合の取扱
第15条 特約の復帰
第16条 契約者配当金の分配
第17条 管轄裁判所
第18条 特約を中途付加する場合の取扱
第19条 主約款の規定の準用
第20条 他の特約とあわせて主契約に付加した場合の取扱
第21条 主契約が定期保険または5年ごと利差配当付定期保険の場合の取扱
第22条 主契約が特定疾病保障定期保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の場合の取扱
第23条 主契約が特定疾病保障終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の場合の取扱
第24条 主契約が個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱
第25条 主契約が5年ごと利差配当付優良体定期保険の場合の取扱
第26条 主契約が5年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計定期保険の場合の取扱
第27条 主契約が無配当定期保険の場合の取扱
第28条 1年定期保険買増特約とあわせて主契約に付加した場合の取扱
第29条 主契約の契約者配当金の分配の方法が増加生存保険を買い増しする方法の場合の取扱
第30条 主契約の契約者配当金の分配の方法が増加終身保険を買い増しする方法の場合の取扱
第31条 主契約が主約款の特別条件に関する規定または特別条件付保険の特約条項により保険金削減法が適用されている場合の取扱
第32条 この特約が付加された主契約に年金支払移行特約等が付加された場合の取扱
第33条 主契約が無配当初期低解約返戻金型通増定期保険または無配当通増定期保険の場合の取扱
第34条 (記載省略※)
第35条 主契約が無配当無解約返戻金型家族収入保障保険の場合の取扱
第36条 主契約が通貨選択型一時払終身保険の場合の取扱
第37条 主契約が無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)を付加した無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16)の場合の取扱
第38条 主契約が無配当外貨建終身保険(積立利率変動型)の場合の取扱
第39条 主契約が無配当外貨建特別終身保険(積立利率変動型)の場合の取扱
第40条 積立金区分特約とあわせて主契約に付加した場合の取扱
第41条 主契約が変額保険I型(有期型)の場合の取扱
別表1 請求書類

※契約日等により適用されることのない条文であることから記載を省略しています。

リビング・ニーズ特約条項

この特約の趣旨

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、死亡保険金の全部または一部を被保険者に支払うことを主な内容とするものです。

(特約保険金の支払)

第1条 この特約において支払う保険金はつぎのとおりです。

名称	受取人	特約保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者（特約保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。）	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 保険契約者または被保険者の故意 (3) 戦争その他の変乱

2. 前項の規定にかかわらず、第3条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第1項に定める特約保険金の請求日

が主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険期間の満了前1年以内であるときは、会社は特約保険金を支払

いません。

3. 第1項の規定にかかわらず、請求書類（別表1）が会社の本社に到着しない場合には、会社は特約保険金を支払いません。

4. 第1項の特約保険金の保険金額は、会社の定める取扱範囲内で、主契約の死亡保険金額のうち、被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）とします。

（特約保険金の支払に関する補則）

第2条 特約保険金の支払に際しては、指定保険金額から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から6か月の指定保険金額に対応する利息および保険料を差し引くものとします。

2. 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、特約保険金の請求日から消滅したものとみなします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅したものとみなします。ただし、特約の払戻金の規定にかかわらず、払戻金の払戻はありません。

3. 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、指定保険金額分は特約保険金の請求日から減額されたものとみなします。この場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の払戻金の規定にかかわらず、払戻金の払戻はありません。

4. 特約保険金の請求前にすでに主契約の保険金を支払っていた場合または支払うこととした場合には、特約保険金は主契約の保険金と重複しては支払いません。

5. 特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

6. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、特約保険金の受取人は保険契約者となります。この場合、特約保険金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

7. 特約保険金を支払うときに主約款の保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する現金貸付に関する規定による貸付金があるときは、会社は特約保険金からそれらの元利金を差し引きます。

8. 主約款および主契約に付加されている特約の特約条項に保険料のうち払い込まれた保険料に対応する期間中の経過していない月数に応じた金額（以下、「未経過保険料」といいます。）の規定がある場合で、主契約の保険料の払込方法（回数）が年払契約のときは、主約款および主契約に付加されている特約の特約条項の適用に際し、特約保険金の請求日から6か月を経過した日を基準として、指定保険金額分に対応した未経過保険料を計算します。また、主契約の保険料の払込方法（回数）が半年払契約のときは、主約款および主契約に付加されている特約の特約条項の規定にかかわらず、指定保険金額分に対応した未経過保険料はありません。

（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

第3条 被保険者は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第4項に定める特約保険金の保険金額の指定を含みます。）する場合には、会社に、請求書類（別表1）を提出してください。なお、その請求書類が会社の本社に到着した日を特約保険金の請求日とします。

2. 特約保険金を支払うために必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

3. 特約保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、主

約款の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

（特約の締結および責任開始期）

第4条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

（特約の保険料の払込）

第5条 この特約は保険料の払込を要しません。

（未払込保険料の差引）

第6条 特約保険金を支払うときに未払込保険料（主契約および主契約に付加されている特約の払込保険料の合計額をいいます。以下、本条において同じ。）があるときは、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

（特約の失効）

第7条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

第8条 主契約の復活請求の際に別段の申出がない場合は、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の契約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（告知義務違反による解除）

第9条 この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除します。

2. 前項の場合、主契約に定めるほか、会社は、被保険者がこの特約による特約保険金の支払事由に該当した後も、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定を準用します。

（重大事由による解除）

第10条 この特約に関する重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

（特約の解約）

第11条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

2. この特約が解約された場合には、保険証券に裏書きし、または保険証券を回収し特約の解約後の契約内容を記載した新たな保険証券を発行（以下、「保険証券の再発行」といいます。）します。

（特約の消滅）

第12条 つぎの各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）に規定する特約保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
- (3) 主契約が延長保険に変更されたとき

2. 前項第1号の規定によってこの特約が消滅した場合には、保険証券に裏書きし、または保険証券を回収し特約の消滅後の契約内容を記載した保険証券の再発行をします。

（払戻金）

第13条 この特約に対する払戻金はありません。

（保険契約者以外の者による解約の通知があった場合の取扱）

第14条 保険契約者以外の者で主契約または他の特約の解約をすることができる者による解約の通知があった場合、当該解約の効力が生じまたは効力が生じなくなるまでの特約保険金の支払については、主約款または他の特約の特約条項の規定を準用します。

（特約の復帰）

第15条 延長保険に変更された主契約について、原契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、この特約についても同時に復帰の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(契約者配当金の分配)

第16条 会社は、第1条（特約保険金の支払）に定める特約保険金が支払われる場合、指定保険金額分に対しては、主約款に定める契約者配当金の分配の規定にかかわらず、特約保険金の請求日の直前の事業年度末に計算した契約者配当金のうち、特約保険金の請求日の6か月後に被保険者が死亡したことにより死亡保険金を支払ったとみなして計算した指定保険金額に対応する金額を、特約保険金とともに特約保険金の受取人に現金で支払います。ただし、主契約が定期保険および特定疾病保障定期保険の場合を除きます。

(管轄裁判所)

第17条 この特約における保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約を中途付加する場合の取扱)

第18条 この特約は、第4条（特約の締結および責任開始期）に定めるほか、主契約の締結後、保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。この場合、この特約を締結することを中途付加といいます。

2. 会社は、この特約の中途付加を承諾した時から責任を負います。

3. 本条の規定によりこの特約を中途付加した場合には、新たな保険証券を発行せず、保険証券に裏書きし、または保険証券を回収し特約の中途付加後のつぎの各号に定める事項を記載した保険証券の再発行をします。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 特約保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 中途付加日
- (6) 保険証券を再発行した年月日

(主約款の規定の準用)

第19条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(他の特約とあわせて主契約に付加した場合の取扱)

第20条 この特約をつぎの特約（以下、「保険期間が定期である対象特約」および「保険期間が終身である対象特約」といいます。）とあわせて主契約に付加した場合には、各号の規定により取り扱います。

保険期間が定期である 対象特約	保険期間が終身である 対象特約
・定期保険特約 ・生存給付金付定期保険特約 ・養老保険特約 ・年金払定期保険特約 ・5年ごと利差配当付優良体定期保険特約 ・5年ごと利差配当付優良体年金払定期保険特約 ・5年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計定期保険特約 ・5年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計年金払定期保険特約 ・5年ごと利差配当付定期保険特約 ・5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約 ・5年ごと利差配当付養老保険特約 ・5年ごと利差配当付年金払定期保険特約 ・無配当無解約返戻金型定期保険特約 ・無配当無解約返戻金型家族収入保障特約	・終身保険特約 ・5年ごと利差配当付終身保険特約

(1) 第1条（特約保険金の支払）の適用に際しては、つぎの(イ)、(ロ)および(ハ)の規定により取り扱います。

- (イ) 第1項中「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険期間の満了前1年以内」とあるのを「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加された保険期間が定期である対象特約の保険期間の満了前1年以内（ただし、特約が更新される場合または他の特約へ自動変更される場合を除きます。）」と読み替えます。
- (ロ) 第4項に定める死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に保険期間が定期である対象特約および保険期間が終身である対象特約の死亡保険金額を合算した金額とします。ただし、つぎの特約（以下、「死亡保険金額が年金額または月払給付金額で設定されている対象特約」といいます。）については、特約保険金の請求日の翌日から起算して6か月間の満了する日における換算死亡保険金額とします。

死亡保険金額が年金額または月払給付金額で 設定されている対象特約
・年金払定期保険特約 ・5年ごと利差配当付優良体年金払定期保険特約 ・5年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計年金払定期保険特約 ・5年ごと利差配当付年金払定期保険特約 ・無配当無解約返戻金型家族収入保障特約

(ハ) 第4項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における主契約、保険期間が定期である対象特約および保険期間が終身である対象特約の死亡保険金額（死亡保険金額が年金額または月払給付金額で設定されている対象特約については、特約保険金の請求日の翌日から起算して6か月間の満了する日における換算死亡保険金額とします。）の割合に応じて、それぞれの死亡保険金額から指定されたものとします。

(2) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）および第16条（契約者配当金の分配）の規定は、本条の場合に準用します。

2. 死亡保険金額が年金額または月払給付金額で設定されている対象特約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、特約年金額および特約月払給付金額は、指定保険金額の前項第1号(ロ)に定める死亡保険金額に対する割合で減額されたものとみなします。
(主契約が定期保険または5年ごと利差配当付定期保険の場合の取扱)

第21条 主契約が定期保険または5年ごと利差配当付定期保険の場合には、第1条（特約保険金の支払）第2項の適用に際しては、「保険期間の満了前1年以内」とあるのを「保険期間の満了（主約款に定める保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。）前1年以内」と読み替えます。

(主契約が特定疾病保障定期保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の場合の取扱)

第22条 主契約が特定疾病保障定期保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第2項の適用に際しては、「保険期間の満了前1年以内」とあるのを「保険期間の満了（主約款に定める保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。）前1年以内」と読み替えます。
- (2) 主約款に定める特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

(主契約が特定疾病保障終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の場合の取扱)

第23条 主契約が特定疾病保障終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の場合、主契約に定める特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたときには、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

(主契約が個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱)

第24条 この特約を個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、つぎの各号に規定する特約のうち1または2以上の特約とあわせて付加することを要します。

- (1) 個人年金保険に付加する場合
 - ・定期保険特約
 - ・生存給付金付定期保険特約
- (2) 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合
 - ・定期保険特約
 - ・生存給付金付定期保険特約
 - ・5年ごと利差配当付優良体定期保険特約
 - ・5年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計定期保険特約
 - ・5年ごと利差配当付定期保険特約
 - ・5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約

2. 前項の規定により、この特約を個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 第2条(特約保険金の支払に関する補則)第6項の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)および満期保険金受取人(主契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。)」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人(死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。)」および年金受取人(年金の一部の受取人である場合を含みます。)」と読み替えます。
- (2) この特約は、第12条(特約の消滅)第1項に定めるほか、つぎの(イ)、(ロ)または(ハ)のいずれかの事由が生じた場合には、その事由が生じた時に消滅します。
 - (イ) 主契約が払済年金保険に変更されたとき
 - (ロ) 第1項で規定された特約のすべてが解約その他の事由により消滅したとき
 - (ハ) 年金支払開始日が到来したとき

(主契約が5年ごと利差配当付優良体定期保険の場合の取扱)

第25条 主契約が5年ごと利差配当付優良体定期保険の場合には、第1条(特約保険金の支払)第2項の適用に際しては、「保険期間の満了前1年以内」とあるのを「保険期間の満了(主約款に定める5年ごと利差配当付定期保険への自動変更の規定により自動変更される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えます。

(主契約が5年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計定期保険の場合の取扱)

第26条 主契約が5年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計定期保険の場合には、第1条(特約保険金の支払)第2項の適用に際しては、「保険期間の満了前1年以内」とあるのを「保険期間の満了(主約款に定める保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えます。

(主契約が無配当定期保険の場合の取扱)

第27条 主契約が無配当定期保険の場合には、第1条(特約保険金の支払)第2項の適用に際しては、「保険期間の満了前1年以内」とあるのを「保険期間の満了(主約款に定める保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えます。

(1年定期保険買増特約とあわせて主契約に付加した場合の取扱)

第28条 この特約を1年定期保険買増特約とあわせて主契約に付加した場合、第2条(特約保険金の支払に関する補則)第2項の規定により主契約が消滅したときには、1年定期保険買増特約の払戻金を特約保険金とともに特約保険金の受取人に払い戻します。

(主契約の契約者配当金の分配の方法が増加生存保険を買い増しする方法の場合の取扱)

第29条 主契約の契約者配当金の分配の方法が増加生存保険を買い増しする方法の場合、第2条(特約保険金の支払に関する補則)第2項の規定により主契約が消滅したときには、主約款の規定により買い増した増加生存保険は、特約保険金の請求日から消滅したものとみなします。

(主契約の契約者配当金の分配の方法が増加終身保険を買い増しする方法の場合の取扱)

第30条 主契約の契約者配当金の分配の方法が増加終身保険を買い増しする方法の場合、第2条(特約保険金の支払に関する補則)第2項の規定により主契約が消滅したときには、主約款の規定により買い増した増加終身保険の保険金額から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から6か月間の増加終身保険の保険金額に対応する利息を差し引いた金額を特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。

(主契約が主約款の特別条件に関する規定または特別条件付保険の特約条項により保険金削減法が適用されている場合の取扱)

第31条 この特約が付加された主契約に主約款の特別条件に関する規定または特別条件付保険の特約条項により保険金削減法が適用されている場合で、その削減期間中に特約保険金の請求があったときには、第2条(特約保険金の支払に関する補則)第1項の適用に際しては、「指定保険金額」とあるのを「指定保険金額に特約保険金の請求日における主約款の特別条件に関する規定または特別条件付保険の特約条項に定める所定の割合を乗じた金額」と、「指定保険金額に対応する利息および保険料」とあるのを「指定保険金額に特約保険金の請求日における主約款の特別条件に関する規定または特別条件付保険の特約条項に定める所定の割合を乗じた金額に対応する利息および指定保険金額に対応する保険料」と、それぞれ読み替えます。

(この特約が付加された主契約に年金支払移行特約等が付加された場合の取扱)

第32条 この特約が付加された主契約につきの特約(以下、「移行特約等」といいます。)が付加されたときは、各号の規定により取り扱います。

- ・年金支払移行特約
 - ・介護保障移行特約
 - ・5年ごと利差配当付年金支払移行特約
 - ・5年ごと利差配当付介護保障移行特約
 - ・無配当年金支払移行特約
- (1) 主契約の全部を年金支払または介護保障に移行する場合 この特約は移行特約等の締結日の前日に消滅します。
 - (2) 主契約の一部を年金支払または介護保障に移行する場合
 - (イ) 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
 - (ロ) 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

(主契約が無配当初低解約返戻金型増定期保険または無配当増定期保険の場合の取扱)

第33条 主契約が無配当初低解約返戻金型増定期保険または無配当増定期保険の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 第1条(特約保険金の支払)第4項、第2条(特約保険金の支払に関する補則)第2項および第3項に定める主契約の死亡保険金額は、特約保険金の請求日における主契約の保険金額とします。
- (2) 第2条第3項の規定により主契約の保険金額が減額される場合には、主契約の基本保険金額が、特約保険金の請求日における主契約の保険金額に対する指定保険金額の割合と同じ割合で減額されたものとして取り扱います。ただし、主契約が主約款の規定により払済終身保険に変更された場合を除きます。

(3) 主契約が主約款の規定により払済終身保険に変更されたときに、払済終身保険の保険金額が変更時の保険契約の保険金額（変更の請求時期にかかわらず、払い込まれた最終の保険料の属する保険年度の保険金額とし、主約款の規定による貸付金がある場合には、その元利金を差し引いた額）を上回ることにより保険契約者に払い戻した金額がある場合、つぎの(イ)または(ロ)に該当していたことが判明したときは、特約保険金が支払われる場合に該当したときに、会社は、支払うべき金額から、その保険契約者に払い戻した金額を差し引きます。

(イ) 被保険者が主約款に規定する危険状態に該当していること

(ロ) 被保険者が余命6か月以内と判断されていること

第34条 (記載省略)

(主契約が無配当無解約返戻金型家族収入保障保険の場合の取扱)

第35条 主契約が無配当無解約返戻金型家族収入保障保険の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第4項ならびに第2条（特約保険金の支払に関する補則）第2項および第3項に定める主契約の死亡保険金額は、特約保険金の請求日の翌日から起算して6か月間の満了する日における主契約の換算死亡保険金額とします。
- (2) 主契約の換算死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の月払給付金額は、指定保険金額の前号に定める換算死亡保険金額に対する割合で減額されたものとみなします。
- (3) 第2条の適用に際しては、第4項中「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回目払給付金」と、第5項中「主約款に定める保険金」とあるのを「主約款に定める第1回目払給付金」と、第6項中「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのを「主契約の死亡月払給付金受取人（死亡月払給付金の一部の受取人である場合を含みます。）」と、それぞれ読み替えます。

(主契約が通貨選択型一時払終身保険の場合の取扱)

第36条 主契約が通貨選択型一時払終身保険の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第4項をつぎのとおり読み替えます。
 4. 第1項の特約保険金の保険金額は、つぎのいずれか大きい額とします。
 - (1) 主契約の基本保険金額のうち、会社の定める取扱範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対する利息を差し引いた額
 - (2) 特約保険金の請求日の解約返戻金額（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、その指定保険金額に対応する解約返戻金額）
 - (2) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項の規定は、適用しません。
 - (3) 第2条第2項および第3項の適用に際しては、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」と読み替えます。
 - (4) 第3条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第1項の適用に際しては、「その請求書類が会社の本社に到着した日」とあるのを「その請求書類を会社の本社が受付した日」と読み替えます。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約が特定疾病保障特則(24)を適用した通貨選択型一時払終身保険の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。
- (1) 第1条（特約保険金の支払）第4項をつぎのとおり読み替えます。
 4. 第1項の特約保険金の保険金額は、つぎのいずれか大きい額とします。
 - (1) 主契約の基本保険金額（ただし、特約保険金の請求

前にすでに主契約の特定疾病保険金を支払っていた場合は、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた額とします。以下、本項において同じ。）のうち、会社の定める取扱範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対する利息を差し引いた額

(2) 特約保険金の請求日の解約返戻金額（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、その指定保険金額に対応する解約返戻金額）

(2) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項の規定は、適用しません。

(3) 第2条第2項および第3項の適用に際しては、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額（ただし、特約保険金の請求前にすでに主契約の特定疾病保険金を支払っていた場合は、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた額とします。）」と読み替えます。

(4) 第3条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第1項の適用に際しては、「その請求書類が会社の本社に到着した日」とあるのを「その請求書類を会社の本社が受付した日」と読み替えます。

(主契約が無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)を付加した無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16)の場合の取扱)

第37条 この特約を無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16)に付加する場合には、無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)とあわせて付加することを要します。

2. 前項の規定により、この特約を無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16)に付加した場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第4項の適用に際しては、「主契約の死亡保険金額」とあるのを「無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の特約保険金額」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第2項から第6項までをつぎのとおり読み替えます。

2. 無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の特約保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)は、特約保険金の請求日から消滅したものとみなします。この場合、無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の特約条項の払戻金の規定にかかわらず、払戻金の払戻はありません。

3. 無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の特約保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、指定保険金額分は特約保険金の請求日から減額されたものとみなします。この場合、無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の特約条項の払戻金の規定にかかわらず、払戻金の払戻はありません。

4. 特約保険金の請求前にすでに無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の保険金を支払っていた場合または支払うこととした場合には、特約保険金は無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の保険金と重複しては支払いません。

5. 特約保険金を支払う前に、無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の特約条項に定める保険金の請求を受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

6. 保険契約者が法人で、かつ、無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、特約保険金の受取人は保険契約者となります。この場合、特約保険金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

(3) 第3条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

第3項、第9条（告知義務違反による解除）および第10条（重大事由による解除）の適用に際しては、「主約款」とあるのを「無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の特約条項」と読み替えます。

- (4) 第12条（特約の消滅）第2号の適用に際しては、「主約款」とあるのを「主契約または無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)」と読み替えます。

（主契約が無配当外貨建終身保険（積立利率変動型）の場合の取扱）

第38条 主契約が無配当外貨建終身保険（積立利率変動型）の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第4項をつぎのとおり読み替えます。ただし、主契約が主約款の規定により払済定額終身保険に変更された場合を除きます。

4. 第1項の特約保険金の保険金額は、つぎのとおりとします。

- (1) 特約保険金の請求日の積立金額が基本保険金額未満の場合は、つぎのいずれか大きい額とします。

(イ) 主契約の基本保険金額のうち、会社の定める取扱範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料を差し引いた額

(ロ) 特約保険金の請求日の解約返戻金額（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、その指定保険金額に対応する解約返戻金額）

(2) 特約保険金の請求日の積立金額が基本保険金額以上の場合は、特約保険金の請求日の積立金額の1.01倍相当額（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、その指定保険金額に対応する積立金額の1.01倍相当額）とします。

- (2) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項の規定は、適用しません。ただし、主契約が主約款の規定により払済定額終身保険に変更された場合を除きます。

- (3) 第2条第2項および第3項の適用に際しては、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」と読み替えます。ただし、主契約が主約款の規定により払済定額終身保険に変更された場合を除きます。

- (4) 主契約が主約款の規定により払済定額終身保険に変更されたときに、払済定額終身保険の保険金額が変更時の保険契約の保険金額（主約款の規定による貸付金がある場合には、その元利金を差し引いた額）を上回ることにより保険契約者に払い戻した金額がある場合、つぎの(イ)または(ロ)に該当していたことが判明したときは、特約保険金が支払われる場合に該当したときに、会社は、支払うべき金額から、その保険契約者に払い戻した金額を差し引きます。

(イ) 被保険者が主約款に規定する危篤状態に該当していること

(ロ) 被保険者が余命6か月以内と判断されていること

（主契約が無配当外貨建特別終身保険（積立利率変動型）の場合の取扱）

第39条 主契約が無配当外貨建特別終身保険（積立利率変動型）の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）の規定にかかわらず、第3条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第1項に定める特約保険金の請求日が主契約の第1保険期間中であるときは、会社は特約保険金を支払いません。

- (2) 第1条（特約保険金の支払）第4項をつぎのとおり読み替えます。ただし、主契約が主約款の規定により払済特別終身保険または払済定額終身保険に変更された場合を除きます。

4. 第1項の特約保険金の保険金額は、つぎのとおりとします。

- (1) 特約保険金の請求日の積立金額が基本保険金額未満の場合は、つぎのいずれか大きい額とします。

(イ) 主契約の基本保険金額のうち、会社の定める取扱範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料を差し引いた額

(ロ) 特約保険金の請求日の解約返戻金額（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、その指定保険金額に対応する解約返戻金額）

(2) 特約保険金の請求日の積立金額が基本保険金額以上の場合は、特約保険金の請求日の積立金額の1.01倍相当額（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、その指定保険金額に対応する積立金額の1.01倍相当額）とします。

- (3) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項の規定は、適用しません。ただし、主契約が主約款の規定により払済特別終身保険または払済定額終身保険に変更された場合を除きます。

- (4) 第2条第2項および第3項の適用に際しては、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」と読み替えます。ただし、主契約が主約款の規定により払済特別終身保険または払済定額終身保険に変更された場合を除きます。

- (5) 主契約が主約款の規定により払済特別終身保険または払済定額終身保険に変更されたときに、払済特別終身保険の第2保険期間中における死亡保険金の額または払済定額終身保険の死亡保険金額が変更時の保険契約の死亡保険金の額を上回ることにより保険契約者に払い戻した金額がある場合、つぎの(イ)または(ロ)に該当していたことが判明したときは、特約保険金が支払われる場合に該当したときに、会社は、支払うべき金額から、その保険契約者に払い戻した金額を差し引きます。

(イ) 被保険者が主約款に規定する危篤状態に該当していること

(ロ) 被保険者が余命6か月以内と判断されていること

（積立金区分特約とあわせて主契約に付加した場合の取扱）

第40条 この特約を積立金区分特約とあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第4項をつぎのとおり読み替えます。

4. 第1項の特約保険金の保険金額は、つぎの各号の合計額とします。

- (1) つぎのいずれか大きい額

(イ) 主契約の基本保険金額のうち、会社の定める取扱範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対する利息を差し引いた額

(ロ) 特約保険金の請求日の基本積立金に対応する部分の解約返戻金額（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、その指定保険金額に対応する解約返戻金額）

(2) 特約保険金の請求日における積立金区分特約の特約積立金額に、主契約の基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた額（特約保険金の請求日において、積立金区分特約条項の規定により、主契約が消滅したもの（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、基本保険金額のうち指定保険金額と同額の部分が減額されたものとします。）として計算される年未満の積増金額がある場合は、その金額を加算します。）

- (2) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項の規定は、適用しません。

- (3) 第2条第2項の適用に際しては、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」と読み替えます。

- (4) 第2条第3項の適用に際しては、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」と、「指定保険金額分」とあるの

を「基本保険金額のうち指定保険金額と同額の部分および積立金区分特約の特約積立金額のうち第1条（特約保険金の支払）第4項第2号の規定により計算される金額（加算される年未満の積増金額は除きます。）と同額の部分」と読み替えます。

- (5) 第3条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第1項の適用に際しては、「その請求書類が会社の本社に到着した日」とあるのを「その請求書類を会社の本社が受付した日」と読み替えます。

2. 前項および第36条（主契約が通貨選択型一時払終身保険の場合の取扱）の規定にかかわらず、この特約を積立金区分特約とあわせて特定疾病保障特則(24)を適用した通貨選択型一時払終身保険に付加した場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第4項をつぎのとおり読み替えます。

4. 第1項の特約保険金の保険金額は、つぎの各号の合計額とします。

- (1) つぎのいずれか大きい額

(イ) 主契約の基本保険金額（ただし、特約保険金の請求前にすでに主契約の特定疾病保険金を支払っていた場合は、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた額とします。以下、本項において同じ。）のうち、会社の定める取扱範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対する利息を差し引いた額

(ロ) 特約保険金の請求日の基本積立金に対応する部分の解約返戻金額（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、その指定保険金額に対応する解約返戻金額）

(2) 特約保険金の請求日における積立金区分特約の特約積立金額に、主契約の基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた額（特約保険金の請求日において、積立金区分特約条項の規定により、主契約が消滅したもの（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、基本保険金額のうち指定保険金額と同額の部分が減額されたものとします。）として計算される年未満の積増金額がある場合は、その金額を加算します。）

- (2) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項の規定は、適用しません。

- (3) 第2条第2項の適用に際しては、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額（ただし、特約保険金の請求前にすでに主契約の特定疾病保険金を支払っていた場合は、基本

保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた額とします。）」と読み替えます。

- (4) 第2条第3項の適用に際しては、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額（ただし、特約保険金の請求前にすでに主契約の特定疾病保険金を支払っていた場合は、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた額とします。）」と、「指定保険金額分」とあるのを「基本保険金額のうち指定保険金額と同額の部分および積立金区分特約の特約積立金額のうち第1条（特約保険金の支払）第4項第2号の規定により計算される金額（加算される年未満の積増金額は除きます。）と同額の部分」と読み替えます。

- (5) 第3条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第1項の適用に際しては、「その請求書類が会社の本社に到着した日」とあるのを「その請求書類を会社の本社が受付した日」と読み替えます。

（主契約が変額保険Ⅰ型（有期型）の場合の取扱）

第41条 主契約が変額保険Ⅰ型（有期型）の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第4項の適用に際しては、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」と読み替えます。

(2) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項の規定による特約保険金の支払に際し、特約保険金の請求日における主契約の積立金の合計額が主契約の基本保険金額を上回る場合は、当該主契約の積立金の合計額から主契約の基本保険金額を差し引いた金額に、主契約の基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額も支払います。

- (3) 第2条第2項および第3項の適用に際しては、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」と読み替えます。

- (4) 第12条（特約の消滅）第1項第3号の適用に際しては、「延長保険」とあるのを「払済定額終身保険または災害保障付一時払終身保険」と読み替えます。

- (5) 第31条（主契約が主約款の特別条件に関する規定または特別条件付保険の特約条項により保険金削減法が適用されている場合の取扱）の適用に際しては、第2号をつぎのとおり読み替えます。

(2) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項の規定による特約保険金の支払に際し、特約保険金の請求日における主契約の積立金の合計額が、特約保険金の請求日における主約款の特別条件に関する規定または特別条件付保険の特約条項に定める所定の割合（以下、「削減割合」といいます。）を乗じた指定保険金額を上回る場合は、当該主契約の積立金の合計額から削減割合を乗じた指定保険金額を差し引いた金額に、主契約の基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額も支払います。

別表1 請求書類

項 目		請 求 書 類
1	特約保険金の請求 ＜第1条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
2	特約保険金の指定代理請求 ＜第34条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 保険証券
3	指定代理請求人の指定または変更 ＜第34条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限りません。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類が会社（会社の本社を含みます。）に到着した日および請求書類を会社が受付した日とみなします。

指定代理請求特約条項〈目次〉

○この特約の趣旨

- 第1条** 特約の締結
第2条 特約の対象となる保険金等
第3条 指定代理請求人の指定、変更指定または撤回
第4条 指定代理請求人による保険金等の請求
第5条 被保険者が死亡した場合の保険金等の請求
第6条 告知義務違反による解除等の通知
第7条 特約の解約
第8条 主約款等の代理請求に関する規定の不適用
第9条 主約款の規定の準用
- 第10条** 年金特約、高度障害年金特約、収入保障特約、年金払定期保険特約、5年ごと利差配当付年金特約、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、5年ごと利差配当付優良体年金払定期保険特約、5年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計年金払定期保険特約および無配当年金特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の取扱
- 第11条** 主契約が学資保障保険、こども保険または5年ごと利差配当付こども保険の場合の取扱
- 第12条** 無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)による三大疾病継続年金を特約の対象となる保険金等とする場合の取扱
- 別表1 請求書類

指定代理請求特約条項

この特約の趣旨

この特約は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することを可能とするためのものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下、同じ。）の申出により、主契約に付加して締結します。

(特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金等（以下、「保険金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約の給付（主契約の高度障害保険金等の給付が支払われるときにその給付の受取人に支払われる金銭を含みます。以下同じ。）のうち、つぎに定めるものとします。

- (1) 被保険者が受け取ることとなる給付（被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付、および被保険者が受取人に指定されている給付を含みます。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

(指定代理請求人の指定、変更指定または撤回)

第3条 この特約を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、つぎの各号の範囲内で、1人の者を指定代理請求人にあらかじめ指定してください。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (3) 被保険者の直系血族
2. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、変更指定後の指定代理請求人は、前項に規定する者の範囲内であることを要します。
3. 保険契約者が前2項の指定、変更指定または指定の撤回をするときは、請求書類（別表1）を提出してください。
4. 第2項の変更指定および指定の撤回は、保険証券に裏書を受け、または保険証券を回収し変更指定後もしくは撤回後の契約内容を記載した保険証券の再発行を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
5. 保険契約者が法人に変更された場合またはすべての保険金等について受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者とし

す。以下同じ。）が被保険者以外の者に変更された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとします。

(指定代理請求人による保険金等の請求)

第4条 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎのいずれかの事情があるとき（ただし、その事情があると会社が認めたときに限ります。）は、指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

- (1) 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと
- (2) 傷病名の告知を受けていないこと
- (3) その他前2号に準じた状態であること

2. 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において前条第1項各号のいずれかに該当することを要します。

3. 前2項により、指定代理請求人が保険金等を請求するときは、請求書類（別表1）および第1項の事情を示す書類を提出してください。

4. 前3項により、保険金等が指定代理請求人に支払われた場合には、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5. 第1項にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除の事由を含みます。以下同じ。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項第1号もしくは第3号に定める状態（ただし、第3号については、第1号に準じた状態に限り。）に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

6. 保険金等を支払うために必要な事項の確認に際し、指定代理請求人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません（保険料の払込みを免除しないことを含みます。）。

(被保険者が死亡した場合の保険金等の請求)

第5条 被保険者が死亡した後も、指定代理請求人は、被保険者の法定相続人である場合に限り、引き続き保険金等の受取人の代理人として保険金等（被保険者の相続財産となるものに限り）を請求することができます。以下、本条において同じ。）を請求することができます。

2. 前項により保険金等が指定代理請求人に支払われた場合には、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

3. 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受け

ることができません。

(告知義務違反による解除等の通知)

第6条 主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、保険契約者の住所不明等により保険契約者に通知できないときは、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または主契約に付加されている特約に定める通知先のほか、指定代理請求人にも通知することがあります。

(特約の解約)

第7条 この特約のみの解約は取り扱いません。

(主約款等の代理請求に関する規定の不適用)

第8条 この特約を付加した場合には、主約款または主契約に付加されている特約の特約条項中、所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定は適用しません。

(主約款の規定の準用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(年金特約、高度障害年金特約、収入保障特約、年金払定期保険特約、5年ごと利差配当付年金特約、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、5年ごと利差配当付優良体年金払定期保険特約、5年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計年金払定期保険特約および無配当年金特約による年金を特約の対象とする保険金等とする場合の取扱)

第10条 年金特約、高度障害年金特約、収入保障特約、年金払定期保険特約、5年ごと利差配当付年金特約、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、5年ごと利差配当付優良体年金払定期保険特約、5年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計年金払定期保険特約および無配当年金特約（以下、本条において「年金特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、年金特約等による年金の第1回の支払事由に該当した日（年金特約、5年ごと利差配当付年金特約および無配当年金特約については年金基金の設定日。以下、同じ。）以後、その年金の受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、主契約の被保険者と同一人である場合、年金特約等による年金をこの特約の対象となる保険金等とし、この特約を付加することができます。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、すでに主契約にこの特約が付加されている場合で主契約の被保険者と年金受取人が同一人であるときは、年金特約等による年金の第1回の支払事由に該当した日に、年金特約等による年金をこの特約の対象となる保険金等としたこの特約が、自動的に付加されるものとします。
 - (3) 前号の場合、第3条（指定代理請求人の指定、変更指定または撤回）第1項および第3項の規定にかかわらず、年金特約等による年金の第1回の支払事由に該当した日において指定されていた指定代理請求人が、この特約における指定代理請求人に指定されたものとします。
2. 前項の規定により年金特約等による年金をこの特約の対象となる保険金等として付加されたこの特約については、つぎの各号の規定により取り扱います。
- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

第2条 この特約の対象となる保険金等（以下、「保険金等」といいます。）は、年金特約、高度障害年金特約、収入保障特約、年金払定期保険特約、5年ごと利差配当付年金特約、5年ごと利差配当付優良体年金払定期保険特約、5年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計年金払定期保険特約および無配当年金特約（以下、「年金特約等」といいます。）による年金とします。
 - (2) 第3条（指定代理請求人の指定、変更指定または撤回）をつぎのとおり読み替えます。

第3条 この特約を付加した場合、年金特約等による年金の受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、つぎの各号の範囲内で、1人の者を指定代理請求人にあらかじめ指定してください。

(1) 年金受取人の戸籍上の配偶者

(2) 年金受取人と同居し、または、年金受取人と生計を一にしている年金受取人の3親等内の親族

(3) 年金受取人の直系血族

2. 年金受取人は、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、変更指定後の指定代理請求人は、前項に規定する者の範囲内であることを要します。

3. 年金受取人が前2項の指定、変更指定または指定の撤回をするときは、請求書類（別表1）を提出してください。

4. 第2項の変更指定および指定の撤回は、保険証券に裏書を受け、または保険証券を回収し変更指定後もしくは撤回後の契約内容を記載した保険証券の再発行を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

(3) 第5条（被保険者が死亡した場合の保険金等の請求）中、「被保険者」とあるのをすべて「年金受取人」と読み替えます。

(主契約が学資保障保険、こども保険または5年ごと利差配当付こども保険の場合の取扱)

第11条 主契約が学資保障保険、こども保険または5年ごと利差配当付こども保険の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 第1条（特約の締結）をつぎのとおり読み替えます。

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結します。

(2) 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

第2条 この特約の対象となる保険金等（以下、「保険金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約の給付（主契約の高度障害保険金等の給付が支払われるときにその給付の受取人に支払われる金銭を含みます。以下同じ。）のうち、つぎに定めるものとします。

(1) 保険契約者が受け取ることとなる給付

(2) 保険契約者が高度障害状態または身体障害状態に該当した場合の保険料の払込免除

(3) 第3条（指定代理請求人の指定、変更指定または撤回）をつぎのとおり読み替えます。

第3条 この特約を付加した場合、保険契約者は、つぎの各号の範囲内で、1人の者を指定代理請求人にあらかじめ指定してください。

(1) 保険契約者の戸籍上の配偶者

(2) 保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族

(3) 保険契約者の直系血族

2. 保険契約者は、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、変更指定後の指定代理請求人は、前項に規定する者の範囲内であることを要します。

3. 保険契約者が前2項の指定、変更指定または指定の撤回をするときは、請求書類（別表1）を提出してください。

4. 第2項の変更指定および指定の撤回は、保険証券に裏書を受け、または保険証券を回収し変更指定後もしくは撤回後の契約内容を記載した保険証券の再発行を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

5. 保険契約者が変更された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとします。この場合、変更後の保険契約者は、第1項に規定する者の範囲内で、新たに指定代理請求人を指定することができます。

(4) 第5条（被保険者が死亡した場合の保険金等の請求）中、「被保険者」とあるのをすべて「保険契約者」と読み替えます。

(5) 第10条（年金特約、高度障害年金特約、収入保障特約、年金払定期保険特約、5年ごと利差配当付年金特約、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、5年ごと利差配当付優良体年金払定期保険特約、5年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計年金払定期保険特約および無配当年金特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の取扱）中、「主契約の

被保険者」とあるのをすべて「保険契約者」と読み替えます。
(無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)による三大疾病継続年金を特約の対象となる保険金等とする場合の取扱)

- 第12条** 無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16) (以下、本条において「継続年金特約」といいます。) による三大疾病保険金の支払事由に該当した場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。
- (1) 継続年金特約による三大疾病保険金の支払事由に該当した日以後、保険契約者または三大疾病継続年金の受取人 (以下、「継続年金受取人」といいます。) がこの特約を付加した場合、保険契約者は三大疾病継続年金以外の保険金等の指定代理請求人について、また継続年金受取人は三大疾病継続年金の指定代理請求人について、指定、変更指定または撤回をそれぞれ行なうことができるものとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、すでに主契約にこの特約が付加されていた場合、三大疾病保険金の支払事由に該当した日以後、保険契約者は三大疾病継続年金以外の保険金等の指定代理請求人について、また継続年金受取人は三大疾病継続年金の指定代理請求人について、変更指定または撤回をそれぞれ行なうことができるものとします。
 - (3) 前2号による三大疾病継続年金の指定代理請求人については、第3項第2号および第3号の規定を準用して取り扱います。
2. 前項の規定にかかわらず、継続年金特約における継続年金支払期間中に主契約が効力を失ったまたは消滅した後、継続年金特約による三大疾病継続年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号の規定により取り扱います。
- (1) 第1条 (特約の締結) の規定にかかわらず、主契約が効力を失ったまたは消滅した日以後、継続年金受取人は、主契約の被保険者と同一人である場合、継続年金特約による三大疾病継続年金をこの特約の対象となる保険金等とし、この特約を付加することができます。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、すでに主契約にこの特約が付加されている場合で主契約の被保険者と継続年金受取人が同一人であるときは、主契約が効力を失ったまたは消滅した日に、継続年金特約による三大疾病継続年金をこの特約の対象となる保険金等としたこの特約が、自動的に付加されるものとします。

- (3) 前号の場合、第3条第1項および第3項の規定にかかわらず、主契約が効力を失ったまたは消滅した日において指定されていた三大疾病継続年金の指定代理請求人が、この特約における指定代理請求人に指定されたものとします。

3. 前項の規定により継続年金特約による三大疾病継続年金をこの特約の対象となる保険金等として付加されたこの特約については、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 第2条 (特約の対象となる保険金等) をつぎのとおり読み替えます。

第2条 この特約の対象となる保険金等 (以下、「保険金等」といいます。) は、無配当無解約返戻金継続年金付三大疾病保障特約(16) (以下、「継続年金特約」といいます。) による三大疾病継続年金とします。

- (2) 第3条 (指定代理請求人の指定、変更指定または撤回) をつぎのとおり読み替えます。

第3条 この特約を付加した場合、三大疾病継続年金の受取人 (以下、「継続年金受取人」といいます。) は、つぎの各号の範囲内で、1人の者を指定代理請求人にあらかじめ指定してください。

- (1) 継続年金受取人の戸籍上の配偶者
- (2) 継続年金受取人と同居し、または、継続年金受取人と生計を一にしている継続年金受取人の3親等内の親族
- (3) 継続年金受取人の直系血族

2. 継続年金受取人は、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、変更指定後の指定代理請求人は、前項に規定する者の範囲内であることを要します。

3. 継続年金受取人が前2項の指定、変更指定または指定の撤回をするときは、請求書類 (別表1) を提出してください。

4. 第2項の変更指定および指定の撤回は、三大疾病継続年金証書に裏書を受け、または三大疾病継続年金証書を回収し変更指定後もしくは撤回後の契約内容を記載した三大疾病継続年金証書の再発行を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

- (3) 第5条 (被保険者が死亡した場合の保険金等の請求) 中、「被保険者」とあるのをすべて「継続年金受取人」と読み替えます。

別表1 請求書類

項 目		請 求 書 類
1	保険金等の指定代理請求 <第4条>	(1) 主約款または特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 被保険者 (学資保障保険、こども保険および5年ごと利差配当付こども保険の場合は保険契約者) および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書
2	指定代理請求人の指定、変更指定または撤回 <第3条>	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (年金の支払開始日以後は、年金の受取人の印鑑証明書) (3) 保険証券 (年金の支払開始日以後は、年金証書または年金支払証書)
3	三大疾病継続年金の指定代理請求人の指定、変更指定または撤回 <第12条>	(1) 会社所定の請求書 (2) 三大疾病継続年金の受取人の印鑑証明書 (3) 三大疾病継続年金証書

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。なお、書類の提出以外の方法 (会社の定める方法に限りません。) により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類が会社に到着した日とみなします。

保険料口座振替特約条項〈目次〉

- 第1条 特約の適用
- 第2条 責任開始期および契約日の特例
- 第3条 保険料率
- 第4条 保険料の払込
- 第5条 保険料口座振替不能の場合の取扱
- 第6条 諸変更
- 第7条 特約の消滅
- 第8条 契約者配当金の分配

- 第9条 主約款の適用
- 第10条 主契約が変額保険Ⅰ型（有期型）の場合の取扱
- 第11条 主契約が無配当外貨建個人年金保険（積立利率変動型）の場合の取扱
- 第12条 主契約が無配当外貨建終身保険（積立利率変動型）の場合の取扱
- 第13条 主契約が無配当外貨建特別終身保険（積立利率変動型）の場合の取扱

保険料口座振替特約条項

（特約の適用）

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者（以下、「契約者」といいます。）から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
- (1) 契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等を含みます。）に設置してあること
- (2) 契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委任すること
3. 第1項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の中途において契約者から申出があった場合には、前項各号に定める条件を満たし、かつ、会社がその申出を承諾したときに、この特約を適用することができます。
4. 前項の場合に、払込期月がすでに到来していて、いまだ払い込まれていない保険料（保険料の自動振替貸付を行なっている契約については、その貸付金の元利金を含めます。）があるときは、この特約の適用を申し出る際、これを一括して払い込むことを要します。

（責任開始期および契約日の特例）

- 第2条 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合は、つぎの各号の規定により取り扱います。
- (1) この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下同じ。）から口座振替を行なう場合には、普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第4条（保険料の払込）第1項に定める第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。
- (2) この特約の適用される契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。この場合は、契約年齢および保険期間の計算はその日を基準として計算します。
- (3) 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険事故が発生したときは、契約年齢および保険期間は会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払金額と清算します。
- (4) 第1号の場合、会社は、第1回保険料の振替日をあらかじめ契約者に知らせるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者からの申出があったときは、この取扱をしません。

（保険料率）

- 第3条 この特約を適用する月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約が医療保障保険（個人型）

の場合には、保険料率は普通保険料率とします。

3. 第1項の規定にかかわらず、主契約の規定によって将来の若干年月分（4か月分以上とします。）の保険料を一時に払い込む場合には、普通保険料率を基準として会社の定める割引を行いません。
4. 第1項の規定にかかわらず、主約款の規定によって保険料の自動振替貸付を行なう場合は、普通保険料率を基準とします。

（保険料の払込）

- 第4条 保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料の場合は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日とします。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一の指定口座から2件以上の契約の保険料を振り替える場合には、契約者は、会社に対してその振替順序を指定できないものとします。
4. 契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

（保険料口座振替不能の場合の取扱）

- 第5条 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合は、契約者は、第1回保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行ない、払込期月が過ぎた保険料について払込があったものとします。（主約款に定める登録制一括払を行なっているときは、振替日の翌月の応当日に、再度登録制一括払の保険料相当額のための口座振替を行ないます。）
- (2) 年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。
3. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期月が過ぎた保険料を、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

（諸変更）

- 第6条 契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関等に申し出てください。
2. 契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を契約者に通知します。この場合には、契約者は

指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

4. 第1項または第3項の規定による口座または提携金融機関の変更の際し、その変更の手続きが行なわれないうちに、保険料の口座振替が不能となった場合には、第5条の規定に準じて取り扱います。
5. 会社は、会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ契約者に通知します。

（特約の消滅）

第7条 つぎの各号のいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅、または失効したとき
- (2) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (3) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
- (4) 第1条第2項の規定に該当しなくなったとき

（契約者配当金の分配）

第8条 月払契約にこの特約を付加した場合には、主約款の規定により保険料相殺の方法で支払うべき契約者配当金は、その保険年度の第7か月目の保険料が払い込まれるときに、以後の保険料と相殺する方法により支払います。ただし、契約者配当金が1年分の保険料より多い場合は、その差額は指定口座に振り込む方法で支払います。

（主約款の適用）

第9条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

（主契約が変額保険Ⅰ型（有期型）の場合の取扱）

第10条 主契約が変額保険Ⅰ型（有期型）の場合には、第2条（責任開始期および契約日の特例）の規定は適用しません。

（主契約が無配当外貨建個人年金保険（積立利率変動型）の場合の取扱）

第11条 主契約が無配当外貨建個人年金保険（積立利率変動型）の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 第2条（責任開始期および契約日の特例）の規定は適用しません。
- (2) 第7条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

第7条 つぎの各号のいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅、または失効したとき
- (2) 保険料の払込を要しなくなったとき

(3) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき

(4) 第1条第2項の規定に該当しなくなったとき

(5) 保険料の払込が停止されたとき

(3) 保険料円入金特約C型が付加されている場合、払い込む保険料は円による保険料とします。

（主契約が無配当外貨建終身保険（積立利率変動型）の場合の取扱）

第12条 主契約が無配当外貨建終身保険（積立利率変動型）の場合には、第2条（責任開始期および契約日の特例）の規定は適用しません。

（主契約が無配当外貨建特別終身保険（積立利率変動型）の場合の取扱）

第13条 主契約が無配当外貨建特別終身保険（積立利率変動型）の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 第2条（責任開始期および契約日の特例）の規定は適用しません。

(2) 第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）をつぎのとおり読み替えます。

第5条 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合は、契約者は、第1回保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。その翌月分の振替日にも口座振替が不能となった場合には、翌々月分の振替日に3か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2か月分または3か月分の保険料相当額に満たない場合には、指定口座の預入額内で口座振替が可能な月数分の保険料の口座振替を行ないます。その場合の口座振替は、払込期月が過ぎた保険料のうち、払込期月の時期の早いものから順に行なうものとします。（主約款に定める登録制一括払を行なっているときは、振替日の翌月の応当日に、再度登録制一括払の保険料相当額のみを口座振替を行ないます。その振替日の翌月の応当日にも口座振替が不能となった場合には、翌々月の応当日に再度登録制一括払の保険料相当額のみを口座振替を行ないます。）

3. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期月が過ぎた保険料を、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

クレジットカード払特約条項〈目次〉

第1条	特約の適用
第2条	責任開始期および契約日の特例
第3条	保険料率
第4条	保険料の払込
第5条	諸変更
第6条	特約の消滅
第7条	主約款の適用

第8条	主契約が無配当外貨建個人年金保険（積立利率変動型）の場合の取扱
第9条	主契約が無配当外貨建終身保険（積立利率変動型）または無配当外貨建特別終身保険（積立利率変動型）の場合の取扱
第10条	主契約が変額保険Ⅰ型（有期型）の場合の取扱

クレジットカード払特約条項

（特約の適用）

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）締結の際、または保険料払込期間の中途において、保険契約者から主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料の払込方法（経路）にかえて、保険料決済の取扱を提携している会社の指定するクレジットカード（以下、「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与され、または使用を認められたものに限りします。
3. 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性等および利用限度額内であること等の確認（以下、「有効性等の確認」といいます。）を行なうものとします。
4. 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行いません。
5. この特約を保険料払込期間の中途において付加する場合、払込期月がすでに到来して、いまだ払い込まれていない保険料（保険料の自動振替貸付を行なっている保険契約については、その貸付金の元利金を含めます。）があるときは、この特約の適用を申し出る際、これを一括して払い込むことを要します。

（責任開始期および契約日の特例）

- 第2条 この特約が適用され、クレジットカードによる保険料の払込を行なう場合には、主約款の責任開始期の規定を準用します。
2. 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
3. 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づいて保険金、給付金等を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金、給付金等があるときは、過不足分をその保険金、給付金等と精算します。
4. 保険契約者からの申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第2項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

（保険料率）

- 第3条 この特約を適用する保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

（保険料の払込）

- 第4条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同

じ。）をクレジットカードにより払い込む場合には、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった上で、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカードの利用票を作成した時）に、会社が第1回保険料を受け取ったものとします。

2. 前項の場合、会社が、保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。
3. 第2回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
4. 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、会社に対してその払込順序を指定できないものとします。
5. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
6. 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、つぎのすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第3項（第1回保険料の場合は第1項）の規定は適用しません。
- (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
- (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
7. 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
8. この特約により払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

（諸変更）

- 第5条 保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、クレジットカードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
2. 保険契約者が、クレジットカードによる保険料の払込を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

（特約の消滅）

- 第6条 つぎの各号のいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。
- (1) 主契約が消滅、または失効したとき
- (2) 保険料の前納がなされたとき
- (3) 保険料の一括払がなされたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
- (6) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
- (7) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
- (8) カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を

停止したとき

2. 前項第2号および第3号の場合、保険契約者は、あらかじめ会社に申し出て、他の保険料払込方法〈経路〉を選択してください。
3. 第1項第6号から第8号までの場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法〈経路〉を選択してください。

（主約款の適用）

第7条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

（主契約が無配当外貨建個人年金保険（積立利率変動型）の場合の取扱）

第8条 主契約が無配当外貨建個人年金保険（積立利率変動型）の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 第2条（責任開始期および契約日の特例）の規定は適用しません。
 - (2) 第6条（特約の消滅）第1項をつぎのとおり読み替えます。
- 第6条 つぎの各号のいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。
- (1) 主契約が消滅、または失効したとき
 - (2) 保険料の前納がなされたとき

(3) 保険料の一括払がなされたとき

(4) 保険料の払込を要しなくなったとき

(5) 他の保険料の払込方法〈経路〉に変更したとき

(6) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき

(7) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき

(8) カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき

(9) 保険料の払込が停止されたとき

(3) 保険料円入金特約C型が付加されている場合、払い込む保険料は円による保険料とします。

（主契約が無配当外貨建終身保険（積立利率変動型）または無配当外貨建特別終身保険（積立利率変動型）の場合の取扱）

第9条 主契約が無配当外貨建終身保険（積立利率変動型）または無配当外貨建特別終身保険（積立利率変動型）の場合には、第2条（責任開始期および契約日の特例）の規定は適用しません。

（主契約が変額保険I型（有期型）の場合の取扱）

第10条 主契約が変額保険I型（有期型）の場合には、第2条（責任開始期および契約日の特例）の規定は適用しません。

保険料団体取扱特約条項〈目次〉

第1条	特約の適用範囲
第2条	契約日の特例
第3条	保険料率
第4条	保険料の払込方法
第5条	領収証の発行
第6条	保険料の自動振替貸付
第7条	保険料の一括払
第8条	特約の消滅

第9条	特約消滅後の取扱
第10条	特約の更新、変更または自動変更
第11条	契約者配当金の支払方法
第12条	登録制一括払停止の特則
第13条	普通保険約款の適用
第14条	主契約が変額保険Ⅰ型（有期型）の場合の取扱
第15条	主契約が無配当外貨建個人年金保険（積立利率変動型）の場合の取扱

保険料団体取扱特約条項

（特約の適用範囲）

第1条 官公署、会社、組合、工場その他の団体（以下、「団体」といいます。）に属し、毎月その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける団体を保険契約者（以下、「契約者」といいます。）とする個人契約の契約者数、または団体を契約者とし、その団体を被保険者とする団体契約（以下、「事業保険」といいます。）の被保険者の数が、つぎのいずれかに該当する場合は、保険料の取扱を団体取扱とします。この場合、団体代表者と会社とは団体取扱契約書を取り交します。

- (1) 当該事業所に個人契約の契約者が20名以上あるとき
- (2) 当該事業所に事業保険の被保険者が20名以上あるとき
- (3) 当該事業所の個人契約の契約者数と当該事業所の事業保険の被保険者数とを名寄せの上、合算して20名以上あるとき
- (4) 当該事業所の個人契約の契約者数または事業保険の被保険者数が20名未満であっても、(1)、(2)または(3)に該当する事業所が他にあるとき

（契約日の特例）

第2条 普通保険約款の規定にかかわらず、この特約の適用される契約の契約日を、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。この場合は、契約年齢および保険期間の計算はその日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険事故が発生したときは、契約年齢および保険期間は会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払金額と清算します。

2. 前項の規定にかかわらず、契約者の申出があったときは、この取扱をしません。

（保険料率）

第3条 この特約を適用する半年払契約および月払契約の保険料率は、団体扱保険料率とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主たる保険契約が医療保障保険（個人型）の場合には、保険料率は普通保険料率とします。

（保険料の払込方法）

第4条 第2回以後の保険料は、団体代表者を経て会社に払い込んでください。ただし、各事業所が保険料の取次をする場合は、各事業所の事務取扱代表者を経て会社に払い込んでください。

2. 保険料は、団体代表者（前項ただし書の場合は、各事業所の事務取扱代表者）から会社に払い込まれたときに、払込があったものとします。

（領収証の発行）

第5条 第2回以後の保険料については、団体代表者（前条第1項ただし書の場合は、各事業所の事務取扱代表者）に対して領収証を発行し、個々の契約者に対しては発行しません。

（保険料の自動振替貸付）

第6条 普通保険約款の保険料自動振替貸付の規定は、この特約の有効期間中は適用しません。ただし、事業保険の場合を除きます。

（保険料の一括払）

第7条 この特約を付加した月払契約の保険料の一括払をするときは、普通保険約款に定める保険料の一括払における保険料の

割引の規定にかかわらず、会社の別に定める率により割り引きます。ただし、医療保障保険（個人型）契約については、普通保険約款の規定により取り扱います。

（特約の消滅）

第8条 この特約は、つぎの場合に消滅します。

- (1) 契約者または被保険者が団体に所属しなくなったとき
- (2) 団体取扱契約が廃止されたとき
- (3) 猶予期間内に保険料が払い込まれないとき。ただし、事業保険は除きます。

（特約消滅後の取扱）

第9条 前条によりこの特約が消滅した場合には、個人扱の契約とし、普通保険約款が適用されます。

（特約の更新、変更または自動変更）

第10条 この特約を付加した契約が更新されたとき、他の保険へ変更されたときまたは自動変更されたときは、その契約とともに、この特約も更新、変更または自動変更して継続されます。

（契約者配当金の支払方法）

第11条 普通保険約款の規定にかかわらず、保険料払込中の契約に対し保険料相殺の方法によって支払うべき契約者配当金は、団体代表者または事務取扱責任者（第4条第1項ただし書の場合は、各事業所の事務取扱代表者）を通じて一括して支払います。

（登録制一括払停止の特則）

第12条 団体が登録制一括払の取扱を停止した場合には、登録制一括払を行なっている保険契約の契約者は、登録制一括払を停止するか、他の保険料払込方法（経路）を選択してください。

（普通保険約款の適用）

第13条 この特約で定めてない事項は、すべて普通保険約款を適用します。

（主契約が変額保険Ⅰ型（有期型）の場合の取扱）

第14条 主契約が変額保険Ⅰ型（有期型）の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特例）の規定は適用しません。
- (2) 普通保険約款の保険料払込の自動停止の規定は、この特約の有効期間中は適用しません。ただし、事業保険の場合を除きます。

（主契約が無配当外貨建個人年金保険（積立利率変動型）の場合の取扱）

第15条 主契約が無配当外貨建個人年金保険（積立利率変動型）の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特例）の規定は適用しません。
- (2) 普通保険約款の保険料払込の自動停止の規定は、この特約の有効期間中は適用しません。ただし、事業保険の場合を除きます。
- (3) 第8条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

第8条 この特約は、つぎの場合に消滅します。

- (1) 契約者または被保険者が団体に所属しなくなったとき
- (2) 団体取扱契約が廃止されたとき

- (3) 猶予期間内に保険料が払い込まれないとき。ただし、事業保険は除きます。
- (4) 保険料の払込が停止されたとき

- (4) 保険料円入金特約C型が付加されている場合、払い込む保険料は円による保険料とします。

集团取扱特約条項〈目次〉

第1条 特約の適用範囲
第2条 契約日の特例
第3条 保険料率
第4条 保険料の払込方法
第5条 特約の消滅
第6条 特約消滅後の取扱

第7条 特約の更新、変更または自動変更
第8条 契約者配当金の支払方法
第9条 登録制一括払停止の特例
第10条 特約に対する普通保険約款の適用
第11条 主契約が変額保険Ⅰ型（有期型）の場合の取扱
第12条 主契約が無配当外貨建個人年金保険（積立利率変動型）の場合の取扱

集团取扱特約条項

（特約の適用範囲）

第1条 会社は、保険契約者（以下、「契約者」といいます。）が団体に所属し、かつ、その団体の取扱責任者が保険料の集金を行なう場合に限り、この特約を適用します。この場合は、その団体の取扱責任者と会社とは団体取扱契約書を取り交します。

（契約日の特例）

第2条 普通保険約款の規定にかかわらず、この特約の適用される契約の契約日を、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。この場合は、契約年齢および保険期間の計算はその日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険事故が発生したときは、契約年齢および保険期間は会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払金額と清算します。

2. 前項の規定にかかわらず、契約者の申出があったときは、この取扱をしません。

（保険料率）

第3条 この特約を適用する半年払契約および月払契約の保険料率は、集团扱保険料率とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主たる保険契約が医療保障保険（個人型）の場合には、保険料率は普通保険料率とします。
3. 第1項の規定にかかわらず、普通保険約款の規定によって将来の若干年月分の保険料を一時に払い込む場合には、普通保険料率を基準として会社の定める割引を行ないます。
4. 第1項の規定にかかわらず、普通保険約款の規定によって保険料の自動振替貸付を行なう場合は、普通保険料率を基準とします。

（保険料の払込方法）

第4条 第2回以後の保険料は、団体取扱責任者を経て会社に払い込んでください。

2. 保険料は、団体取扱責任者から会社に払い込まれたときに、払込があったものとします。

（特約の消滅）

第5条 この特約は、つぎの場合に消滅します。

(1) 契約者が団体から脱退したとき

(2) 団体取扱契約が廃止されたとき

（特約消滅後の取扱）

第6条 前条により特約が消滅した場合には、個人扱の契約とし、普通保険約款が適用されます。

（特約の更新、変更または自動変更）

第7条 この特約を付加した契約が更新されたとき、他の保険へ変更されたときまたは自動変更されたときは、その契約とともに、この特約も更新、変更または自動変更して継続されます。

（契約者配当金の支払方法）

第8条 普通保険約款の規定にかかわらず、保険料払込中の契約に対し、保険料相殺の方法によって支払うべき契約者配当金は、団体取扱責任者を通じて支払います。

（登録制一括払停止の特例）

第9条 団体が登録制一括払の取扱を停止した場合には、登録制一括払を行なっている保険契約の契約者は、登録制一括払を停止するか、他の保険料払込方法（経路）を選択してください。

（特約に対する普通保険約款の適用）

第10条 この特約で定めてない事項は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

（主契約が変額保険Ⅰ型（有期型）の場合の取扱）

第11条 主契約が変額保険Ⅰ型（有期型）の場合には、第2条（契約日の特例）の規定は適用しません。

（主契約が無配当外貨建個人年金保険（積立利率変動型）の場合の取扱）

第12条 主契約が無配当外貨建個人年金保険（積立利率変動型）の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 第2条（契約日の特例）の規定は適用しません。

(2) 第5条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

第5条 この特約は、つぎの場合に消滅します。

(1) 契約者が団体から脱退したとき

(2) 団体取扱契約が廃止されたとき

(3) 保険料の払込が停止されたとき

(3) 保険料円入金特約C型が付加されている場合、払い込む保険料は円による保険料とします。

情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項〈目次〉

- 第1条 特約の適用
第2条 規定の読替

情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項

（特約の適用）

第1条 この特約は、会社の定める携帯端末等の情報処理機器（以下、「情報端末」といいます。）を利用して保険契約（主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）および主契約に付加される特約をいいます。）の申込の手続を行なう場合に、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに適用します。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。

- (2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され、会社が告知を求めた事項について、情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、告知することができるものとします。

（規定の読替）

第2条 前条の規定によりこの特約を適用する場合、主契約の普通保険約款および特約条項のつぎに掲げる規定は、下表のとおり読み替えます。

	読替前	読替後
告知義務に関する規定	会社所定の書面で告知を求めた	情報端末による保険契約の申込等に関する特約に定める情報端末に表示され、会社が告知を求めた
	その書面により告知する	その情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することにより告知する
誤りの処理に関する規定 （契約年齢、性別、喫煙歴または健康状態等）	保険契約申込書に記載された	情報端末による保険契約の申込等に関する特約に定める情報端末の保険契約の申込画面に表示された
	告知書に記載された	情報端末による保険契約の申込等に関する特約に定める情報端末の告知画面へ入力し、会社へ送信された

特約

集団取扱特約条項・情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項・保険証券等の電子化に関する特約条項

保険証券等の電子化に関する特約条項〈目次〉

- 第1条 特約の適用
- 第2条 保険契約の承諾
- 第3条 契約内容の電磁的方法による提供
- 第4条 請求書類
- 第5条 特約の失効

- 第6条 特約の復活
- 第7条 特約の解約
- 第8条 特約の消滅
- 第9条 主約款の規定の準用

保険証券等の電子化に関する特約条項

（特約の適用）

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）締結の際または主契約締結後、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

（保険契約の承諾）

第2条 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約者に対し電磁的方法により通知します。なお、会社は電磁的方法による通知に代えてその他の方法を用いる場合があります。

（契約内容の電磁的方法による提供）

- 第3条 第1条（特約の適用）の規定により、主契約にこの特約が適用された場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）および主契約に付加されている特約の特約条項（以下、「特約条項」といいます。）に定める保険証券もしくは証書（以下、「保険証券等」といいます。）を発行、交付、再発行もしくは回収せず、または保険証券等への記載、表示もしくは裏書を行いません。ただし、証書については、年金等の受取人（主約款または特約条項の定めるところにより証書の交付を受ける受取人をいいます。以下同じ。）の申出があり、会社が認めた場合に限り本条の取扱をします。
2. 前項の場合、会社は、保険契約の内容として電磁的方法により提供した事項（以下、「電子証券」といいます。）を、保険証券等の記載事項とみなします。
3. 前2項の場合、保険契約の内容に変更が生じた場合には、会社は、新たに電子証券を提供します。この場合、新たな電

子証券を保険証券等の再発行または保険証券等への表示もしくは裏書とみなします。

（請求書類）

第4条 主約款および特約条項の別表に定める請求書類のうち、保険証券等の提出は不要とします。

（特約の失効）

第5条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

第6条 主契約の復活請求の際に別段の申出がない場合は、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の保険契約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（特約の解約）

第7条 この特約のみの解約は取り扱いません。

（特約の消滅）

第8条 つぎの各号のいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 保険契約者が変更されたとき
- (3) 年金等の受取人が変更されたとき

（主約款の規定の準用）

第9条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことから記載しています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に、

ページ

●クーリング・オフ(お申込みの撤回・ご契約の解除)制度について	6
●給付金などをお支払いできない場合について	31
●健康状態、職業などの告知について	34
●責任開始期について	36
●第2回目以降の保険料の払込方法(経路)について	38
●保険料払込の猶予期間、ご契約の失効について	39
●ご契約の復活について	39
●解約および解約返戻金について	43

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからです。ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問合せください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

ご照会は
マニライフ生命コールセンター

TEL 0120-063-730

お問合せ時間 月～金曜日 9時～17時
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

「重要事項のお知らせ(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特に重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みください。

取扱者／募集代理店

引受保険会社

マニライフ生命保険株式会社

コールセンター **0120-063-730**

受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp